

The Environmental Project Report Shinjuku-ku

新宿区環境白書
(平成30年度版)

新宿区環境白書

平成30年度版

新宿区環境白書

印刷物作成番号
2018-4-3901

平成30年度
平成30年9月 発行
編集・発行

この印刷物は、業者委託により1,000部印刷製本しています。その経費として、1部あたり432円(税込み)がかかっています。ただし、編集時の職員人件費や配送経費などは含んでいません。

新宿区環境清掃部環境対策課

東京都新宿区歌舞伎町1-4-1
電話 (03) 3209-1111 (代表)

新宿区は、環境への負荷を少なくし、未来の環境を創造するまちづくりを推進しています。
本誌は、古紙を利用した再生紙と環境にやさしい「植物油インク」を使用しています。



The Environmental Project Report Shinjuku-ku



新宿区

新宿区環境白書（平成30年度版）発行にあたって

今年度の環境白書は「新宿区第二次環境基本計画」の最終年度にあたる平成29年度の事業を主な対象として計画の進捗状況の点検・評価を行い、その結果を取りまとめました。

環境白書は、区民の皆様にも環境対策にご理解をいただき、積極的に環境活動に関わっていただくきっかけとなるよう毎年発行しています。巻末には、区民の皆様からご意見やご要望を区にお寄せいただけるように意見用紙を添付しておりますので、ぜひ、ご活用いただきたいと思います。

さて、区では平成30年2月に平成30年度から10年間を計画期間とする「新宿区第三次環境基本計画」を策定いたしました。

「新宿区第三次環境基本計画」では、「新宿区地球温暖化対策指針」を統合し、区の温暖化対策を一本化することで総合的かつ計画的に推進できるようにいたしました。

また、個別目標ごとに、誰もがわかりやすく実践しやすい取組を設定し、区民・事業者・区の各主体が積極的に環境配慮行動に取り組むことができるようにしています。

区では、環境白書を通じて、区民の皆様にも区の環境対策についてご理解とご協力をいただくとともに、「持続可能な環境都市・新宿」の実現に向けて区民、事業者の皆様と一体となって新宿区第三次環境基本計画を推進してまいります。

平成30年9月
新宿区長

吉住 健一



新宿区環境都市宣言

私たちには、健康と、安全そして快適な環境で生活する権利があります。

私たちには、環境にやさしい暮らし方や、ともに生きるための新しい役割を考えながら、かけがえのない地球環境を子孫に引き継いでいく責務があります。

私たちは、東京の新都心にあつて、歴史的、文化的資源や貴重な自然が残されている新宿区で、うるおいとやすらぎのある環境を創造していくことを決意しました。

私たちは、「環境を考え行動する人びとが、ともに生き、集うまち、新宿区」の実現を心から希求し、ここに、新宿区が環境都市であることを宣言します。

- 一 私たちは、毎日の暮らしが地球環境と密接な関係にあることを自覚し、いつでも環境を良くすることを考えて行動します。
- 一 私たちは、エネルギーの節約やリサイクルの推進につとめ、限りある資源を大切にします。
- 一 私たちは、自然環境とのきずなを深め、様々な生物がともに生きる環境づくりをめざします。
- 一 私たちは、すべての人びとと地球のめぐみを分かちあい、地域を超えたつながりを大切にします。

平成6年6月5日 新宿区

目 次

第1章 新宿区の環境

1 環境白書作成の趣旨	1
2 第二次環境基本計画の施策体系	1
3 第二次環境基本計画の重点的な取り組み	3
4 新宿区の環境の現状	5

第2章 区内の環境活動・環境学習

◇ 地域での環境活動の取組

1 区立小中学校での環境学習	11
2 地区協議会による取組	27
3 新宿区町会連合会（町会・自治会）による取組	39
4 地域団体による取組	39
5 特別出張所による取組	40
6 事業者やNPO等による取組	40
7 エコライフ推進員の活動	42

◇ 環境保全のための参加と協働

1 区民の環境学習	43
2 普及啓発	48
3 区立環境学習情報センターの活動	50

第3章 「第二次環境基本計画」施策体系から見る進捗状況

基本目標1 「人と自然が調和したまちの快適性を確保します。」

1-1 自然とのふれあいの場の創出	54
①水とみどりの環境整備の推進	
②生物多様性に配慮した環境づくり	

- 1-2 都市生活の快適性の確保
 - ①きれいなまちづくりの推進
 - ②人にやさしい快適な道づくり
 - ③景観に配慮したまちづくりの推進

基本目標 2 「資源循環型の社会を構築します。」

- 2-1 3Rの推進 77
 - ①リデュース（ごみの発生抑制）の推進
 - ②リユース（再使用）の推進
 - ③リサイクル（再生利用）の推進

- 2-2 ごみの適正処理
 - ①ごみの適正な出し方の徹底
 - ②産業廃棄物・建設副産物の適正処理
 - ③不法投棄対策

基本目標 3 「身近な環境の安全安心を守ります。」

- 3-1 公害対策等 90
 - ①環境監視及び公害の監視・規制指導の充実
 - ②近隣公害等の対策促進
- 3-2 有害汚染物質の適正管理
 - ①有害化学物質対策の実施
 - ②災害によるリスクの低減

基本目標 4 「地域特性に応じたエネルギーの確保と効率的利用を推進します。」

- 4-1 創エネの推進 98
 - ①省エネルギーの推進
 - ②再生可能エネルギーの活用
 - ③未利用エネルギーの活用検討
- 4-2 地域エネルギーマネジメント構築の促進
 - ①関連機器・設備の導入・開発促進
 - ②地域エネルギーマネジメント構築の促進
 - ③蓄電などによるリスク管理

基本目標 5 「地域・地球環境に配慮した環境都市づくりを進めます。」

5-1 地球温暖化対策の推進	105
①温室効果ガス削減のための取り組み	
②低炭素な暮らしに向けた取り組み	
5-2 ヒートアイランド対策の推進	
①都市構造の改善	
②適応策の普及促進	
巻末資料 環境白書・資料編	120
ご意見・ご要望	146

第1章 新宿区の環境

1 環境白書作成の趣旨

新宿区では、平成16年（2004年）3月に平成15年度（2003年度）から平成24年度（2012年度）を計画期間とした「新宿区環境基本計画」を策定しました。環境基本計画では、区が直面する政策課題に対して環境保全施策を体系的に整備しました。平成20年（2008年）年2月には、地球温暖化対策をめぐる状況が大きく変化したことを受け、環境基本計画の平成20年度（2008年度）から平成24年度（2012年度）までの後期5年間について改定を行いました。

平成25年（2013年）2月には平成25年度（2013年度）から平成29年度（2017年度）を計画期間として「新宿区第二次環境基本計画」を策定し、計画を進めてきました。

「環境白書」は、環境基本計画の実効性を担保するために、その進捗状況を点検・評価するものです。今回の環境白書は、平成29年度（2017年度）をその対象期間とし、第二次環境基本計画に添って点検・評価しました。また、平成29年度（2017年度）をもって第二次環境基本計画が終了したため、第二次環境基本計画全体を通じた評価についても記載しています。

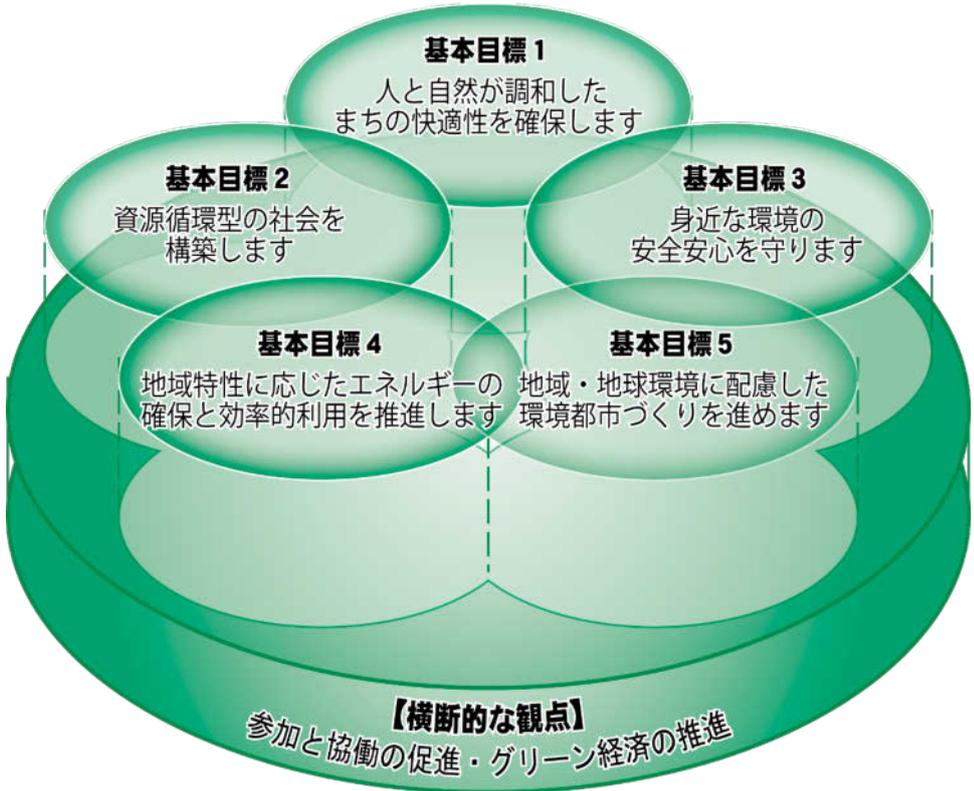
今後は、平成30年（2018年）2月に策定した「新宿区第三次環境基本計画」の進捗状況の点検・評価のため、環境白書を引き続き作成していきます。

2 第二次環境基本計画の施策体系

第二次環境基本計画は、「参加と協働の促進」「グリーン経済の推進」の2つを横断的な観点として位置付け、5つの基本目標の実現に向けて取組を進めています。

5つの基本目標のもとに10の個別目標を設定し、個別目標達成のために25の施策を掲げています。

また、「主体的な環境活動とネットワーク化の促進」、「環境学習の推進」、「スマートコミュニティの形成」の3つの取組を重点的な取組として位置付けています。



第二次環境基本計画の体系

横断的な 観点	基本目標	個別目標 個別施策	重点的な 取り組み
参加と協働の促進・グリーン経済の推進	基本目標 1 人と自然が調和した まちの快適性を確保 します	1-1. 自然とのふれあいの場の創出 ①水とみどりの環境整備の推進 ②生物多様性に配慮した環境づくり 1-2. 都市生活の快適性の確保 ①きれいなまちづくりの推進 ②人にやさしい快適な道づくり ③景観に配慮したまちづくりの推進	1 主体的な環境活動と ネットワーキングの促進 2 環境学習の推進 3 スマートコミュニティの 形成
	基本目標 2 資源循環型の社会 を構築します	2-1. 3Rの推進 ①リデュース（ごみの発生抑制）の推進 ②リユース（再使用）の推進 ③リサイクル（再生利用）の推進 2-2. ごみの適正処理 ①ごみの適正な出し方の徹底 ②産業廃棄物・建設副産物の適正処理 ③不法投棄対策	
	基本目標 3 身近な環境の 安全安心を守ります	3-1. 公害対策等 ①環境監視及び公害の監視・規制指導の充実 ②近隣公害等の対策促進 3-2. 有害汚染物質の適正管理 ①有害化学物質対策の実施 ②災害によるリスクの軽減	
	基本目標 4 地域特性に応じた エネルギーの確保 と効率的利用を推 進します	4-1. 創エネの推進 ①省エネルギーの推進 ②再生可能エネルギーの活用 ③未利用エネルギーの活用検討 4-2. 地域エネルギーマネジメント構築の促進 ①関連機器・設備の導入・開発促進 ②地域エネルギーマネジメント構築の促進 ③蓄電などによるリスク管理	
	基本目標 5 地域・地球環境に 配慮した環境都市 づくりを進めます	5-1. 地球温暖化対策の推進 ①温室効果ガス削減のための取り組み ②低炭素な暮らしに向けた取り組み 5-2. ヒートアイランド対策の推進 ①都市構造の改善 ②適応策の普及促進	

3 第二次環境基本計画の重点的な取り組み

「重点的な取り組み」とは、目指すべき環境都市像を実現するため、現在の社会動向を踏まえつつ、これまでの新宿が蓄積し培ってきた地域の力と、新宿に集まる多種多様な人のもつエネルギーとが創り出す「新宿力」を活用し、新宿区が重点的に取り組んでいく3つの取り組みをいいます。環境白書では基本目標単位で評価・点検を行っています。

(1) 主体的な環境活動とネットワーク化の促進

区内各地で行われている環境活動について、さらなる活動の広がりや活発化のため個人や地域の主体的な環境活動とネットワーク化を促進するための取り組みです。

(対応する個別施策)

- | | |
|------------------------|-------------------|
| 1-1② 生物多様性に配慮した環境づくり | 1-2① きれいなまちづくりの推進 |
| 2-1① リデュース（ごみの発生抑制）の推進 | 2-1② リユース（再使用）の推進 |
| 2-1③ リサイクル（再生利用）の推進 | 4-1① 省エネルギーの推進 |
| 5-1① 温室効果ガス削減のための取り組み | |

【概要】

新宿区では、さまざまな環境活動が区内各地域で活発に行われていますが、中でも「新宿エコ隊」の活動や「新宿『みどりのカーテン』プロジェクト」の取り組みは、多くの区民が参加する温暖化対策の積極的な取り組みとなっています。また、区外でも「新宿の森」における森林保全体験やカーボン・オフセットの取り組みが行われています。これらの環境活動について、区ホームページでの情報発信や、学校など教育機関での展開、イベントなどを通じた世代間交流など、既存活動の内容拡充や新たな活動の展開を通じて、各主体の参加と協働を促進しながら、活動のネットワーク化を図り、個人や地域の活動促進を図ります。

(2) 環境学習の推進

環境活動への参加促進や環境への意識啓発を図るため、全ての世代に対する環境学習を推進するための取り組みです。

(対応する個別施策)

- | | |
|------------------------|----------------------|
| 1-1① 水とみどりの環境整備の推進 | 1-2① きれいなまちづくりの推進 |
| 2-1① リデュース（ごみの発生抑制）の推進 | 2-1② リユース（再使用）の推進 |
| 4-1① 省エネルギーの推進 | 5-1② 低炭素な暮らしに向けた取り組み |

【概要】

新宿区では、エコリーダー養成講座や事業者による出前講座など、区民や事業者が自ら学び、実践していく取り組みが活発に行われています。また、毎年「環境白書」を発行し、新宿区の環境の現状を公表し、区民・事業者の意識向上を促しています。

こうした取り組みにより区民・事業者の環境への意識は向上しており、具体的な活動へ繋がってきている状況にあります。さらに、エコリーダー養成講座の修了生が、新たに講師となって次世代の育成を図るなど、継続的な活動へと繋げています。環境活動への参加促進や環境への意識啓発を図るため、年齢を問わず全ての世代に対する環境学習を推進します。

(3) スマートコミュニティの形成

「新宿力」のひとつである集積の力を活用するとともに、将来的なグリーン経済の発展を見据えスマートコミュニティの形成を図る取り組みです。

(対応する個別施策)

- | | |
|--------------------------|----------------------|
| 4-1① 省エネルギーの推進 | 4-1② 再生可能エネルギーの活用 |
| 4-1③ 未利用エネルギーの活用検討 | 4-2① 関連機器・設備の導入・開発促進 |
| 4-2② 地域エネルギーマネジメントの構築の促進 | 4-2③ 蓄電などによるリスク管理 |
| 5-1② 低炭素な暮らしに向けた取り組み | 5-2① 都市構造の改善 |

【概要】

人やモノが多く集積するということは、小さな努力、小さな取り組みでも多大な効果を生むことが可能であることを意味します。多くのビルや商業施設、事業所が集まり、多くの人が訪れる新宿区には、その力を活かす大きなポテンシャルがあるといえます。

また、太陽光などの再生可能エネルギーを活用した機器や蓄電設備に関する区民や事業者の関心も高く、西新宿での地域冷暖房の高度化をはじめとして、地域全体での取り組みも期待されます。

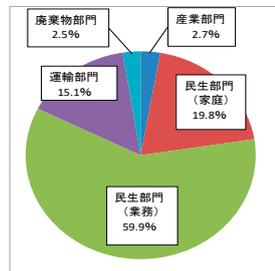
このように、将来的なグリーン経済の展開を見据え、区民・事業者が、エネルギー使用に関しての見える化やネットワーク化を図ることにより、単なる消費者の立場からエネルギーをマネジメントする立場へと進み、区はこれらを促進するための情報提供や環境整備を行い、スマートコミュニティの形成を推進します。

4 新宿区の環境の現状

新宿区などの都市では、地球温暖化による気温上昇に、ヒートアイランド現象がもたらす気温上昇が加わり、都市の温暖化は急速に進んでいます。以下に本区の特徴を示します。

区内のCO₂排出量

平成27年度（2015年度）のCO₂排出量は283万7,000t-CO₂であり、前年から17万6,000t-CO₂減少しました。



図：部門別のCO₂排出量
平成27年度（2015年度）

部門別にみると、民生部門（業務）の排出量が多いことが特徴で、民生部門（家庭）を合わせた民生部門だけで、全体の約80%と非常に高い割合を占めています。

出典：オール東京62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」

新宿区の取組

区民に向けた取組では、みどりのカーテンの普及や省エネルギー機器の導入助成を、事業者に向けた取組では、省エネルギー診断などを行っています。区の取組としては、区有施設への太陽光発電システムの導入や、新宿の森でのカーボン・オフセット事業等、様々な対策に取り組んでいます。



みどりのカーテン

気候

年平均気温は上昇傾向であり、真夏日日数や熱帯夜日数は増加傾向にあります。

業務ビル、住宅及びアスファルト等の人工被覆面からの熱負荷が大きく、ヒートアイランド現象が起きています。

人口・世帯

人口・世帯数ともに平成12年（2000年）以降は概ね増加傾向にあります。年齢別にみると、高齢世代は全国傾向と同様に増加しています。

また、単身世帯や外国人登録人口が多く、昼間人口が夜間人口の約2.3倍あり日中の業務活動が活発なことも特徴です。

出典：第42回新宿区の統計（平成30年（2018年））

土地利用や建築物

集合住宅や事務所建築物が約60%を占めており、中でも中高層建物の割合が高くなっています。

出典：新宿区の土地利用2018

産業構造

産業分類別にみると、第三次産業が90%以上を占めています。

区内には約3万3千の事業所があり、そのうち約70%は、従業員数10人未満の小規模事業所です。

出典：第42回新宿区の統計（平成30年（2018年））

・新宿区内の温室効果ガス (CO₂)排出量

23 区標準 CO₂排出量算定手法による新宿区の排出量(実績値)

	1990 年度	2013 年度		2014 年度		2015 年度	
	1,000t-CO ₂	1,000t-CO ₂	90 年度比	1,000t-CO ₂	90 年度比	1,000t-CO ₂	90 年度比
産業部門	274	99	-63.9%	66	-75.9%	78	-71.5%
民生部門	1,640	2,579	+57.3%	2,436	+48.5%	2,260	+37.8%
家庭	399	633	+58.6%	599	+50.1%	561	+40.6%
業務	1,241	1,947	+56.9%	1,837	+48.0%	1,699	+36.9%
運輸部門	519	453	-12.7%	444	-14.5%	428	-17.5%
廃棄物部門	30	70	+133.3%	67	+123.3%	71	+136.6%
合計	2,464	3,201	+29.9%	3,013	+22.3%	2,837	+15.1%

※各部門の排出量と合計は、四捨五入の関係で異なることがある。

・新宿区の CO₂削減目標

「新宿区地球温暖化対策指針」による削減目標は下表のとおり

年度	1990(平2)	2014(平26)	2015(平27)	2016(平28)
排出量	2,464(実績)	3,013(実績)	2,837(実績)	2,341(目標)
1990 年度比		+22.3%(実績)	+15.1%(実績)	-5.0%
対前年度削減量		-188	-176	-496

単位:1,000t-CO₂

・新宿区の事業による CO₂削減量(29 年度実績)

		項 目	件数等	CO ₂ 削減量	計	
区	1	太陽光発電システム (区有施設)	17 件	86.04t-CO ₂	985.09t-CO ₂	
	2	伊那市でのカーボン・オフセット	23.42ha	318.5t-CO ₂		
	3	沼田市でのカーボン・オフセット	12.03ha	82.5t-CO ₂		
	4	あきる野市でのカーボン・オフセット	2.79ha	20.05t-CO ₂		
	5	グリーン電力購入	100 万 kWh	478t-CO ₂		
区民・事業者	1	新宿エコ隊 『区民:4,912 隊員:学生 154 :事業者 134』		約 1,257t-CO ₂	3,576.8t-CO ₂	
	2	新エネルギー機器等導入		約 2319.8t-CO ₂		
		太陽光発電システム (住宅用) (H21~H29 年度分)		2906.85kW		約 1389.47t-CO ₂
		太陽光発電システム (事業者用) (H22~H29 年度分)		175.8kW		約 84.03t-CO ₂
		太陽熱給湯システム (H21~H29 年度分)		5 件		約 3.99t-CO ₂
		エコキュート (H21~H29 年度分)		290 件		約 20.01t-CO ₂
		エコジョーズ (H21~H24 年度分)		1,162 件		約 348.30t-CO ₂
エネファーム (H22~H29 年度分)		316 件	約 474t-CO ₂			
合計	29 年度 CO ₂ 削減量実績			4,651.89t-CO ₂		

※電力の排出係数は 0.478 kg-CO₂/kWh (平成 28 年度 (2016 年度) 都内全電源排出係数) を使用

※「区民・事業者」の削減量は「新宿区地球温暖化対策指針」に基づき算定

・新エネルギー等の補助金助成件数(区民・事業者用)

件数

	種 類	26年度	27年度	28年度	29年度
1	住宅用太陽光発電システム	66	38	22	15
2	太陽熱給湯システム	0	1	0	0
3	太陽熱温水器	0	0	0	0
4	CO ₂ 冷媒ヒートポンプ給湯器(エコキュート)	20	21	10	9
5	家庭用燃料電池(エネファーム)	62	69	52	30
6	高反射率塗装	24	26	47	36
7	雨水利用設備	5	3	2	2
8	断熱窓改修	-	-	15	25
	住宅用小計	177	158	148	117
9	事業者用太陽光発電システム	1	0	0	0
10	事業者用LED導入補助金	-	-	7	6
	合 計 件 数	178	158	155	123

※断熱窓改修、事業者用LED導入補助金は平成28年度(2016年度)から開始。

・新エネルギー等設置箇所数(区有施設)

種 類		太陽光発電システム	雨水タンク※	みどりのカーテン
1	保育園・幼稚園・子ども園	1	1	33
2	小 学 校	5	21	29
3	中学校等	5	8	11
4	公共施設	6	16	49
5	公 園	-	-	-
	合計件数	17	46	122

※太陽光発電かん水装置及び散水用含む。数字は設置箇所数。平成30年(2018年)3月末現在

・「新宿の森」取組状況(※カーボン・オフセット)

カーボン・オフセットの事業を推進するとともに、間伐、植林や下草刈り体験等を通じた環境学習の場、及び地元住民との交流の場として活用していきます。(次ページ参照)

カーボン・オフセットは、一つの手段です。区とかかわるすべての人々が、小さなことから始められるCO₂削減を日々実践してこそ、地球温暖化防止に大きな効果が生まれます。

※カーボンオフセット:区の森林整備事業によるCO₂吸収量を、区内のCO₂排出量の一部と相殺すること。

名 称	新宿の森・伊那	新宿の森・沼田	新宿の森・あきる野
所在地	長野県伊那市 ①長谷溝口 ②ますみヶ丘	群馬県沼田市白沢町高平	東京都あきる野市戸倉
新宿からの距離 及び所要時間	約 220km ・中央自動車道「伊那 IC」 (約 3 時間) ・高速バス「伊那市」 (約 3.5 時間)	約 190km ・関越自動車道「沼田 IC」 (約 2 時間) ・上越新幹線「上毛高原」 (約 2 時間)	約 50km ・圏央道「あきる野 IC」 (約 1 時間) ・JR 五日市線「武蔵五日市」 (約 1 時間 10 分、バス 15 分)
対象面積・規模 〈所有者〉	①888.87ha(年間約 30ha 間伐) ②ますみヶ丘約 0.4ha 〈伊那市〉	約 17.2ha(ゴルフ場跡地、芝育成 跡地) 〈一般社団法人高平公益社〉	3.73ha(森林) (うち 2.79ha に植林) 〈あきる野市〉
借用期間	15 年間 (H21.5~H35.3)	10 年間 (H22.5~H32.3)	11 年間 (H22.4~H33.3)
協 定	・20.2「地球環境保全のための連携 に関する協定」(基本協定)締結 ・21.5「新宿の森の使用に関する協 定」締結。「伊那市市有林森林整備 実施に関する協定」(実施協定)締 結(鹿嶺高原での間伐)	・22.3「地球環境保全のための連 携に関する協定」(基本協定)締結 ・22.5『「新宿の森・沼田」の森 林整備実施に関する協定」(実施 協定)締結	・22.3「地球環境保全のための 連携に関する協定」(基本協定) 締結 『「新宿の森・あきる野(企業の 森)』の森林整備実施に関する 協定」(実施協定)締結
21 年度実績	①間伐(委託) 28.72h ②21.5 調印式及び「新宿の森」開 設イベント(区民、区内小学生等 70 名、伊那市 100 名参加) ③間伐体験 ・小学校移動教室 4 校 ・環境学習情報センター指定事業 (8/7,8)		・22.3(財)東京都農林水産振 興財団の仲介(都「企業の森」 制度)による調印式
22 年度実績	①間伐(委託) 29.87ha ②間伐体験 ・小学校移動教室 4 校 ・環境学習情報センター指定事業 (12/18,19)	・森林整備(委託)3.93ha⇒8,100 本(コナラ等植林) ・5/9 調印式、「新宿の森」開設イ ベント、コナラ植林 4,000 本 (2ha)(新宿エコ隊、区内小学生 等 120 名、沼田市 280 名参加) ・下草刈り体験(8/20) 区民 71 名	・森林整備(委託)0.6 ha⇒ 1,200 本(広葉樹植林) ※23.3 予定の開設イベントは、 東日本大震災により延期

名 称	新宿の森・伊那	新宿の森・沼田	新宿の森・あきる野
23 年度実績	①間伐(委託) 32.13ha ②間伐体験 ・小学校移動教室 4 校 ・環境学習情報センター指定事業 (12/3, 4)	・森林整備(委託) (8.41ha) ア植林 4.48ha (8,600 本コナラ) イ下草刈り 8.41ha⇒2 回 ・植林体験 (5/7) 2,500 本 (1.24ha) 新宿エコ隊、 区内小学生等約 100 名参加、沼 田市約 170 名参加 ・下草刈り体験 (8/18) 区民 76 名	・森林整備(委託)1.69ha⇒ 5,070 本(針葉樹植林) ・植林体験・開設イベント (10/29) 1,000 本(0.5ha)広葉樹 新宿エコ隊、区内小学生等約 50 名、あきる野市約 60 名、東京 都他 10 名参加
24 年度実績	①間伐(委託) 29.52ha ②間伐体験 ・小学校移動教室 4 校 ・環境学習情報センター指定事業 (10/27, 28)	・森林整備(委託) (12.03ha) ア植林 3.62ha⇒7,240 本(ミズナ ラ・クリ) イ下草刈り 12.03ha⇒2 回 ・植林体験 (5/26) 2,500 本 (1.24ha) 新宿エコ隊、 区内小学生等約 115 名、沼田市 約 160 名参加 ・下草刈り体験 (8/21) 区民 55 名	・森林整備(委託) 下草刈り 2.79ha 補植 1.69 ha ・下草刈り体験 (6/23) 区民等 30 名
25 年度実績	①間伐(委託) 22.90ha ②間伐体験 ・小学校移動教室 4 校 ・環境学習情報センター指定事業 (荒天中止)	①森林整備(委託)12.03ha ・下草刈り 12.03ha(2 回) ②環境体験学習イベント (8/24、25) 親子 11 組 26 名	①森林整備(委託) ・下草刈り 2.79ha ・間伐 0.38ha ②下草刈り体験 (6/22) 区民等 30 名
26 年度実績	①間伐(委託) 27.47ha ②間伐体験 ・小学校移動教室 6 校 ③環境体験学習イベント(9/6, 7) 間伐体験、森林イベント 区民 18 組 38 名	①森林整備(委託)12.03ha ・下草刈り 12.03ha×2 回 ②環境体験学習イベント(7/26, 27) 下草刈り、自然体験 区民親子 11 組 22 名	①森林整備(委託) ・下草刈り 2.79ha ②下草刈り体験(8/23) 区民 11 組 23 名
27 年度実績	①間伐(委託) 11.40ha ②間伐体験 ・小学校移動教室 6 校 ③環境体験学習イベント (8/22, 23) 区民 13 組 29 名	①森林整備(委託)12.03ha ・下草刈り 12.03ha×2 回 ②環境体験学習イベント (7/25, 26) 区民 16 組 35 名	①森林整備(委託) ・下草刈り 2.79ha ・補植 1.69ha ②環境体験学習イベント (9/26) 区民 20 組 37 名

28年度実績	①間伐(委託) 28.99ha ②間伐体験 ・小学校移動教室6校 ③環境体験学習イベント (8/20, 21) 区民13組29名	①森林整備(委託)12.03ha ・下草刈り12.03ha×2回 ②環境体験学習イベント (7/23 日帰り) 区民27組70名	①森林整備(委託) ・下草刈り2.79ha ②環境体験学習イベント (11/19) 区民15組36名
29年度実績	①間伐(委託) 23.42ha ②間伐体験 ・小学校移動教室6校 ③環境体験学習イベント (9/9、10) 区民10組23名	①森林整備(委託)12.03ha ・下草刈り12.03ha ②環境体験学習イベント (7/22 日帰り) 区民26組65名	①森林整備(委託) ・下草刈り1.69ha ・作業道整備 ②環境体験学習イベント (11/18) 区民16組35名
環境教育	・区立小学校の間伐、植林・下草刈り体験等を通じた環境学習の場、及び地元住民との交流の場として活用		
CO ₂ 吸収量 (実績値)	実績認証量(長野県) 21年度⇒130.0t-CO ₂ 22年度⇒225.7t-CO ₂ (21年度実施地分含む) 23年度⇒296.8t-CO ₂ (21~22年度実施地分含む) 24年度⇒377.4t-CO ₂ (21~23年度実施地分含む) 25年度⇒456.3t-CO ₂ (21~24年度実施地分含む) 26年度⇒447.2t-CO ₂ (22~25年度実施地分含む) 27年度⇒390.9t-CO ₂ (23~26年度実施地分含む) 28年度⇒356.8t-CO ₂ (24~27年度実施地分含む) 29年度⇒318.5t-CO ₂ (25~28年度実施地分含む)	実績認証量(群馬県) 22年度⇒11.9t-CO ₂ 23年度⇒25.4t-CO ₂ (22, 23 植林地) 24年度⇒36.3t-CO ₂ (22, 23, 24 植林地) 25年度⇒36.3t-CO ₂ (22, 23, 24 植林地) 26年度⇒36.3t-CO ₂ (22, 23, 24 植林地) 27年度⇒51.4t-CO ₂ (22, 23, 24 植林地) 28年度⇒68.7t-CO ₂ (22, 23, 24 植林地) 29年度⇒82.5t-CO ₂ (22, 23, 24 植林地)	実績認証量(東京都) 24年度⇒20.05 t-CO ₂ ※認証制度24年度から。 25年度⇒20.05 t-CO ₂ 26年度⇒20.05 t-CO ₂ 27年度⇒20.05 t-CO ₂ 28年度⇒20.05 t-CO ₂ 29年度⇒20.05 t-CO ₂

第2章 区内の環境活動・環境学習

◇地域での環境活動の取組

1 区立小中学校での環境学習

学校で行う環境教育は、生涯を通じた環境学習の基礎となります。区内の小・中学校では、総合的な学習の時間等を利用して、創意工夫を凝らした環境への様々な取組が行われています。

<津久戸小学校>

本校では近隣の企業の協力を得て、年間を通し、様々な環境学習に取り組んでいます。2年生は、毎年近隣の企業の方をお招きして、6月の学校公開の折にエコバッグ作りを行っています。また、4年生は、新宿清掃事務所の協力で、ゴミ収集車の仕組みを見学したり、ゴミの行方やゴミを減らす工夫などについての学習をしたりしています。「水道キャラバン」による水の学習も行っています。また、全学年の児童が、年間を通して近隣の企業の方たちと清掃活動を行っています。これらの体験活動を通して、子ども達の美しい街づくりへの意識が高まり、また、限りある石油資源や水に関する知識を得て、資源を大切にしようとする態度が育っています。エコバック作りの後には、2年生の児童、保護者から「買い物をするときにお店でレジ袋をもらわないようにしましょう」という感想が聞かれました。



エコバッグ作りの様子



水道キャラバン

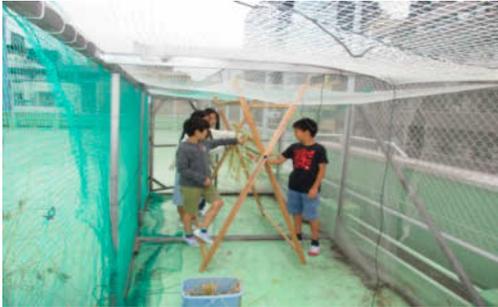


ゴミ収集車の見学

<江戸川小学校>

本校の低学年は地域協働学校環境支援部と協働して、学校の敷地内に草花や野菜を植えたり、水やりをしたりなど様々な活動に取り組んでいます。また、4年生は、みどりのカーテンづくり、5年生は、米作りなど各学年栽培活動を行っています。夏季休業期間中は、環境支援部の皆さんを中心に児童や保護者の方々が水やり当番を行っています。おかげで本校の敷地内には、季節に合った草花がいつも咲いています。

「命あるものを大切にして、みんなと一緒に環境を守っていこう。」という視点から、全校で環境教育を推進していきたいと思います。



<市谷小学校>

本校では、児童自身ができる取組として、春に、全校による地域清掃「ごみゼロ運動」を行い、地域の美化に努めています。また委員会活動では、環境委員会がエコキャップ集めを行っています。さらに飼育・栽培委員会が地域・保護者の「みどりのボランティア」と協働し、「東京ふれあいロード・プログラム」の一環として学校の敷地内や大久保通りに草花を植えたり、水やりをしたりなどの取組を継続して行っています。総合的な学習の時間では、5年生を中心に地球温暖化等の環境問題について学習しています。また4年生による「みどりのカーテンづくり」、第二校庭のビオトープを活用した理科の授業等、様々な取組を通して、子どもたちの環境に対する意識の向上や実践力の育成を図っています。



<愛日小学校>

6年生は「一流シェフに学ぶ料理教室」を実施しています。これはフランス料理のテーブルマナーを体験学習しますが、一流シェフは食材として誰もが魅力を感じる部分だけを使うのではなく、皮や骨はだしとして使い、野菜はさまざまな部位を無駄にしないなどして美味しい料理を作っていることを学びます。また、学校菜園で収穫したにんじん、ごぼう、いんげん等を食材として活用することにより、自然と触れ合い緑化の推進に努めながら、環境や食への関心を高める学習に取り組んでいます。他にも、身近な公園や道路、広場などをきれいにする地域清掃活動（縦割り班を活用）や、新校舎のベランダをツルレイシで覆うみどりのカーテン活動を行っています。



<早稲田小学校>

本校では、5月30日に全校児童で「ごみゼロデー」奉仕活動を通して、地域の美化に取り組みました。また、4年生が年間を通じて環境学習を実施しています。

1学期はみどりのカーテンとしてゴーヤーの栽培を行い、水道についての学習を通して、節電や節水の意識を高めました。

2学期には、自分たちで調べた3R（リデュース・リユース・リサイクル）の中から、学校や家庭でできるエコ活動を実践します。

また、みどりの小道環境日記を活用して、家庭でも環境学習を積極的に意識しています。友達や家族と環境問題について話し合い、自分が取り組みたいことを見つけいています。



<鶴巻小学校>

本校では、みどりの小道環境日記をはじめ、環境にかかわる学習に取り組んでいます。

ビオトープや神田川ミニ水族館を活用した学習をしています。4年生では、神田川の概要や生き物について学び、神田川に生息している生き物について調べます。校庭の「神田川ミニ水族館」では、中流に生息しているアユ、シロメダカ、スジエビなどを育てています。また、屋上のビオトープでは、メダカを育てたり、いろいろな蝶が来るように柑橘系の植物等を育てたりしています。ビオトープからの風は爽やかで子どもたちのお気に入りの場所となっています。



<牛込仲之小学校>

毎年、4年生を中心に環境学習に取り組んでいます。環境についての科学的な知識や体験、環境のために自分は何ができるかという思考を大切に進めています。体験の例では、水道キャラバンによる「水の学習」、新宿東清掃センターの方による「ごみの学習」、などが挙げられます。また、みどりの小道環境日記も活用し、体験したことや、新たな発見、感じたことなどをまとめています。このように記録をしていくことで、より一層環境問題を身近に捉え、今自分達にできることは何かを思考し実践につなげたいと考えています。

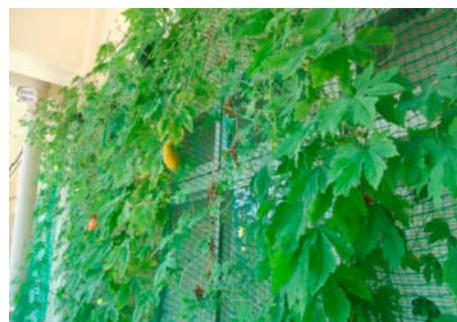
他には、1・2学期に各1回、全校で「クリーンアップ仲之」という地域清掃活動を行っています。学校周辺や公園・商店街などの清掃・美化を通して、自分たちが生活する学校や街を大切に、愛する気持ちを育てる活動に取り組んでいます。地域協働学校運営協議会を通じて、各町会の方々や保護者の皆様と一緒に清掃活動を行っています。



<富久小学校>

今年度も、4年生が中心となって「みどりのカーテン運動」に取り組み、校舎緑化に貢献しました。理科の学習を踏まえ、苗を傷つけないように丁寧に移植したり、蔓が上手にネットに伝わるようにビニールテープで誘導したりしました。

また、今年も全校での地域清掃に取り組んでいます。縦割り班で学校の周辺を歩きながら、6年生のリーダーシップのもと、皆熱心にごみを拾うことで、清潔な環境の心地よさを感じることができました。家庭においても環境活動に取り組んでいるという話が聞こえてくるなど、日々の意識の高まりが感じられます。



<余丁町小学校>

学習指導要領に示されている「勤労生産・奉仕的行事」として社会奉仕の精神を養うとともに、清掃活動を通して、自分の住む地域の環境美化に貢献することにより地域に対する関心を高め、一層の公共心・公德心の育成を図りたいと考え、地域清掃に取り組んでいます。清掃場所は、「学校南側バス停から若松地域センター前」、「余丁町幼稚園東側」で、毎学期1回、実施日を決めて2学年単位で学級ごとに清掃しています。



<東戸山小学校>

本校では、「本物から学ぶ」をキーワードとして様々な人材、施設・設備を活用して体験を重視した学習を進めています。また、環境を学ぶ中で、多様な生き物が生活していることに気づき、よりよい生活とは何かを追究し、これからの社会で力強く、前向きに生きていく力を育成しています。

第1・2学年

平成28・29年度(2016・2017年度)は小学校動物推進校として、獣医と連携しながらヤギを飼育してきました。その経験を活かし、動物と人とのつながりや命の尊さに気づき、生あるものすべてを大切にする心の教育をより充実させたものにしていきます。身近な自然に関わる活動を通じて、環境を大切にする態度を身に付け実践できる児童を育成できるように学習を進めていきます。



第3・4学年

学校内にある土手や学校周辺のフィールドワークを通して、自分たちが住んでいる地域の環境について考え、自然を大切にする気持ちや態度を養うようにしています。

4年生は、総合的な学習の時間の学習で、環境について調べました。空気や水などの身近な問題について調べ、自分たちができることを考え、新聞にまとめました。



第5・6学年

5年生は、社会科の学習と関連させて、田おこしから始める米作りを通して、米の収穫だけではなく水田に集まる様々な生き物にも目を向けさせ、自分たちの食生活と環境について学んでいます。また、エコギャラリー新宿との連携も重視しています。

また、飼育環境委員会は、教室や職員室から出る「ごみ」の量を計測する活動に取り組んでいます。自分たちが出している「ごみ」の量や種類を知り、より良い環境を守るために自分たちにできることを考え、学校全体で取り組んでいます。



家庭と連携した取組では、3年生以上の児童が、みどりの小道環境日記に取り組み、身のまわりを取り巻く自然環境に目を向け、気づいたことを日記に書くようにしています。

<四谷小学校>

四谷小学校が開校する前から続いている「花いっぱい運動」。かつて四谷の街は、タバコの吸い殻や空き缶などごみのポイ捨てが多かったそうです。そうした中、四谷の街をきれいにしようと始まったのが「花いっぱい運動」です。

今年も、四谷地区協議会と本校のスマイルクラブ（地域・保護者ボランティア）の皆様の協力を得ながら、3年生の子どもたちが協力企業・店舗にプランターを置かせていただきました。水やりをはじめとする花のお世話は子どもたちの役目。活動を通して、地域の人たちとたくさんのコミュニケーションをとることができたらと思います。四谷の街を「花いっぱい」にし、ふるさと四谷の街への愛着をさらにふくらませてほしいと願っています。



<四谷第六小学校>

校庭が全面天然芝です。夏の暑い日差しの中、芝生の上を吹き抜ける風はとてもさわやかです。児童は、はだして走ったり、寝転がったりして遊べる校庭が大好きです。地域協働学校緑支援部や六小会、PTAの地域と緑の育成委員の方々が芝刈りなどの手入れをしてくださり、学校・地域で芝生ならではの環境を大切にしています。総合的な学習の時間には、屋上にあるプールでヤゴとりをしました。また、みどりのカーテンや花いっぱい運動などの取組も実施しています。



<花園小学校>

毎年、地域の清掃活動(クリーンアップ大作戦)を実施しています。

「5・30=ごみゼロ」の日の実施が最適ですが、運動会直前ですので日程を前倒しにし、たてわり班を10のブロックに分けて行います。今年度も、地域の花園町親交会の方々と一緒になって地域清掃活動に取り組みました。

当日は、学校周辺のごみを拾いながら、地域の方と交流を深めました。今後も清掃活動等を通して、地域への愛着と美化意識を高め、自分にできることを考え、実践する態度を育てていきます。

また2学期や3学期は、保護者と一緒に活動し、地域の環境美化を考える機会にしています。



<大久保小学校>

大久保小学校では6年生が、地域の伝統の花である「大久保つつじ」の観察や区・地域の方との保護活動を行い、自然を守ることの大切さや環境を守るための努力について学んでいます。

4年生は江戸東京野菜である「内藤とうがらし」の栽培とみどりのカーテンへの取組を継続して行っています。

また、年2回、「春のごみゼロ」「秋のごみゼロ」と題して、全校児童が地域の方々と一緒に、清掃活動に取り組んでいます。この地域清掃は、地域の美化活動を通して、よりよい環境づくりやリサイクルへの意識を高めるとともに、地域の一員としての認識を深めることをねらいとしています。



つつじお花見会の様子

<天神小学校>

本校では、毎年4年生が、理科・総合的な学習の時間で、「みどりのカーテンづくり」に取り組んでいます。子どもたちは種まきからはじめ、水やり、観察などをしながらお世話をします。そして、夏にはゴーヤーが青々と茂り、立派なみどりのカーテンとなるよう、たっぷり水やりをして、大きく育つのを楽しみに待っています。子どもたちが、手を泥まみれにして植え、育てたゴーヤーを収穫する日が来るのが楽しみです。

また、地域と協力して東北復興支援の「絆のひまわり」を栽培し、地域の緑化活動にも取り組んでいます。



<戸山小学校>

戸山小では、昨年度、屋上庭園が設置され、植物や鳥や虫等、多くの生き物と触れ合うことが出来るようになりました。小さなバツタやカマキリも来るようになりました。今後も様々な虫や鳥と触れ合える環境を整えていきます。また、生活科や総合、理科等の学習で、アサガオ、ヒマワリ、ホウセンカのお花や、オクラ、ピーマン、ナス、大豆、サツマイモ等の野菜が栽培され、子どもたちが大切に育てています。さらに、高学年は、地域の伝統の花である大久保つつじの栽培を行い、自然を守ることの大切さや環境を守るための努力について学んでいます。



<戸塚第一小学校>

毎年「総合的な学習の時間」に3年生がこの地域をテーマに環境学習に取り組んでいます。昨年は神田川を題材として調べ学習を行いました。その中で神田川橋掛け工事を見学し、橋の中の梁に記念のメッセージを書いたり、学習のまとめを環境学習発表会で地域の皆さんに発表したりしました。



環境学習発表会



神田川橋工事見学

<戸塚第二小学校>

「戸二農園」で全校児童が農業体験活動を行います。

大根、ミニトマト、ナス、じゃがいも、数種の江戸東京野菜、みどりのカーテンとして取り組む「ゴーヤー」など、多種多様な作物を育てています。土づくりから始まり、種まき、苗植え、水やり、観察等、活動も多岐にわたります。収穫する日を楽しみしながら、戸二農園に足を運ぶ子どもたちの姿が多く見られます。



中でも大根づくりは戸二小の伝統の一つです。一人一本の大根を育て、収穫します。立派に育った大根を手にした子どもたちの表情は満足感に満ち溢れています。

本校で取り組む農業体験活動には、スクールコーディネーターをはじめ、地域の方々が「グリーンボランティア」として協力してくださっています。『地域と協働して子どもを育てる』、戸塚第二小学校の特色である「戸二農園」での農業体験活動を今後も大切にしていきます。



<戸塚第三小学校>



本校では、環境に関する取組として、地域協働学校内に環境美化支援部を設置し、地域と共に環境教育を実施しています。その活動の一つとして、全校で年2回の地域清掃を実施しています。1回目は、新宿区の「ごみゼロデー」に合わせて実施しています。本校の地域清掃活動では、全校を縦割り班に分けて、自分の住んでいる地域を町会の方と一緒に清掃します。地域をきれいにする活動から環境への関心や理解が深まり、地域の一員としての自覚も少しずつ高まっています。また、夏季休業期間中には、毎週木曜日に、雨水を利用した「打ち水大作戦」を行っています。

4年生は、地域を流れる神田川について学習をしています。実際に神田川に入って清掃活動をしたり、神田川の水質検査や川に棲む生物の調査を行ったりして、環境について考えています。また、自分たちの生活に活かす方法を



を考え、全校児童や保護者に向けて発信しています。昨年度は、新宿区環境学習発表会（本校会場）に於いて、報告と提案をさせていただきました。

その他にも各学年で、バケツ稲の栽培、みどりのカーテンへの取組、屋上や花壇の植栽活動等を通して、身近な自然や環境について学び、自分たちが環境に対してできることについて考え実践しています。



<落合第一小学校>

本校では、全校でごみの分別や再利用の学習に力を入れ、資源を大切にすることを育てています。ごみの分別を通して自分たちの生活を振り返り、住みよい社会について考えています。4年生は、ごみがどのように処理され、どのように再利用されているかを学習しています。社会科見学では、中央防波堤埋立処分場や清掃工場の見学を行い、家庭や学校から出たごみの行方に関心をもって学習しています。

5年生では総合的な学習の時間の中で環境について学習をし、3Rについて調べることで、リサイクル物品に興味をもったり、生活に使うものを大切に使ったりと、自分たちがこれからどのように生活していったらよいかを考えています。

また本校は、毎年、新宿区の「ごみゼロデー」の活動に参加しています。全校で地域清掃活動に取り組むことで、児童に学校や地域をきれいにしようとする気持ちが育ってきました。

今年度も、5年生が新宿区の「みどりのカーテン」を実施することにしました。ゴーヤーを育て校舎に「みどりのカーテン」をつくる活動を通して、環境についての関心を高めていき、調べ学習や発表学習も充実させていきたいと思ひます。



<落合第二小学校>

「落合の里」での稲作体験は15年目になります。JA山形おきたま飯豊会青年部の御指導を受けて毎年5年生が取り組んでいます。お米づくりは、台風や鳥害、虫害等自然力に左右されることが多く、子どもたちは日々問題解決に向けて知恵を出し合って学習しています。その中で学ぶことは教科書を越えた内容です。昨年は12kgの収穫がありました。その他にも大賀ハス、フキ、ワラビ、ウルイ、カキ、オミナエシ、アヤメ、ハギなど四季折々の植物が育ち、子どもたちの目を楽しませ豊かな心を育てています。また、地域の方々にも愛され、CO₂削減にも一役担っています。



4年生は今年で9年目になる校内のみどりのカーテンの他、校外での上落中通りに花を植える年2回の「花いっぱい運動」に取り組んでいます。この「花いっぱい運動」は、東部町会長寿会の方々から教わりながら植樹しています。街の景観美化を図るだけでなく防犯にも役立っていることが分かり、活動の意欲を高めています。

<落合第三小学校>

「環境問題を調べ、できることから始めよう」

毎年5年生を中心に環境学習を進めています。5月には、地域の方々と一緒に、みどりのカーテンとなるゴーヤを植えることから環境についての学習を始めます。その後、地球温暖化、CO₂の削減、紙の再利用など、環境に関する課題を児童が自ら設定し、探究活動を進めていきます。また、本校には、ケヤキやイチョウなど四季を感じさせる木がたくさんあります。校庭の樹木について専門家から学んだり、学区の川の水質検査や区内の土地利用について学んだりすることで、身近なところから環境問題を考えていきます。



<落合第四小学校>

本校では「屋上緑化プロジェクト」と題して、中校舎の屋上を活用した緑化に取り組んでいます。緑化の取組の意義や必要性を考えながら、昨年度に引き続き屋上に花や野菜、果物を植えて育てています。更に、今年度は「憩いの場」として来校した方々にほっとしていただけるように木製のベンチを設置します。今後は校歌にも登場するやまぶきも植える予定です。本校の伝統として引き継いでいけるように、これからも全員で力を合わせて取り組んでいきます。



<落合第五小学校>

本校では、一昨年に屋上緑化、昨年に全面芝生化が行われました。それに伴い、校内では環境委員会を立ち上げて、全校をあげて環境問題に取り組んでいます。まずは自然環境の良さにふれ、自然ってすてきだなと感じる子どもを育てていきたいと考えています。



子どもたちは屋上緑化を「青空ガーデン」と名付け、委員会活動では植物の名札やベンチを製作し、自然を楽しんでいます。環境委員会では、青空ガーデンの様子を発表するなどの啓発活動にも取り組んでいます。また、天然芝生になった校庭では、学年の違う子どもたちが仲良く遊んでいる姿を見ることができます。



<落合第六小学校>

校庭には夏みかん（6年生）、ぶどう（5年生）、あんず（4年生）、びわ（3年生）、柿（2年生）、みかん（1年生）など実のなる木があります。学年ごとの担当の木を決め、その木を子どもたちが大切にしています。それらの果実やサクランボなどの小さい木の実を目当てに、メジロ、オナガ、野生のインコ、シジュウカラなどの鳥たちもやってきます。ビオトープもあり、めだか、オタマジャクシ、ヤゴなどの生き物もいます。このように豊かな自然が子どもたちの目と心を楽しませてくれています。



また、本校の広報委員会の児童が様々な動植物の観察を主体的に行い、掲示板等を通じて発表しています。4年生はみどりのカーテンに取り組み、環境学習に生かしています。5年生が屋上に栽培を始めた野菜づくりも4年目となりました。トマト、茄子、胡瓜、枝豆、メロン、スイカなどを育て農業について体験的に学習しています。おいしい野菜の収穫を地域の方々もとても楽しみにしています。

<淀橋第四小学校>

蛇口をひねると出てくる「水」。当たり前のように安全な水が、どのように届けられるのか、身近な生活の中から課題を見付け、学習しました。一日にどのくらいの水を使っているのか、水はどこから来るのかなど、自分たちで調べるとともに、水道局の方から直接、話を聞き、学びました。安全な水には多くの人が努力や工夫をしていることを知り、自分も水を大切にしなければいけないことに気付くことができました。この学習をきっかけに、森林破壊や地球温暖化の問題にも目を向け、自分も環境を守る一員だという意識を高めることができました。



また、ゴーヤーを育て、「みどりのカーテン」づくりに取り組んだり、内藤とうがらしについて専門家の方から話を聞いたり、実際に育てたりしています。



<柏木小学校>

本校は、5年生の総合的な学習の時間を使って、地域の環境について考え、実践する学習を展開しています。平成27年度（2015年度）から地域協働学校になり、地元町会の協力の下、合同で地域清掃に取り組んでいます。町会の方々と5年生の子どもたちが一緒に3つの班を作り、街中や神田川沿いでごみ拾いをします。

学習したことは発表会で他の学年に伝えます。その発表会で「川沿いの植栽の中に隠して捨ててあるごみが多い」と下級生に伝えることによって、植木の奥にあるごみまで見逃さないような地域清掃活動が引き継がれています。また、自分たちが住む町の環境を守るため、ポスター作りや地域の方々に呼びかける取組等、子どもたちの発想で学習を発展させていきます。今後、他の学年や他の町会とも活動の輪を広げていく予定です。



<西新宿小学校>

環境美化委員会とPTAが協働し、毎週火曜日にアルミ缶回収を行っています。第4学年以上の児童は、毎年、みどりの小道、環境日記に取り組み、身近な生活から環境を守るために自分のできることを本気で考え実践しています。

また、生活科や理科などでキュウリ、ナス、トマト、ピーマン、サツマイモ、枝豆、ツルレイシ、内藤とうがらし、内藤カボチャなど、育てて食べる活動をしています。自分たちで育てたものを食べることで好き嫌いを克服し、給食の残菜を減らすことでも、ごみ減量につながっています。

さらに、毎年ごみゼロ運動(今年度は5月31日)前後には、新宿中央公園の清掃活動を行います。普段遊びなどで使っている公園も、落ち葉やごみなどが多くあることに気付きます。清掃してくださっている方に感謝の気持ちをもつと共に、公園を大切にしていこうという気持ちが生まれています。



<西戸山小学校>

「4年生 百人町草花隊の活動」

「5年生 田植えと稲刈り体験」

西戸山小学校は、平成15年（2003年）から学校近くのポケットパークを区から借り受けて、草花や野菜を育てる活動を行っています。4年生の子どもたちが、草花や野菜を育てることを通して、それぞれの特長を知り、生長や収穫の喜びを味わっています。昨年からは、「内藤とうがらしプロジェクト」として、新宿の特産である内藤とうがらしを軸に地域の特性に迫った活動にも力を入れ、子どもたちは地域とともに意欲的に取り組んでいます。

また5年生は、埼玉県杉戸町の田んぼを借りて、田植えと稲刈りを体験します。今年度もまず、田植えを行ってきました。総合的な学習の時間を通じて、食や農業について多面的に探究する学習を進めています。



<牛込第一中学校>

本校では、玄関前や、生徒通用門の花壇などの西日が当たる場所にゴーヤーやきゅうりを植え、「みどりのカーテン」の取組を行っています。授業や放課後に水やりをおこない成長の様子を観察しながら、学習に生かしています。また、収穫したゴーヤーは「食育」の一環として、生徒の手で調理します。

また、生徒が校内の学習環境を整えるために、地域協働学校の取組として「花いっぱい運動」を行い、中庭の花壇に花の苗を植える取組を行っています。



みどりのカーテン

<牛込第二中学校>

本校は、春の「ごみゼロ運動」、秋の「落ち葉掃き運動」を生徒会が中心となって企画しており、賛同するボランティア生徒を募り、地域の美化活動に参画しました。定着してきたこの活動は、年々参加生徒数が増え、活動範囲の拡大を検討しています。



また、雨水タンクの水を利用したゴーヤーによる「みどりのカーテン」も順調に育ちました。さらに、雨水タンクの水を活用した、「打ち水大作戦」は、残暑厳しい8月末の一週間、早朝から多くの生徒が参加して涼しくする活動を行いました。

<牛込第三中学校>

29 年度(2017 年度)も生徒会が中心になって行う、ペットボトルキャップ回収などのリサイクル活動の他に、環境委員会を中心とした緑化美化活動(日日草の植え付け、アサガオの栽培)や、教職員も協力してリュウキュウアサガオのみどりのカーテンの維持管理、ごみの分別促進活動にも取り組みました。

また、秋には生徒会・環境委員会がリーダーシップを発揮して、地域の方々にも呼びかけを行い、生徒と地域の方々と一緒に学校周辺の落ち葉掃きを行います。29 年度(2017 年度)も落ち葉掃きの際、銀杏を拾い集めて実をむき、洗い、地域・保護者の方々に配布する活動も行いました。また、創立 70 周年行事の一環として桜の植樹を行いました。

今後も全校生徒、地域・保護者の方々がエコに対する意識を高められるように、取り組んでいきます。



落ち葉掃き

桜の植樹作業

<四谷中学校>

地域の方と一緒に開校以来 18 年間ごみゼロデーに取り組んでいます。春は 1 年生が全員参加しています。自分たちの町を自分たちの手で美しくするという心が育っています。新苑学級ではみどりのカーテンを設置しゴーヤーを育てたり、畑で作物を育てたりしています。鳥や猫、昆虫などもよくやってきます。また、1 年生全員が、節電対策に取り組み、環境への意識を高めています。



<西早稲田中学校>

1 年生は 5 月の女神湖移動教室での事前学習を通して自然環境の大切さを学び、7 月には環境アクション月間として省エネルギー・節電チェックリストを活用し、各家庭での節電等の取組を毎年行っています。他にも、生徒会活動として環境委員会を中心に生徒が学校周辺の清掃を行っています。また、JRC(青少年赤十字)部の取組では「エコキャップ運動」を行い、ペットボトルキャップの回収で大きな成果を上げています。また、ゴーヤーを植え付けて、「みどりのカーテン」づくりも行っています。



<落合中学校>



生物・科学部は例年活動の一環として、学校の池やおとめ山公園の池とホタル舎について、水質調査とそこに生活する水中の小さな生物調査を行っています。本年も7月に開催されるホタル観賞会の手伝いとおとめ山の生物を展示させていただきます。

水質調査としては、おとめ山公園の池の4箇所の水温を週2回測定するとともに、水中の小さな生物の顕微鏡観察を行っています。昨年度より、おとめ山の野鳥の観察も実施しています。

また、人工的につくられた校内の池と自然のままの環境のおとめ山公園の池(湧水)との比較も行っています。

本年度の新たな取組として、野草の観察も実施します。日陰と日向の野草を観察します。

<落合第二中学校>

落合二中では、緑化運動の推進のために校舎内外に花や植物を絶やさないように活動しています。生徒玄関に向かう遊歩道の両側には四季折々の花を咲かせて、登校する生徒を迎えてくれます。2年生の技術科の授業では、生徒一人一人がハーブの栽培をし、栽培技術を身につけるだけでなく環境についても学んでいます。ゴーヤーのみどりのカーテンも今年5年目を迎えました。

また、生徒会主催で全校でペットボトルキャップの回収に取り組み、リサイクルについて主体的に学んでいます。



<西新宿中学校>

本校では、校庭に面した校舎1F部分(E組教室前)に例年ゴーヤーを植え、「みどりのカーテン」活動を進めています。日差しを遮った空間、緑のトンネルの中では、その色彩とともに、涼しさを感じることができます。

また本校の特色ある教育活動として、毎年行っている「フラワーライン」が挙げられます。この活動は、学校周辺の道路に、79個の花を植えたプランターを設置するというもので、柏木地区青少年育成委員会と淀橋KaTクラブの皆様にご協力いただき、新宿区みどり公園課とも連携し、10年以上も続いている歴史がある活動です。

この「みどりのカーテン」活動と「フラワーライン」の活動は、学校の環境学習の基礎として、また学校や学校周辺の環境美化に貢献する活動として、これからも大切にしていきたいと思えます。



みどりのカーテン(ゴーヤー)

＜新宿中学校＞

若草学級が毎年行っている栽培活動も12年目を迎えました。ミニトマト・ナス・ピーマンなども大切に育て、例年のようにたくさんの収穫を楽しみにしています。



普通学級でも、技術科で2年生の授業の中でミニトマトを栽培しています。授業時間だけでなく休み時間にも手入れを行い、たくさんのミニトマトが実っています。熟したミニトマトは、各自家庭に持ち帰っています。さらに生徒会では、花いっぱいプロジェクトを実施し、卒業式や入学式にはたくさんの花でお祝いの気持ちを表しています。

＜新宿西戸山中学校＞

本校では、生徒会活動の一環として、5月の地域清掃を、全校を挙げて実施しています。朝の登校時、自宅からレジ袋を持参し、通学路に落ちているごみを拾いながら登校します。校門では生徒会役員と美化委員が待機しており、ごみを回収し細かく分別をします。この美化活動は、街をきれいにする心やごみをポイ捨てしない気持ちを育てることにつながる大切な機会となっています。



また、美化委員会では、普段の清掃活動、美化チェック、節電・節水活動に積極的に取り組んでいます。ごみを分別し減らすことを生徒に促すなど、環境に優しい活動を目標に活動しています。

＜新宿養護学校＞

本校児童・生徒は「みどりのカーテン」にかかわりながら環境学習に取り組んでいます。児童・生徒が種を蒔き、日々の世話をし、育てた苗は西新宿シニア館と角筈図書館などをはじめ、地域の方々へ配布し、交流を行います。その他にも小さな畑では、野菜や果物など、様々な種類の作物が元気に育っています。土づくりから収穫までの過程で児童・生徒は自分のできる方法で栽培にかかわっています。授業は日当たりや成長、収穫の記録、手触りやにおいを嗅ぐなど、五感を使って学習できるように工夫されています。



みどりのカーテンに向けた苗の育成



畑の野菜の様子



育てた作物の収穫

2 地区協議会による取組

地区協議会は、各地域に関わる課題を自らの発想と力で解決していくため、平成 17 年（2005 年）に区内 10 地区（特別出張所ごと）に設立されました。

地区協議会では、環境分野についても様々な取組を行っています。環境都市・新宿を実現するためには、このような地域の活動が大変重要です。

<四谷地区協議会>

四谷地区協議会では、「生活環境・まち美化を考える」分科会が、四谷の美化向上と心和むまちづくりの一環として地域緑化に関する様々な活動を行っています。

1 四谷花いっぱい運動 ～花を育て、心も育てる～

(1) 概要

「みどりあふれる地域づくり」と「子どもたちが地域のおとなとコミュニケーションを図り、顔の見える関係づくり」を行うため、自宅前や店先にプランターを設置していただける方を募り、花の育成を行っています。まちを行き交う人たちに季節の花々を楽しんでもらう活動は、平成 18 年度（2006 年度）に始まり、今年で 13 年目になります。

(2) 内容

四谷小学校 3 年生、四谷第六小学校（環境美化委員）、花園小学校 3 年生の児童とスクールコーディネーター、地域住民、地域商店街の方が一緒になって、花苗の植込み作業を実施しました（6 月、11 月）。出来上がった色鮮やかなプランターが、四谷のまちを彩っています。



四谷花いっぱい運動の様子

2 まち美化活動

(1) 概要

地域のまち美化を推進するために、町会、清掃協力会、学校及び事業者等と協働して、春と秋（年 2 回）に新宿通りと外堀通りの一斉清掃活動を実施しています。

(2) 内容

① 春の美化活動 ～新宿区「ごみゼロデー」一斉道路美化清掃と連携した清掃活動

5 月 30 日に四谷地区における道路美化清掃「四谷ごみゼロデー」を実施しました。町会、清掃協力会、四谷小学校 4 年生、四谷中学校 1 年生、事業者など 20 団体、約 320 名が 5 コースに分かれて、新宿通りと外堀通り、三栄通りの清掃を行いました。

② 秋の美化活動

11月第2木曜日を「四谷ぴかぴかの日」として、毎月定期的に清掃活動を行っている四谷二丁目発展会と共催で、夕方に一斉清掃を行っています。平成29年度（2017年度）は、町会・清掃協力会・事業者など14団体約130名が新宿通りの清掃活動を行いました。

「四谷ぴかぴかの日」清掃活動は、真っ赤な夕日が家路に着く参加者を見送ってくれる晩秋の四谷の風物詩になっています。



春の「四谷ごみゼロデー」の様子

3 「内藤とうがらし」の育成活動

(1) 概要

江戸時代に四谷の名物であった「内藤とうがらし」の育成を目指して、「～知って 育てて 味わって～」をスローガンとし、地域の方々と楽しみながら育てるとともに、四谷の歴史、文化、地縁を地域で一緒に考えていくことを目的としています。

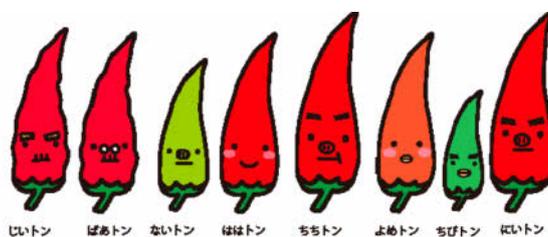
(2) 内容

平成22年度（2010年度）より、地域の方々に「四谷にゆかりのある“内藤とうがらし”を育てませんか！」と呼びかけ、毎年、春に「内藤とうがらし」の苗を頒布しており、個人宅や公共施設、事業所等で栽培されています。

また、平成24年度（2012年度）には、友好都市である伊那市観光協会にもこの活動の輪が広がり、伊那市との更なる交流につながっています。



内藤とうがらし



「ないトン一家」© Yone * Yumi

「四谷地区協議会内藤とうがらしプロジェクト」のキャラクター

< 箆笥地区協議会 >

箆笥地域は、「地域住民等との協働により緑化を推進」することをまちづくり方針の一つに掲げています。箆笥地域がみどりの推進モデル地区に指定されたことを受け、「たんすC&G(クリーン&グリーン)作戦」と名付け、地域緑化に関する様々な活動をしています。

1 「たんす緑と花のまちづくりフェア」の開催

平成20年度(2008年度)から箆笥地区協議会主催イベント「たんす緑と花のまちづくりフェア」を毎年度開催しています。(平成23年度(2011年度)からは、牛込箆笥地域センター管理運営委員会主催のUTCオンステージと共催。)

平成29年度(2017年度)は、9月24日に開催し、「家庭でも楽しめる野菜の水耕栽培」のワークショップと講演、砂漠や乾燥地帯での緑化でも使われている粘土団子のワークショップ、「たんすみどりのある風景」写真展と題して、緑や花が映える地域の風景の写真の展示などを行いました。

(さらにそれらの写真を、エコギャラリー新宿の「新宿の花・みどりいっぱい写真展」に出展し、新宿エコワン・グランプリの特別賞を3年連続で受賞しました。)



野菜の水耕栽培の講演



粘土団子ワークショップ



「たんす みどりのある風景」写真展

2 「粘土団子ワークショップ」出前教室

粘土団子ワークショップの活動は、「たんす緑と花のまちづくりフェア」や牛込箆笥地域センターが主催する「牛込箆笥地域まつり」だけでなく、地域の学校や保育園などでも行っています。平成29年度(2017年度)は、あいじつ子ども園の4歳児クラスを対象に粘土団子作りを楽しみながら体験してもらいました。

3 「みどりのカーテンプロジェクト」への参加

平成22年度(2010年度)からあさひ児童遊園と箆笥町特別出張所等区民施設の間の敷地内にプランターを設置し、ゴーヤーや朝顔等の栽培を行なっています。収穫したゴーヤー等は、高齢者給食や牛込箆笥地域センター管理運営委員会の行事である「たんすサロン」に提供しています。この活動が温暖化防止対策だけではなく、地域コミュニティの活性化につながるようになっています。



箆笥地区協議会では、自分たちも楽しみながら「みどりのカーテンプロジェクト」に取り組み、箆笥地区の緑化推進に取り組んでいます。

4 モデルガーデンの整備

箆笥地区協議会では、地域緑化のモデルとなる花壇「モデルガーデン」を、平成20年度（2008年度）「あさひ児童遊園」、平成23年度（2011年度）「新小川公園」、平成25年度（2013年度）「中町公園」に立ち上げました。公園サポーターと協力しながら継続的に運営を行ない、近隣の方々に喜ばれています。

<榎地区協議会>

1 みどりのクラブの活動

榎地区協議会のプロジェクトチームである「みどりのクラブ」は、家庭菜園など園芸を愛好する方々で構成され、主に菜園を通して地域の緑化推進と温暖化対策に貢献することを目的に活動しています。区の「みどりのカーテン」プロジェクトでは、説明会のスタッフとして参加する傍ら、ゴーヤーの育成についてアドバイスを行うなど積極的に協力しています。毎年夏には、「ゴーヤーサロン」（ゴーヤー料理の試食会）を開催し、ゴーヤー料理を紹介しています。参加者にはレシピ集も配布し、ゴーヤーへの興味を高めています。



みどりのカーテンプロジェクト



ゴーヤーサロン

2 環境美化分科会の活動

環境美化分科会では、学校への花苗植栽活動やガーデニング講座の実施により、地域の景観美化に取り組んでいます。牛込仲之小学校では2年生と牛込仲之幼稚園の園児が一緒になって助け合いながら、プランターに花苗の植栽を行いました。花で美観を保ち、道行く地域の方々に癒し、大変喜ばれています。

また、榎町地域センターで開催するガーデニング講座では、専門家の指導を受けながら、10種類以上の花苗から5種類の花を選んで一人ひとりが個性を生かした寄せ植えに仕上げていきます。自宅に持ち帰って花苗を育てるこの企画は参加者全員から大好評をいただいております。これからも地域の景観美化のためにこの取組を継続していきます。



牛込仲之小学校での花苗植栽



ガーデニング講座

<若松地区協議会>

若松地区協議会では環境美化分科会が、「ごみの削減とリサイクルを推進し、身近な地球温暖化対策」を地域に広めるとともに、「CO₂削減対策として地域の緑化を推進し、花と緑があふれる快適なまちづくり」を実現するために活動を行っています。

1 「バスで行く環境学習会」

環境美化分科会では、7月6日に、災害に配慮した環境整備の在り方について考えるために江東区にある「そなエリア東京」を見学するとともに、江戸時代のエコロジーへの理解を深めるために「深川江戸資料館」を見学しました。



「バスで行く環境学習会」の様子（「そなエリア東京」）

2 「若松ふれあいまつり参加事業」

10月1日の若松ふれあいまつりにおいて、当協議会の福祉分科会、地域安全分科会と合同で「優しきまんたんスタンプラリー」を開催しました。ごみ減量啓発として「食品ロスについてのクイズ」や、資源ごみであるペットボトルを利用したものづくりを紹介し、リサイクルへの関心につなげました。この機会にあわせて、「バスで行く環境学習会」の報告をパネル展示し、地域住民に向けて広く活動を周知し、地球環境保全を呼びかけました。

3 みどりの講座

11月22日に、緑化推進のため、初心者にもわかりやすい園芸講座を実施しました。テーマは「みどりと花いっぱいのもちづくり」で、グリーンアドバイザーを講師として招き、「やさしい園芸の基礎知識」「ベランダで出来る野菜づくり」を楽しく学びました。



みどりの講座「みどりと花いっぱいのもちづくり」の様子

4 環境と暮らしをテーマにした勉強会

平成30年(2018年)1月23日、「食品ロスを考える」と題し、家庭でできる「食品ロスの削減」と「食べきりの賢い知恵」についての講義と質問会を開催しました。



勉強会「食品ロスを考える」の様子

5 花の植え替えと地域緑化の推進

若松地域センター前庭の手入れと花の植え替えを年2回実施しました。委員が手入れした四季折々の花々とゴーヤーのみどりのカーテンは憩いと潤いをもたらし、地域センターに来られた方々に親しまれています。



若松地域センター前庭・花の植え替えとゴーヤー

<大久保地区協議会>

大久保・百人町地区クリーン活動協議会は、大久保通りを中心とする大久保・百人町地区の良好な環境づくりを目的として、平成16年（2004年）7月9日に設立され、地域と行政との協働による総合的な美化対策を行っています。平成17年（2005年）10月の大久保地区協議会設立時に、課題別プロジェクトとして位置付けられました。また、平成22年（2010年）8月には、道路の愛護・美化保全活動に力を尽くした団体に贈られる「夢のみち」表彰（東京都道路整備保全公社主催・東京都共催）において、地域と行政が協力してきれいにしようという美化活動の継続的な取組が認められ、道路功労者国土交通大臣賞を受賞しました。

具体的な活動としては、路上清掃、放置自転車・不法看板の指導及び撤去、路上喫煙禁止の呼びかけ、環境美化の普及啓発などがあります。地域や商店街の方々を中心に、日本語学校で学ぶ留学生を含む学生ボランティア等の協力も得て、毎回約80名が集まり、原則として毎月一回活動しています。平成29年度（2017年度）は9回の活動を実施し、延べ872名の参加者があり、警告数は200件でした。

大久保地区の特色は人口に占める外国人の割合が多いことで、言葉や習慣の違いが美化対策の課題の一つになっていますが、多言語やイラスト表示のある警告書を活用した地道な指導を継続してきたことにより、平成29年度（2017年度）は前年度に比べて警告数の減少につながりました。また、不法看板等の警告については同じ店舗等が繰り返し受ける傾向にありますが、「路上障害物による通行の障害の防止に関する条例」に基づく看板除去などの取組により、不法看板の設置を繰り返している一部店舗には効果がありました。一方で、店舗の流出入が激しい大久保地域では、新規の店舗などに対し、継続的に条例の周知や啓発をしていく必要があります。

活動当初の状況と比較して大久保通りは格段ときれいになり、成果は確実に上がってきています。韓流と異国情緒あふれるまちへの関心から来街者が増えている中、今後も地道な啓発活動を粘り強く継続していきます。



大久保・百人町地区クリーン活動



路上等障害物の除去指導



放置自転車の撤去

<戸塚地区協議会>

戸塚地区協議会では、様々な角度から環境問題に取り組んでいます。

「環境・美化分科会」では、高田馬場駅早稲田口ガード下の壁画美化のために設置した壁画（『ガラスの地球を救え』『歴史と文化～過去から現在そして未来へ』）の清掃活動を毎月1回ポイ捨て防止キャンペーンに合わせて実施しています。委員や近隣の学生等の継続的な努力により、壁画の美観を保つと同時に周辺の景観も保持されています。この壁画清掃は大勢の人の目につく駅前での実施のため、活動自体が街の美化に対する住民や通行人の意識向上に貢献しています。また、ヒートアイランド・温暖化対策として高田馬場駅前ロータリーでの「新宿打ち水大作戦」に毎年参加しています。その際に浴衣を着用して、「クールビズ」の提案も行っています。



高田馬場駅早稲田口の壁画清掃



「新宿打ち水大作戦」への参加

また、平成 29 年度（2017 年度）から新たに、西早稲田リサイクル活動センターにおいて月1回 NPO 団体「洋服ポスト」と連携し、衣類や靴、バッグなどのリサイクル活動を行い、家庭で眠っているまだ着られる洋服類の再利用に貢献しています。

その他、平成 29 年度（2017 年度）から新たに、西早稲田リサイクル活動センターにおいて月1回 NPO 団体「洋服ポスト」と連携し、衣類や靴、バッグなどのリサイクル活動を行い、家庭で眠っているまだ着られる洋服類の再利用に貢献しています。

「戸塚花とみどりのまちづくりの会」では、モデル的な協働の実践活動として、高田馬場駅前ロータリーや高田馬場シニア活動館で公共花壇の造成や手入れ、周辺の清掃を月に5～6回行い、ポイ捨て防止キャンペーンにも参加しています。また、平成 30 年（2018 年）3月に行われた地区協フェスタではパネル展示、花の苗や種の提供、自然素材の工作を実施しました。



高田馬場駅前ロータリー花壇の手入れ

「戸塚地区地域ねこ対策会議」では、「人と猫との調和のとれたまちづくり」を目指すため、地域ねこに関する様々な啓発活動やボランティアに対する支援に取り組んでいます。平成 30 年（2018 年）2月には、動物に関連した映画の上映会と啓発パネルの展示を行いました。また、「とつか地区協フェスタ」や「戸塚地域センターまつり」において、パネル展示やちらし配布を行うなど、定期的に地域住民への啓発活動を続けています。



映画上映会での啓発活動

<落合第一地区協議会>

みどり・環境部会では、暮らしの中のみどりを通じて地球温暖化に関心を持ち、CO₂削減を目指そうと「今年もみどりのカーテンを！ゴーヤなどの育て方講習会と相談会」を5月14日に行いました。

「エコギャラリー新宿」の協力のもと、みどり・環境部長が講師となり、自身の体験談を交えながら、土作り・苗の植え方・ネットの張り方・摘芯・つるの誘引方法・受粉から収穫までの説明を行いました。

参加者からは、水やりや追肥、病害虫対策などの質問が多数出され、熱心にメモを取っている方もいらっしゃいました。



「今年もみどりのカーテンを！ゴーヤなどの育て方講習会と相談会」の様子

また、地域のみどり豊かな環境を推進するために、集合住宅が増加する住宅事情の中、各家庭ベランダ、屋上、庭などで育成できる季節に合った「花の寄せ植え講習会」を11月11日に実施しました。



「花の寄せ植え講習会」の様子

＜落合第二地区協議会＞

落合第二地区協議会「環境分科会」では、毎月定期的に会議を開催し、地域の環境対策や住宅地のみどりの保全などの課題に取り組んでいます。また、課題解決に向けた見学会や勉強会を積極的に行い、「落合第二地区協議会ニュース」で活動報告を行っています。ここではその活動の一部をご紹介します。

1 ごみ問題勉強会

ごみ問題について考えるため、平成 29 年（2017 年）11 月に神奈川県葉山町職員によるごみ削減の取組「ゼロ・ウェイスト」の講演会を実施し、地域のごみ問題に関する啓発を行いました。ここで得た知識を地域の課題解決につなげています。



ごみ問題勉強会

2 みどりのマップ作製

地域に残る保護樹木等の状況を独自に調べ、手作りのマップを作成しました。近隣小学校等に配布するなど啓発活動を行いました。

3 省エネ勉強会

平成 29 年（2017 年）9 月、「家庭でできる省エネのコツ」をテーマに、東京都地球温暖化防止活動推進センターの職員を講師として勉強会を実施し環境問題に関する啓発を行いました。



省エネ勉強会

4 みどりの講演会

平成 30 年（2018 年）1 月、杉並区の緑の顕彰制度を題材に、「まちのみどりを讃えよう」と題し杉並区職員による講演会を実施し、地域の環境に対する意識向上を図りました。

5 みどりの配布

地域にみどりを増やす活動の一環として、6 月と 11 月の落合第二地域センターイベントにおいて、委員が栽培した苗木や球根など約 700 鉢を配布しました。毎年多くの方が楽しみにしています。



みどりの配布

6 素敵なまちの写真展

平成 30 年（2018 年）3 月、落合第二特別出張所ロビーで地域の方から募集した写真を展示しました。19 名 51 点の応募があり、落合第二地区の風景や樹木、草花、生物など、地域の魅力を写真で伝えました。

< 柏木地区協議会 >

柏木地区協議会では「安全で安心なきれいなまちづくり」を目指して、柏木地域の皆さんと一緒に様々な環境問題の解決に取り組みました。

1 公園に親しむ「公園花植え」

平成 29 年度（2017 年度）は 11 月に、地域の子どもたちと北新宿公園の花壇に花植えを行いました。

子どもたちが花植え体験を通じ、環境やみどりにより関心をもってもらえるよう、楽しみながらみどりを増やすことに取り組みました。



公園の花壇への花植え

<角筈地区協議会>

角筈地区協議会では、生活環境分科会が地域における生活や環境についての課題を多角的な面から検討し、解決することを目的に平成 25 年度（2013 年度）から活動しています。平成 29 年度（2017 年度）の環境についての活動をご紹介します。

[川崎火力発電所・かわさきエコ暮らし未来館見学]

平成 29 年（2017 年）8 月 4 日に、神奈川県川崎市にある「東京電力フュエル&パワー 川崎火力発電所」と「かわさきエコ暮らし未来館」を見学しました。（地域の方 45 名が参加）

川崎火力発電所は、環境問題に対処するため 1984 年に燃料をこれまでの石炭から液化天然ガス（LNG）へ転換し、現在は「高い熱効率と環境適合性を実現」する世界最新鋭の火力発電所です。首都圏の 98 万軒へ電気を供給しています。

ガスと蒸気のダブル発電タービンの稼働状況を見学しましたが、計 300 万 kW 強を発電する 6 機の発電システムが入る建屋内はとてと大きく大きな音が響き渡っていました。1 機のシステムは点検作業中のため分解されていて、通常見ることができない実物のタービンを見ることができました。この発電所は環境に配慮し、空や海を汚さないため、資源を守るために様々な工夫をしています。また、蒸気タービンで作られた蒸気を地域内の他の工場に供給し、燃料や二酸化炭素排出量の削減を可能にしています。

かわさきエコ暮らし未来館では、地球温暖化の仕組みや資源循環、再生可能エネルギーについて学び、隣接する浮島太陽光発電所で 37,926 枚のソーラーパネルを間近に見ることができました。平成 28 年度（2016 年度）の年間発電電力量は約 891 万 kWh、一般家庭約 2,900 軒分で、発電効率を低下させる雑草や土埃、海風や塩害対策に工夫がなされています。

見学会の参加者は、エネルギーを作る技術や最先端の環境対策、地球の力を効率的に活用する技術を学ぶとともに、ごみ減量などの取組が地球を守ることに繋がるということを再認識しました。



火力発電所敷地内にある初期の蒸気タービンローター



かわさきエコ暮らし未来館 2 階に展示されている風力発電のブレード先端部分



エコ暮らし未来館に隣接する資源化処理施設では、資源ごみに混入している不適物を作業員が選別



展望スペースから浮島太陽光発電所（メガソーラー）を眺望

3 新宿区町会連合会（町会・自治会）による取組

新宿区町会連合会では、地球温暖化防止と町会活性化の一環として、『新宿を冷まそう！打ち水大作戦』と称し、区内の町会・自治会で打ち水に取り組みました。

当日はうだるような暑さの中、バケツやひしゃくを持った町会の皆さまが一斉に打ち水を行い、41.1度もあった路面の温度が、打ち水後には28.9度まで下がりました。打ち水を行った商店街一帯にはさわやかな風が流れ込み、参加した皆さまは涼しさを感じつつ、打ち水を楽しみました。

町会・自治会では、江戸時代から受け継がれた『打ち水』という日本文化を通じて、地域コミュニティの醸成を図るとともに、環境に対する意識を高めています。



中落合一丁目みどり町会の皆さんによる打ち水

4 地域団体による取組

<落合第一青少年育成委員会>

毎年12月第二土曜日に「ポイ捨てなくそう・クリーン大作戦」を実施しています。地域内の小中学校の協力によりポスターを募集、応募されたポスターは地域の掲示板に貼り、実施の周知を行います。毎年100枚以上の応募があります。

当日は、落一小、落二小、落四小に集合し、6コースに分かれてせせらぎの里公園までを清掃し、地域のポイ捨て状況を把握するとともに、新宿清掃事務所の協力によりごみの分別について勉強します。子どもから高齢者まで、地域全体が環境美化への関心を高める活動として定着してきました。小中学校PTAをはじめ、町会、高齢者クラブ、少年野球クラブ、少年サッカークラブの方など約300人が参加する年末の恒例行事です。



子ども達から応募された絵画をもとに作成した「クリーン大作戦」のポスター

5 特別出張所による取組

<榎町特別出張所>

毎年みどりのカーテンプロジェクトに参加しており、特別出張所の南面 3 階部分近くまでゴーヤーを育てています。収穫したゴーヤーは、みどりのクラブが主催するゴーヤーサロンに提供し、参加者に食べてもらっています。



榎町特別出張所のみどりのカーテン

6 事業者やNPO等による取組

<新宿区エコ事業者連絡会>

平成 13 年（2001 年）3 月に行われたシンポジウムの参加者から事業者のネットワークの立ち上げが提案され、これをきっかけとし「新宿区エコ事業者連絡会」が発足しました。事業者が情報交換しながら、相互に環境保全への取組をレベルアップさせていくとともに、地域への関わりを深めていくことを目的として活動しています。

平成 29 年度（2017 年度）は総会と施設見学会を 1 回、事例発表会を 2 回行いました。活動内容は以下のとおりとなっています。会員登録数は約 90 事業者となっています（平成 30 年（2018 年）3 月 31 日現在）。

[平成 29 年度（2017 年度）活動]

(1) 総会・事例発表会（第 49 回） 平成 29 年（2017 年）5 月 24 日

- ①平成 28 年度（2016 年度）事業報告について
- ②平成 29 年度（2017 年度）事業計画について
- ③平成 29 年度（2017 年度）役員改選について

(2) 施設見学会（第 50 回） 平成 29 年（2017 年）10 月 20 日

施設見学会場所 東京ガス株式会社 スマートエネルギーセンター（田町）

(3) 事例発表会（第 51 回） 平成 30 年（2018 年）2 月 7 日

事業者省エネ対策について 一般財団法人エコファーム推進機構、株式会社富士国際旅行社



施設見学会の様子



事例発表会の様子

<セルズ環境教育デザイン研究所>

自然と人をつなぐ『学問的・論理的な自然教育』をテーマとした環境学習指導

平成 28 年度（2016 年度）から「新宿の環境学習応援団」に参加・登録し、エコギャラリー新宿と協力しながら、新宿区内の環境教育事業に携わっています。子どもから大人まで、過去 2 年間で計 5 回、延べ 168 名に対して講座を実施しました。

子どもたちに対して行っている生き物学習プログラムでは、子どもたちが好きな「生き物」に対して、学問的知見、論理的思考をテーマに取り組みアカデミックな生き物学習を実施しています。当所では、実用的な生物学学習となることを目指し、お子さんに限らず、今後もより多くの方々に「生物学の楽しめる学びの場」を通して、その保全や資源利用性などの幅広い分野への学習の機会を提供していきます。

平成 29 年度（2017 年度）「新宿エコワン・グランプリ」事業者部門の大賞を受賞しました。

<株式会社 富士国際旅行社>

オフィスの取り組み 省エネ診断を受けて消費エネルギーの見える化推進

平成 29 年（2017 年）5 月のリニューアル工事に伴い、新宿区の省エネ診断を受けました。それをもとに、LED 照明への切り替え、エネルギー使用量の見える化、設備台帳の作成・活用、省エネ対策の社員共有などに取り組んでいます。工事後、4 ヶ月で平均 13.4%（前年比）の CO₂ を削減することができました。

今後は、社内のペーパーレスを進め、社内ルールの策定や意識改革のための研修の実施、省エネ・実務効率などを推進していきます。

平成 29 年度（2017 年度）「新宿エコワン・グランプリ」事業者部門の優秀賞を受賞しました。

<株式会社 新学社東京支社>

スイッチオフ 省エネ活動

東日本大震災以降、全社を挙げて様々な節電対策に取り組んできました。平成 29 年（2017 年）7 月にエレベータホール、駐車場、非常階段の電気の LED 化工事を行いました。それに伴い、部屋を使用していない時や、あまり暑くない時はエアコンをオフにするなど、これまで以上に徹底してスイッチオフ省エネ活動を行いました。

引き続き、ビル全体の LED 化を進め、社員一人一人が環境に優しい企業としての自覚を持ち、より一層の省エネに努めていきます。

平成 29 年度（2017 年度）「新宿エコワン・グランプリ」事業者部門の優秀賞を受賞しました。



新宿エコワン・グランプリ表彰式集合写真

7 エコライフ推進員の活動

今日の環境問題の多くは日常生活や事業活動と密接な関係にあることから、環境に配慮したくらしを実践するとともに、そうした活動を地域に広げていく人材が求められています。そこで区は、区と区民の橋渡し役となり地域の環境保全活動の中心となる区民の方に「エコライフ推進員」を委嘱しています。

平成 28 年（2016 年）4 月からは、公募と地域からの推薦により選ばれた第 7 期エコライフ推進員が活動しています。



施設見学会

【分科会】

期	任 期	分 科 会
第 1 期	H16. 7～ H18. 6	測定調査、古布等のリサイクル、自然観察、まち美化、ごみ減量
第 2 期	H18. 7～ H20. 6	温暖化防止、廃プラスチックリサイクル
第 3 期	H20. 7～ H22. 6	省エネルギー・新エネルギー、みどりの普及、3 R
第 4 期	H22. 7～ H24. 6	チャレンジ 25、みどりと生物、3 R
第 5 期	H24. 7～ H26. 3	エネルギー、みどりと生物、3 R
第 6 期	H26. 4～ H28. 3	エネルギー、身近な生活環境
第 7 期	H28. 4～ H30. 3	温暖化対策・エネルギー関係、みどり・生き物、ごみの減量とリサイクル

エコライフ推進員は、「エコライフ推進協議会」を設置して自主的に活動を行っています。また、分科会では時節に応じた環境問題を取り上げて、積極的な意見交換等を行っています。エコライフ推進員の役割は、環境学習情報センターと連携・協働し、エコライフの実践と普及啓発活動を通して環境に配慮した取組を地域に広げていくことです。



エコライフまつりへの出展



3 R 推進キャンペーンイベントへの出展



まちな先生見本市への出展

◇環境保全のための参加と協働

1 区民の環境学習

未来に向けて環境改善していくためには、生涯にわたる環境学習が必要です。

区では、子どもたちの環境保全意識を育むとともに、区民や事業者一人ひとりが自発的に環境保全に取り組んでいくために、環境学習情報センターを核として様々な講座やイベントを開催し、普及啓発を図っています。

(1) エコリーダー養成講座

地域の環境活動のリーダーとなる人材を養成するための連続講座です。企画は、「エコリーダー養成講座修了生」のプロジェクトチームによるもので、地域団体、NPO、企業、学校等の協力により実施しました。

平成 29 年度（2017 年度）は、計 8 回の連続講座と公開講座、関連講座を開催し、総計で 217 名の方が受講しました。

このうち、養成講座を 6 回以上受講された 8 名の方が、「エコリーダー養成講座」の修了生として新たに認定されました。



第 6 回 “市谷の杜” 見学

【平成 29 年度（2017 年度）】

区分	回数	日程	実施内容
養成講座 (全 8 回)	第 1 回	H29. 10/12	『エコとは何?』～暮らしの中のエコを考える～
	第 2 回	10/19	『省エネ基本の“キ”』～エネルギーを意識した暮らし方～
	第 3 回	10/26	『住まいの省エネ展示と西新宿の“まち”を見に行こう!』 ～LIXIL ショールーム東京見学～
	第 4 回	11/2	『食卓から見える環境問題』～自給率、食品ロス、食の安全・安心～
	第 5 回	11/9	『資源ごみの行方を知ろう』～トベ商事見学～
	第 6 回	11/16	『“市谷の杜”を歩こう』～みどりの回廊と DNP の環境への取組～
	第 7 回	11/30	『学びを活かそう』～エコライフについてグループで話し合おう～
	第 8 回	12/7	『修了式』～グループで成果を発表しよう～
公開講座 (全 1 回)	第 1 回	H29. 10/5	『東京の“みどり”の過去・現在・未来』 『新宿の“みどり”と“いきもの”』

(2) 子ども環境シンポジウム

平成29年度(2017年度)新宿区「みどりの小道」環境日記コンテスト及び環境絵画展受賞者の表彰式と各賞受賞者の作品発表を平成29年(2017年)11月11日に行いました。

また、区民ギャラリーと新宿区役所1階ロビーで「新宿区環境絵画・環境日記展2017」を開催しました。



平成29年度(2017年度) 子ども環境シンポジウム

<環境絵画>

区内の小中学校の児童・生徒とその保護者の方を対象に、環境問題をテーマにした絵画を募集し、平成29年度(2017年度)は178点の応募がありました。絵のテーマは様々で、地球温暖化やみどりの保全、ごみ問題やリサイクルについてなど、幅広い環境問題が扱われています。応募作品は区民ギャラリーで展示したほか、新宿区役所1階ロビーで受賞作品展を開催しました。このほか、受賞作品は「エコ・チェックダイアリー」や「環境保全のしおり」などに掲載されました。



環境絵画平成29年度区長賞

<環境日記>

区内の小学校4~6年生を対象に、みどりの小道環境日記を配布しています。これは、環境保全に関する取組や日常生活の中で気づいたこと、考えたことなどを日記形式で書き込んでいくもので、継続して記入すると新宿区の環境日記コンテストに応募することができます。

平成29年度(2017年度)は991点の応募がありました。また、受賞作品は、「エコ・チェックダイアリー」に掲載されました。



みどりの小道環境日記2017
新宿版提出用日記

(3) 夏休み体験教室

<エコにトライ>

親子で参加できる体験型の講座です。平成29年度(2017年度)は、「カンロ飴を届けよう!」、「キッズ和食育」「うちわづくりワークショップ」、「みその食べ比べ教室」など9講座を実施し、660名が参加しました。



「キッズ和食育」

(4) こどもエコクラブ

公益財団法人日本環境協会が実施している事業で、子どもたちの環境に関する自主的な活動を応援するものです。都道府県や区市町村は事務局として、こどもエコクラブの登録事務やクラブへの情報提供を行っています。こどもエコクラブへの登録は、子ども1名以上、サポーターとなる大人1名以上を集めて行います。平成30年(2018年)3月末には、区内では6団体235名の子どもたちが登録し、環境問題についての学習や家庭での省エネの取組など様々な活動を行っています。



「手回し発電カーをつくろう」

(5) 環境学習・環境活動 出前講座

地域で環境活動や環境学習を推進している事業者・団体が、学校や地域で行われる環境教育や体験学習をそれぞれの立場で応援する、「新宿の環境学習応援団」を掲載した“まちの先生見本市！”登録資料集を作成しています。学校や地域から環境学習情報センターに依頼があると、この資料集に登録されている団体に依頼し出前講座（授業）を行っています。



出前講座の様子

【実績】

年度	回数	参加人数
26	99	4,778名
27	99	4,909名
28	66	3,218名
29	34	1,776名

(6) 新宿エコライフまつり

平成16年度（2004年度）から始まった「新宿エコライフまつり」は、区民の方々に環境についての普及啓発を図ることを目的としています。

14回目となる平成29年度（2017年度）は、6月3日に環境学習情報センターで開催しました。当日は、自転車発電体験、リサイクル工作などのワークショップ、フードドライブ、パネル展示のほか、活動発表会を実施しました。



新宿エコライフまつり

(7) 新宿エコワン・グランプリ

平成19年度（2007年度）から、優れた環境活動を表彰する「新宿エコワン・グランプリ」を実施しています。応募は、個人・ファミリー部門、グループ（区民団体）部門、環境にやさしい事業者部門となっています。

平成29年度（2017年度）は、エコギャラリー新宿で開催し、部門ごとに大賞、優秀賞、奨励賞を計11件表彰しました。また特別賞として、年間の省エネ活動の報告に基づく「省エネ賞」は7件、「みどりのカーテンプロジェクト賞」は17件、「新宿の花・みどりいっぱい写真展」優秀賞は8件、ごみ減量リサイクル課主催の新宿エコ自慢ポイント賞は5件を表彰しました。



新宿エコワン・グランプリ表彰式

年度	応募数	表彰式（日時・参加人数）	
26	14点	平成27年3月14日	85名
27	8点	平成28年3月12日	100名
28	18点	平成29年3月11日	91名
29	12点	平成30年3月10日	73名

(8) 「新宿の森」環境体験学習

新宿の森での森林整備体験イベントを通して温暖化対策や環境保全について学び、地元地域の方との交流を図っています。

平成29年度（2017年度）は、新宿の森・伊那、沼田、あきる野の3箇所で開催しました。

ツアーでは下草刈り・間伐といった森林整備体験のほか、専門家による森林ガイドツアーなど、自然の大切さを学べるプログラムを実施しました。

※新宿の森については8ページをご覧ください。

◆「新宿の森・伊那」

実施日：平成29年（2017年）9月9日～10日

参加者数：23名

＜プログラム＞

- ・新宿の森・伊那で間伐体験
- ・ネイチャーガイドツアー
- ・伊那市民イベント「わくわく森・もり」（草木染・プランター作りなど）に参加

「新宿の森・伊那」自然体験ツアーは1泊2日の宿泊ツアーです。1日目は、新宿の森で地元NPOの指導の下、間引きが必要な木をノコギリで伐採する「間伐」を体験しました。夜は旅館で環境学習講座を開き、カーボンオフセットの取組などについて学びました。

2日目は、森林の成長や生態系についての説明を聞きながら新宿の森の中を歩くネイチャーガイドツアーを実施しました。その後、伊那市のイベント「わくわく森・もり」に参加し、1日目の間伐体験で伐採した木材を使ってプランターを作ったり、草木染を体験したりしました。

伊那市の皆様のご協力をいただき、新宿区内ではできない森での貴重な体験を通して自然の大切さを学んだ充実した2日間のツアーになりました。



間伐体験の様子



ネイチャーガイドツアーの様子



「わくわく森・もり」
間伐材工作の様子

◆「新宿の森・沼田」

実施日:平成 29 年 (2017 年度) 7 月 22 日

参加者数:65 名

<プログラム>

- ・新宿の森・沼田で下草刈り体験
- ・トマト狩り
- ・地元の方との交流昼食会



「新宿の森・沼田」
下草刈り体験の様子



「新宿の森・沼田」
トマト狩りの様子

「新宿の森・沼田」自然体験ツアーは、「新宿の森」での自然体験や、地元の方との交流を通じて、環境への取組や自然について楽しく学んでいただくツアーです。

平成 29 年度(2017 年度)は、例年同様下草刈り体験を行いました。

下草刈りとは植栽した苗木が元気に大きめに育つように、下層部に生える雑草や雑木を除去するための作業です。木々の成長時期である主に初夏から真夏にかけての暑さに厳しい時期に行う必要があります。下草刈りを怠ってしまうと植えられたばかりの若い苗木は雑草や雑木に負けてしまい、日光を遮られたり、水分を奪われたりして木々が大きく育つ妨げとなるため、森を育てるための大事な作業となっています。

そのほかにも、トマト狩りや、地元の方との交流昼食会を行うなどして、参加者は作業を通じて森を育てる手間と大切さ、地球温暖化について考えるきっかけとなる体験ができました。

◆「新宿の森・あきる野」

実施日:平成 29 年 (2017 年) 11 月 18 日

参加者数:35 名

<プログラム>

- ・新宿の森・あきる野で根払い体験
- ・ネイチャーガイドツアー
- ・地元の方との交流昼食会



「新宿の森・あきる野」
根払い体験の様子



「新宿の森・あきる野」
ネイチャーガイドツアーの様子

「新宿の森・あきる野」自然体験ツアーは、「新宿の森」での自然体験や、地元の方との交流を通じて、環境への取組や自然について楽しく学んでいただくツアーです。

平成 29 年度 (2017 年度) は、根元から 1.5m くらいの位置までの枝を切る根払いと、シカが木を傷つけないようにするための「シカ害防止ネット」を巻く体験を行いました。そのほかにも、森の中を歩き、森の生き物について学ぶネイチャーガイドツアーや、地元の方との交流昼食会を行うなど、都会では味わえない体験ができました。

2 普及啓発

環境保全に関する行動に取り組むためには、環境情報を共有化し、自分が何をすべきか考え、行動する機会を作ることが重要です。区では、最新の情報を区民に提供できるよう、情報誌の発行やホームページの充実に努めています。

(1) 環境白書の発行

第二次環境基本計画の進捗状況を点検・評価し、次の課題を明確化することで、区民の皆様に環境活動に関心を持っていただけるよう、「新宿区環境白書」を作成・発行しています。平成29年度（2017年度）版は、平成29年（2017年）9月に発行しました。「新宿区環境白書」は、環境対策課、環境学習情報センター、新宿リサイクル活動センター、西早稲田リサイクル活動センター、各特別出張所で無料配布しているほか、区のホームページで公開しています。



(2) 環境保全のしおり

「地球温暖化」「まち美化・路上喫煙」「みどり」「ごみ・リサイクル」「公害」といった区の環境への取組や、区内の環境の状況をまとめた冊子を毎年発行しています。平成29年度（2017年度）版は、1,000部発行し、窓口・イベント等で配布しています。皆さんに参加していただけるようなイベントや講座も紹介しています。



(3) 広報しんじゅく「環境特集号」

平成29年度（2017年度）は、「広報しんじゅく」の5月号、12月号に「環境特集号」を掲載しました。家庭や事業所で実践できる身近な省エネ活動や、区の環境施策の実施状況などをお知らせしました。



(4) 広報しんじゅく「すてないで」

区の広報紙に年3回、6月・10月・2月又は3月に「すてないで」と題し、3Rに関する特集記事や資源・ごみの分別の推進等に関する記事などを掲載しています。

平成29年度（2017年度）は、3月15日号で「食品ロスの削減」及び「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」について特集しました。

(5) 「エコようび」

環境学習情報センターが発行している冊子で、センター事業の案内のほか、身近な生活に役立つ環境に関する情報を掲載しています。平成 29 年度（2017 年度）は 2 回発行し、区有施設に配布したほか、イベント実施時に来館者に配布しました。



(6) 新宿区の環境学習ガイド

環境都市・新宿の実現に向けて、区民一人ひとりがどのように環境学習に取り組むことができるのかを紹介するリーフレットです。区の環境学習の情報窓口や、環境活動拠点施設などを掲載しています。



(7) リサイクル活動センターニュース

リサイクル活動センターが年 2 回（夏・冬）発行している、センターニュース「たのしくリサイクル」で、センター事業やイベントの案内のほか、ごみ減量や 3R に関する最新の情報を掲載しています。発行にあたっては、地域の活動団体、事業者、区等による編集会議を開き、掲載内容の充実を図っています。



(8) リサイクル活動センター講座・講習会チラシ

リサイクル活動センターでは、身近な生活の知恵、ものを大切にする技や心を伝えることをテーマに様々な内容の講座・講習会を毎月 2～5 回開催しています。講座・講習会は、広報しんじゅくで募集掲載を図るほか、案内チラシを毎月発行し、地域センターや図書館等の区有施設で配布しています。



3 区立環境学習情報センターの活動

環境学習情報センターは、環境保全の普及・啓発、環境情報の発信、さらに環境活動の交流や環境学習の拠点として、平成16年(2004年)6月5日に、新宿中央公園内にあった区民ギャラリーの2階を改修して開設しました。環境学習情報センター及び区民ギャラリーの施設運営には、平成16年(2004年)4月1日から「指定管理者制度」が採用されています。現在は、平成28年度(2016年度)の公募(プロポーザル方式)による選定の結果、「NPO法人 新宿環境活動ネット」が指定され平成34年(2022年)3月まで管理を行っています。



※「エコギャラリー新宿」とは、区民ギャラリー(1階)と環境学習情報センター(2階)の複合施設の愛称として、区民公募で選ばれた名称です。



イメージキャラクター「エコ王子」
像による案内表示

<環境学習事業>

環境学習情報センターでは、区民・地域団体・環境団体・事業者による「連携と協働」を軸にした、「区民参画型」の運営を行っています。また、最新の情報や技術の展示、環境学習の講座やイベント等を通じて、多くの方が環境保全活動に自主的に参画し、協働で取り組む拠点となっています。

来館者にとっての拠点となるだけでなく、館外でのイベントや講座も充実させ、点から面に広がる地域とのつながりを重視した様々なプログラムを展開しています。

平成29年度(2017年度)は、年間を通して21事業を実施しました。

環境学習情報センターで行っている活動の中で、代表的なものをいくつか紹介します。

(1) 省エネ技術研修セミナーの開催

事業者の省エネを支援することを目的として、省エネセミナーを実施しています。3回開催し、延べ66名が参加しました。



回数	日程	実施内容
第1回	H29. 6/22	タイトル：「省エネ診断実施結果による省エネ活用セミナー」 講師：株式会社シムテクノ総研 宮越 節夫 新宿運輸商事株式会社 代表取締役 横山 竜介 参加者：17名
第2回	11/1	タイトル：「省エネ診断を受けて、エコなオフィスをつくろう！」 講師：株式会社シムテクノ総研、株式会社富士国際旅行社、大成建設株式会社 参加者：23名
第3回	H30. 3/28	タイトル：「環境経営、そしてCSR/CSV経営、さらにその先は」 講師：株式会社KAZコンサルティング代表取締役社長 鈴木 和夫 参加者：26名

(2) 「生物多様性・自然と共に生きるまちに」

身近な自然観察や自然との触れ合いを通じて、環境保全意識の普及を推進することを目的に講座や観察会を開催しました。

平成29年度（2017年度）は17回開催し、延べ579名が参加しました。



寄せ植え講座

区分	回数	日程	実施内容
基礎から学ぶ寄せ植え講座	第1回	H29. 4/21	初夏の草花を使って寄せ植え
	第2回	5/7	母の日に贈る寄せ植え
	第3回	5/19	ハーブと野菜の寄せ植え
	第4回	6/16	観葉植物で寄せ植えづくり
	第5回	7/1	涼を楽しむ苔玉
	第6回	10/20	ハンギングバスケットをつくる
	第7回	11/18	クリスマスツリーの寄せ植え
	第8回	12/16	お正月を迎える寄せ植え
	第9回	H30. 1/19	球根を使う寄せ植え
	第10回	2/17	多肉植物で寄せ植え
セミの羽化観察会	第1回	H29. 7/26	セミの羽化観察会①
	第2回	7/28	セミの羽化観察会②
	第3回	7/29	セミの羽化観察会③
	第4回	7/31	セミの羽化観察会④
	第5回	8/2	セミの羽化観察会⑤
	第6回	8/4	セミの羽化観察会⑥
	第7回	8/14	セミの羽化観察会⑦

このほか、通年、2階の情報コーナーでアゲハチョウの飼育展示や中央公園の昆虫の標本展示を行っています。

(3) まちの先生見本市！

NPO 法人新宿環境活動ネットと共催で、毎年区立小学校を会場として行っています。環境活動や環境学習を推進するため、地域団体・企業・NPO・区等が「まちの先生」となり、子どもはもちろん地域の方や学校の先生などを対象に、パネルやプログラムの展示、また体験型ワークショップ、相談コーナーなどを開設しています。



平成 20 年度（2008 年度）からは、新宿区教育委員会が実施する「環境学習発表会」と同時開催し、小学生による環境学習の発表が行われています。

平成 29 年度（2017 年度）は、平成 30 年（2018 年）1 月 27 日に戸塚第三小学校で開催し、出展は 54 団体、来場者数は約 888 名でした。

<環境に関する情報の発信地>

2 階の情報コーナーでは、来館者が環境学習に利用できるよう、図書やビデオの閲覧サービスを行うとともに、地域で環境活動や環境学習を推進している様々な団体やイベント情報案内、環境に関する展示など環境関連情報の整備をしています。

また、環境情報（エコ）の「見える化」を実践するため、「LED 電球はなぜ省エネなのか」を体感できる“エアロバイク”を設置し、実際に来館者が“バイク”を漕ぐと、運動エネルギーから電力を創出し、LED・白熱蛍光灯の各電球を点灯させ、両電球の消費電力の差を体感できるようにしています。

加えて、ホームページ（平成 29 年度（2017 年度）アクセス者数 25,199 名）や「えこようび」（年 2 回発行）を活用して環境保全や環境学習情報を広く発信しています。

さらに、総合学習や視察訪問の受入れも行っています。平成 29 年度（2017 年度）は、行政等の視察 3 件（24 名）、環境学習 8 件（222 名）の実績がありました。

<環境活動の拠点>

区内で活動する環境団体の活動をバックアップするために、研修室や展示室を貸し出しています。研修室は環境団体の会議等に利用され、展示室は環境団体の活動の発表の場となっています。平成 29 年度（2017 年度）の研修室の利用は 330 件、展示室の利用は 116 件でした。

また、「環境学習相談窓口」では環境カウンセラー、東京都環境学習リーダーなどの環境学習の専門家が、学校・地域指導者の授業づくり、企業の社員研修、区民からの環境活動についての相談など環境学習・活動に関する多様な相談に応じています。

さらに教育委員会との連携により地域と学校を積極的につないでいます。

<事業報告の確認と事業評価>

指定管理者が協定書に基づいて不足なく事業が行われたか、施設サービスの向上、施設運営の効率化等が図られたかといった視点から前年度の事業評価を行っています。

平成 29 年度（2017 年度）は、平成 28 年度（2016 年度）事業について指定管理者評価委員会による事業評価が実施され、平成 29 年（2017 年）9 月に報告書が提出されました。

環境学習情報センターは、協定書に定められた内容はほぼ満たしており、概ね良好に管理運営業務が行われていると評価されました。

第3章 環境保全施策とその進捗状況

「第二次環境基本計画」施策体系から見る進捗状況

基本目標 1 「人と自然が調和したまちの快適性を確保します。」

個別目標 1-1 自然とのふれあいの場の創出

都市生活における自然との関わりを意識しながら、快適に過ごすことのできる自然とのふれあいの場を創出します。その際、水辺やみどりのある場所を利用するとともに、生物多様性の保全にも配慮します。

個別施策①水とみどりの環境整備の推進

個別施策②生物多様性に配慮した環境づくり

◆新宿区のみどりの現況



平成 27 年度（2015 年度）に「みどりの実態調査（第 8 次）」を行いました。この調査は、区内のみどりの現状を把握し、今後の施策に活かすため、みどりの条例に基づき 5 年ごとに実施するものです。これまで、昭和 47 年度、59 年度、平成 2 年度（1990 年度）、7 年度（1995 年度）、12 年度（2000 年度）、17 年度（2005 年度）、22 年度（2010 年度）と 5 年ごとに実施しています。平成 27 年度（2015 年度）の調査では、航空写真の撮影・解析のほかに区内全域を対象とした現地調査により、樹木・樹林、草地、生垣、街路樹、屋上緑化及び壁面緑化等についてその実態を調べました。

平成 27 年度（2015 年度）の調査の結果、区内にある樹木・樹林、草地、屋上緑化の面積は 319.14ha（ヘクタール）緑被率は 17.48%となり、前回調査より 0.39（約 7ha）ポイント減少しました。主な理由としては、草地の減少が挙げられます。東京 23 区で比較すると、12 番目であり、樹木・樹林の面積比率では 10 番目に高い数値です。

◆緑化の推進（空中緑花都市づくり）

(1) 屋上緑化普及啓発講座

屋上緑化の一層の普及啓発を図るため、講座を開催しています。平成 29 年度（2017 年度）は、平成 29 年（2017 年）10 月に屋上緑化・ベランダ緑化の楽しみ方の講義を行いました。

(2) 屋上等緑化助成

平成 20 年度（2008 年度）から、新たに屋上緑化・壁面緑化をする区民・事業者を対象に、その工事費の一部を区が助成する「新宿区屋上等緑化助成制度」をスタートしました。

平成 29 年度（2017 年度）は屋上等緑化助成の利用はありませんでした。

(3) 緑化計画書制度

みどりの条例に基づき、区や事業者が250㎡以上の敷地で建築行為等を行うとき、緑化計画書の提出が義務付けられています。これは、建築物等の施設緑化の観点から、良好な都市環境づくりを進めることを目的とした制度です。平成29年度（2017年度）は130件、28,376㎡の緑地が計画されました。このうち屋上緑化は17件、4,117㎡ありました。



◆区有施設での多様なみどりの保全

・公共施設緑化

平成20年度（2008年度）から学校緑化のみならず、区内すべての公共施設を対象に、樹木の樹勢回復処置や植込地整備など様々な緑化に取り組んでいます。29年度（2017年度）は、区立公園を中心に、新たに地域の特色となる樹種や、地域固有の樹木等を植栽する花の名所づくりにも取り組みました。植え込み地などの緑化工事は4箇所で行いました。

【主な施工箇所と緑化内容】

〈外濠新見附濠〉

外濠の土手に菜の花の種（15kg）を播きました。

〈落合中央公園〉

アーモンドの木3本を植える工事を行いました。平成27年度（2015年度）から毎年数本ずつ植栽し、合わせて10本になりました。

〈しんかいばし児童遊園〉

ハンカチノキ他4種の植栽を行いました。

〈諏訪公園〉

シダレザクラ（一重）他15種の植栽を行いました。



落合中央公園 アーモンドの木

◆その他の緑化

・障害者就労継続支援事業者による区内の緑化

区は、障害者のための就労継続支援事業等を行う事業所に対し、区内の公園等において区が指定する区画の緑化及びその保全に係る業務を委託しています。これにより、区内の緑化を推進するとともに、地域における障害者理解の促進並びに障害者の就労機会の拡大及び工賃の水準の向上を図っています。



内容は、花壇の植栽、除草、植え替え、水やりなどです。

万一、花が枯れたり引き抜かれたりした場合は、常に花を絶やさないように補充を行います。このため、補充用の苗は別に管理して、いつでも植え替えができる体制をとっています。

◆親水施設の整備・充実

ビオトープ

- ・新宿中央公園ビオトープの管理運営

自然の生き物との共生の大切さを区民に PR するため、平成 15 年（2003 年）3 月に完成した新宿中央公園ビオトープの管理運営を、公園サポーター「新宿中央公園ビオトープの会」と協働で行っています。開園以降、昆虫類 88 種、草木類 109 種が確認されています。

平成 16 年度（2004 年度）から、区立小学校の児童を対象に水田を活用して米づくりの指導を行っています。



- ・東戸山小学校ビオトープの管理運営

平成 22 年（2010 年）3 月に完成した東戸山小学校のビオトープの管理運営を、生徒と地域の方々と協働で行っています。その一環として、水田の管理や自然観察などを行っています。

- ・みなみもと町公園ビオトープの管理運営

平成 25 年（2013 年）3 月に完成した区立みなみもと町公園のビオトープの管理運営は、公園サポーターが中心となって行っています

◆神田川・妙正寺川とのふれあい整備

- (1) 「神田川ファンクラブ（第 19 期）」の活動

神田川ファンクラブは、区内の小学生や地域の方々を対象として、神田川にもっとふれあい、よく知る機会をつくろうと平成 11 年度（1999 年度）から活動しています。

年 5 回ほどの活動で、生き物・水質調査、神田川の水源（井の頭公園）の見学、神田川のごみ調査とクリーンアップ作戦、環状七号線地下調節池の見学、落合水再生センターの見学などを行っています。



神田川の水源（井の頭公園）の見学



ごみ調査とクリーンアップ作戦

【平成 29 年度（2017 年度）実績】

参加者数 延べ 184 名

(2) 神田川生き物実態調査

平成8年度(1996年度)から神田川の生き物実態調査を開始し、以降毎年調査を行っています。

平成29年度(2017年度)は、職員による調査などでアユ、ウキゴリなど7科10種の魚が確認されました。これまでに確認された魚類数は12科23種です。



区民参加による調査風景

[平成29年度(2017年度)調査実績]

5月25日	職員による調査 (アユ、ギンブナ、ウキゴリ、アメリカザリガニ、ヌカエビ、カワリヌマエビ属、モクズガニ)
6月4日	区民参加による調査 (アユ、ウキゴリ、クロダハゼ、アメリカザリガニ、カワリヌマエビ属、クサガメ、ヤゴ)
9月5日	委託調査
9月26日	委託調査
11月7日	委託調査
11月28日	委託調査

(3) 神田川親水テラスの開放

戸塚地域センター前に整備した「神田川親水テラス」を、平成22年度(2010年度)から夏休み期間に一般開放しています。

平成29年度(2017年度)は、7月15日から8月13日までの29日間に行い、延べ1,802名の方が利用しました。



(4) 「神田川を体験しよう」講座

神田川ふれあいコーナーを活用した「神田川を体験しよう」講座は、区内在住・在学の小学生を対象として、平成22年度(2010年度)から実施しています。

平成29年度(2017年度)は、7月25日から28日までの4日間に「水質調査」「水生生物調査」「水生植物調査」「生態系調査とボトルアクアリウム作製」という内容で実施し、延べ34名が参加しました。



◆みどりの保全と文化財の拡充

(1) 保護樹木等の指定・解除

みどりの条例に基づき、貴重な樹木・樹林・生垣を残していくために、所有者の同意を得た上で保護樹木等に指定するとともに、区は、枝が折れて隣家の一部を壊した場合などに備えて傷害保険に加入します。また、保護樹木等の維持管理にかかる費用の一部を助成しています。

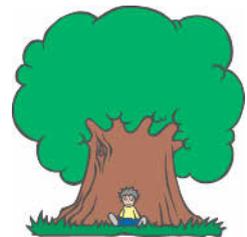
保護樹木に対する補助金は1本につき9,000円、2本目からは4,500円で、保護生垣は20mまでは1mにつき900円、20mを超えると450円で、全ての限度額は90,000円です。

平成29年度(2017年度)は保護樹木の新規指定60本、解除28本で28年度(2016年度)に比べて総本数で32本増加し、272件1,254本の指定となっています。保護樹林は、36件88,025㎡、保護生垣は、38件1,122mを指定しています。

みどりの文化財を保全するため、指定解除に際しても現地調査の上、1本でも多く残すように所有者にお願いをするとともに、その土地が売却され建築行為が行われる場合にも、開発事業者に対してできる限り樹木を保全するよう誘導しています。また、平成26年度(2014年度)より保護樹木の健全度調査を開始し、所有者とともに樹木の保全に努めています。

みどりの文化財の指定基準は次のとおりです。

- ・保護樹木 地上から1.5mの高さの幹周り1.2m以上
- ・保護樹林 面積500㎡以上
- ・保護生垣 高さ1.2m以上で延長15m以上



(2) 接道部緑化助成制度

道路に面した敷地「接道部」にあるブロック塀等が地震等で倒壊するのを防ぎ、あわせてみどり豊かな都市景観をつくるため、生垣・植樹帯をつくる費用や、その際のブロック塀等の撤去費用の一部を助成する制度です。

助成制度については区広報でPRを行うほか、イベント時にパンフレットを配布したり、ホームページで制度を紹介するなど情報の提供に努めています。また、平成22年(2010年)2月から平成31年(2019年)3月までは、みどりの推進モデル地区に指定した筆筈地域において、助成単価と上限額を引き上げているほか、高木の植栽についても助成対象としています。

平成29年度(2017年度)は、生垣設置が1件4m、植樹帯設置が1件6m、ブロック塀撤去0件でした。

◆湧水の保全

都市化による雨水浸透の減少に伴い、都内の湧水は減少や枯渇の危機に瀕しており、湧水の保全と水循環の再生が必要です。

望ましい水循環を形成するため、雨水浸透施設の設置誘導や、開発時の地下水脈への配慮等、湧水の保全に努めるとともに、新たな水源として下水再生水の使用を促進していきます。

〔平成 29 年度（2017 年度）実績〕

- ・公共施設への浸透施設の導入
区道の透水性舗装整備 4 箇所
- ・民間施設等への雨水流出抑制・浸透施設の設置
一定の規模以上の施設の新設、改築などを行う事業者にも協力を要請



雨水流出抑制・浸透施設設置に関する啓発パンフレット

◆みんなで考える身近な公園の整備

区では、地域の方々の身近な存在である区立公園を整備する際には、地域の特性や要望を十分に活かしていくために、計画の段階から地域の皆様に参加していただいています。

当事業は、概ね 2 年間で一つの公園を整備しています。1 年目は地域の皆様とワークショップ形式による整備案の作成を行い、その案に基づき 2 年目は工事を行います。住民の意見やアイデアを活かしながら公園の整備計画を作成することで、地域のニーズを反映した、魅力ある公園づくりを行うことができます。その結果、公園完成後に「公園サポーター」として公園の管理運営に参加する区民の方も多くいらっしゃいます。

平成 29 年度（2017 年度）は、なんど児童遊園（納戸町 19 番:652.97 m²）において、近隣住民の方々とワークショップ(計：4 回)を行い、地域のニーズを取り入れた整備計画を作成しました。平成 30 年度（2018 年度）に、同整備計画に基づき、再整備工事を実施する予定です。



ワークショップの様子



現在のなんど児童遊園

◆サポーター制度による公共施設の管理・再整備

(1) 公園のサポーター制度

平成 13 年度（2001 年度）から始まった制度で、区内在住・在勤・在学の方や団体等に、区の要綱に基づき「公園サポーター」として活動していただくものです。サポーターは公園利用の活性化や快適な施設環境を実現するため、区と合意した内容をもとに園地清掃や除草、花壇の手入れ、施設の点検などを無償で行います。平成 29 年度（2017 年度）は、4 団体が公園サポーターとして新規登録されました。

(2) 道のサポーター制度

公園と同様、サポーターの方の提案に基づいて区との間で活動内容を決め、サポーターがボランティアで清掃、花壇の手入れ等をする制度です。区は、清掃用具や花苗等の資器材の提供等により活動支援しています。

平成 29 年度（2017 年度）末現在の活動状況は、活動路線 77 路線、サポーター登録数 59 組、参加者数 616 人です。

(3) サポーター活動内容

公園サポーター活動で一番多いのは、園地清掃の 69 園で、次いで花壇管理の 54 園、除草 47 園、低木等の植栽管理 36 園、その他 29 園であり、複数の活動を行うサポーターもいます。その他の中には、犬の広場の運営、ホテルの飼育、田んぼの維持管理など特色ある活動も含まれています。

道のサポーターは平成 29 年度（2017 年度）末現在、清掃活動が 42 組と一番多く、植樹帯の花壇管理 17 組、街路樹管理 4 組となっています。

[平成 29 年度（2017 年度）実績]



	道 路	公 園
個 人	13 人	23 人
団 体	46 組	89 組
活動地	77 路線	86 公園
活動者数	616 人	1,435 人

◆緑化意識の啓発

区民や事業者が主体となって緑化を推進できる体制や仕組みを構築するため、緑化意識の啓発や緑化技術の向上を支援しています。

(1) みどりの協定

区民の団体等が地域を緑化する際に、花苗等を支給し、これらの活動を支援します。

ご近所同士による制度を利用した地域緑化など、地域の方々の交流の機会となるとともに、地域緑化への意識啓発にも効果が上がっています。平成 29 年度（2017 年度）は 42 団体、670 人に地域の緑化にご協力いただきました。

(2) みどりの講座

季節の花で寄せ植えを作るなど、テーマを設けて、専門の先生による「みどりの講座」を開催しています。区広報で参加者を募集し、平成 29 年度（2017 年度）は 1 回開催、19 人が参加しました。



みどりの講座

(3) 各種イベントでの普及啓発

各種イベントを通してみどりの普及啓発を行っています。

「新宿御苑みどりフェスタ」

(平成 29 年 (2017 年) 4 月 29 日)



新宿御苑で開催され、木のペンダントづくりなど親子で楽しめる工作体験コーナーやパネルの展示・草花の種配布などを行いました。

「ふれあいフェスタ」

(平成 29 年 (2017 年) 10 月 15 日)



戸山公園において、みどりの普及啓発のために、草花の種配布、緑化相談、木のペンダント作りなどを行いました。

「新宿中央公園ミニ菊花展」

(平成 29 年 (2017 年) 11 月 14 日～11 月 20 日)



新宿中央公園ランチコーナー付近で、区内在住の菊作り愛好家と区内小学生の作った菊を展示しました。

「戸塚地区協フェスタ」

(平成 30 年 (2018 年) 3 月 11 日)



戸塚特別出張所で、みどりの普及啓発のために、草花の種配布、落葉を使ったしおり作り、パネル展示などを行いました。

第二次環境基本計画の目標達成状況と今後の課題

第二次環境基本計画の目標を達成するため、神田川を中心に水辺の環境整備や小学校でのビオトープづくりを通じて、生物多様性に配慮した環境づくりなど、人と自然とのふれあいの場の創出に努めました。

水辺の環境整備では、地元の小学生や公募による神田川ファンクラブを毎年結成し、一年間を通じて神田川の生態を直接体験し学んでいます。また、夏には、神田川のテラスを一般開放し、多くの区民の方に川に入る体験を提供しています。環境指標とした「神田川親水テラスの年間利用者数（一般開放時）」は、1,802人で、目標の1,000人を大きく上回りました。新聞やテレビの報道番組で紹介され区外からの利用者が増えた結果だと考えています。

もう一つの環境指標である「神田川生き物調査における確認種数」は、平成8年度（1996年度）から29年度（2017年度）までの調査において、12科23種が確認されています。29年度は（2017年度）この内の7科10種が確認できました。

生物多様性では、新宿中央公園、東戸山小学校及びびみなみもと町公園の地域拠点ビオトープの管理運営を公園サポーター及び小学校と協働で行い、区民や児童が自然や生き物とふれあう機会の提供に努めました。さらに、区民が自然とふれあう場となる区民ふれあいの森の整備工事が完了し、平成26年（2014年）10月に全面開園しました。

そのほかにも、民有地の保護樹木を60本、公有地の保護樹木9本を増やし、みどりの保全に努めました。また、屋上緑化講座の開催のほか、緑化計画書制度による17件の屋上緑化の計画などにより空中緑化都市づくりを推進しました。

区有施設緑化においては、区立公園を中心に特色ある植栽による花の名所づくりに取り組みました。また、みどりの協定制度による地域緑化の推進やみどりの講座などにより緑化意識の啓発や緑化技術の向上に努めました。

今後も、生物多様性の保全に配慮しながら区民が水辺やみどりなどの自然とふれあえる場の創出に継続して取り組んでいきます。

第二次環境基本計画の環境指標

環境指標	目標（H34）	平成29年度
○神田川親水テラスの年間利用者数（一般開放時）	1,000人	1,802人
○神田川生き物実態調査における確認種数	10科21種	12科23種

基本目標 1 「人と自然が調和したまちの快適性を確保します。」

個別目標 1-2 都市生活の快適性の確保

ポイ捨てや散乱ごみのないきれいなまち、安心して歩ける安全なまちづくりのためには、路上でのマナーを守り、路上喫煙や放置自転車などをなくしていかなければなりません。そのために、区民・事業者・関係機関が一体となって取り組んでいくことが必要です。

個別施策①きれいなまちづくりの推進

個別施策②人にやさしい快適な道づくり

個別施策③景観に配慮したまちづくりの推進

◆きれいなまちづくりの推進

(1) ポイ捨て防止キャンペーン及び一斉清掃活動

新宿区空き缶等の散乱及び路上喫煙による被害の防止に関する条例に基づき、新宿駅・高田馬場駅周辺の美化推進重点地区で地元商店街、事業者、町会、ボランティア団体が連携して「ポイ捨て防止・路上喫煙禁止キャンペーン」を実施し、美化・清掃活動や「ポイ捨て防止・路上喫煙禁止」の啓発を行い、まち美化への協力の呼びかけをしています。また、美化推進重点地区以外の地域でも、きれいなまちづくり推進のために清掃用具の貸出し等の支援をしています。

さらに、各特別出張所を単位としてごみゼロ運動を展開しています。春のごみゼロデーと秋の地域ごみゼロ運動への参加団体・人数は、平成 28 年度（2016 年度）は、320 団体 7,523 名の方に参加いただきました。また、平成 29 年度（2017 年度）春のごみゼロデーは、5 月 30 日の一斉道路美化清掃活動街頭キャンペーンが天候に恵まれたこともあり、高田馬場、新宿駅東口、新宿駅西口 3 会場で 123 団体、1,149 名の参加があり、全体として 268 団体、4,886 人と対昨年度比で 500 人以上増加しました。

（詳細は巻末の資料編を参照。参加団体名については、ホームページ上に掲載）

地域毎の取組では「落合第一地区青少年育成委員会」や「大久保・百人町地区クリーン活動協議会」、「早稲田地区青少年育成委員会榎クリーンデー」等の活動に見られるような、地元商店会や町会など、地域の団体による美化・清掃活動も活発化しています。自主的な清掃活動を行うボランティア等も増加し、住民のまち美化意識も徐々に向上しています。きれいなまちづくりには、このような「協働」による取組が不可欠です。皆様のご協力をお願いいたします。

(2) 歌舞伎町クリーン作戦

新宿のまちをきれいにする取組として、平成 16 年（2004 年）6 月から「歌舞伎町クリーン作戦」を実施しています。この事業は、まち美化の阻害要因をなくすことに加え、路上での迷惑行為をなくすことも目的としており、全国有数の繁華街である歌舞伎町を清潔で秩序あるまちにしていくという点で大きな成果をあげています。

作戦の内容は、①路上の清掃、②放置自転車の整理、③不法看板の撤去、④露店・路上陳列の指導、⑤ピンクチラシ・貼り紙等の撤去、⑥不法投棄ごみの排出指導・撤去などです。区、警察、消防等の関係機関や、歌舞伎町タウン・マネジメント、歌舞伎町商店街振興組合、町会、事業所、ボランティア等が協働で毎週水曜日に行っています。

こうした取り組みの結果、歌舞伎町のまちは以前よりもきれいになったと言われるようになり、歌舞伎町の事業者の皆さんもこの作戦だけでなく、日ごろの清掃活動も積極的に取り組まれています。東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を控え、今後歌舞伎町を訪れる来街者の増加が見込まれることから、さらなる「賑わいのあるクリーンな歌舞伎町」を目指した取組を進めていきます。

(3) 新宿年末クリーン大作戦

12月の「新宿年末クリーン大作戦」は、新宿を訪れる来街者等が安心して気持ちよく買い物などができるよう、新宿駅周辺の一斉道路清掃として平成 16 年（2004 年）から実施し、平成 29 年度（2017 年度）で 14 回目になります。平成 29 年（2017 年）12 月 15 日の早朝には、過去最高となる 144 団体、2,547 人のボランティアの皆さんが新宿駅周辺及び歌舞伎町に集まり、朝 7 時 30 分から 8 時 30 分の間、一斉に清掃活動を行いました。また同日、午前 6 時から NPO 団体「日本を美しくする会」も歌舞伎町を中心にまち美化を推進しています。

この活動は、新宿のまちはきれいになるだけでなく、多くの人のまちへの美化意識の向上にもつながる機会となっています。

◆路上喫煙対策の推進

路上喫煙は、すれ違う人にたばこの火による火傷を負わせたり、他の歩行者等に、他人のたばこの煙を吸わせる受動喫煙被害を与えたりする恐れがあります。特に歩行喫煙は、たばこの火が子どもにとって目線の位置になるなど、極めて危険な行為であり、また、路上喫煙後の吸い殻はごみのポイ捨ての原因の一つにもなっています。

このため、受動喫煙禁止の観点からも、ポイ捨て防止の観点からも、路上喫煙対策の推進が求められています。



路上喫煙禁止ポスター

◆条例について

平成 17 年（2005 年）8 月 1 日、「新宿区空き缶等の散乱及び路上喫煙による被害の防止に関する条例」を施行し、区内全域で路上喫煙を禁止としました。

路上喫煙禁止に罰則を設けている自治体もありますが、新宿区では区民、来街者、在勤者、事業者等多くの方の参加を得て開催された「歩きタバコをなくそう！新宿フォーラム」において議論を行い、さらに条例制定にあたり、パブリック・コメントを実施し、検討を重ねた結果、罰則を設けずに条例を制定しました。

その理由は、「マナーの基本に立ち戻り、路上喫煙をやめてもらう」という考えと「適用地域が区内全域であり、昼夜を問わず、訪れる不特定多数の来街者に対して罰則を公平に適用することが困難である」との理由から罰則を設けませんでした。

◆条例の目的と主な内容

路上喫煙を禁止することで、たばこの火によるやけど等の被害や受動喫煙の防止を図り、快適なまちづくりを推進します。

- ① 路上喫煙の禁止（指定された場所を除く）
※路上喫煙…道路において、歩行中（同一の場所にとどまっている状態を含む）又は自転車等の乗車中に喫煙し、もしくは火のついたたばこを所持すること
- ② 公園・広場などでは、自らの喫煙により他人に受動喫煙をさせないように努める。
※受動喫煙…他人のたばこの煙を吸わされること
- ③ 公園・広場等の管理者は、受動喫煙防止のため、適切な措置を講ずるように努める。
- ④ 事業者は従業員に対し、路上喫煙防止のための研修やその他の適切な方法により、意識啓発に努める。
- ⑤ 事業者は、施設の利用者が路上喫煙をすることがないように、周知のために必要な措置を講じる。
- ⑥ たばこの製造・販売者は、区の求めに応じ路上喫煙対策に取り組むとともに、自主的な喫煙マナー向上のための意識啓発の実施に努める。

◆路上喫煙対策の主な内容

条例施行以降、区では路上喫煙防止を図るため、町会、商店街、ボランティア団体、事業者などの皆様と協働で様々な対策を行ってきました。

- ① 各種の啓発物の掲示など
ポスターやステッカー（外国語表記のものを含む）の掲示や配布、街路灯用フラッグや路面標示シート、横断幕、懸垂幕の掲出。
- ② 各種の周知用啓発物の設置など
路面標示タイル、防護柵用看板、標識（サイン看板）の設置。
- ③ 啓発キャンペーン
町会、商店街、ボランティア団体と区の協働でキャンペーンによる啓発活動を実施。
- ④ 啓発用パンフレットやポケットティッシュ等の配布。
- ⑤ 路上喫煙対策協力員による啓発活動
路上喫煙対策協力員による地域毎の取組や周知・啓発活動。
- ⑥ 啓発用ビデオの作成と活用
路上喫煙禁止を周知するためのビデオを作成し、街頭ビジョンでの放映や事業所や学校などへ貸し出して研修などで活用。
- ⑦ 路上喫煙禁止パトロール員による直接的な啓発活動
条例の実効性を高めるため、路上喫煙者へ直接、周知・啓発の働きかけを実施。
なお、転倒自転車直しや通行を妨げている自転車整理など、自転車対策事業との連携も実施し、効果的・効率的な活動を行っています。また、平成 28 年度（2016 年度）から新宿区安全安心パトロールと連携した新宿駅周辺繁華街の巡回や、区内 31 箇所の区立公園の巡回を実施するなど、更なる効果的・効率的なパトロール実施に努めています。

⑧ 喫煙所の設置及び整備

路上での分煙を図るため、喫煙所を8箇所（ページ下部参照）設置し、さらに分煙化を徹底するための整備を行いました。

⑨ タクシーやバス協会等への周知・啓発要請

⑩ 鉄道事業者や大型集客施設への周知や喫煙所整備の要請

◆路上喫煙率の推移

路上喫煙対策の効果を測定・分析し、結果を今後の路上喫煙対策に反映するため、平成17年度（2005年度）から通行者と路上喫煙者の人数を調査して路上喫煙率を算出しています。

平成23年度（2011年度）までの調査は、区内主要駅周辺64箇所（平成18年（2006年）3月までは57箇所、平成20年（2008年）2月までは58箇所）において、計27回実施しました。調査結果から課題を分析し、路上喫煙対策に反映させていくことで、条例施行前に約4.13%あった路上喫煙率が平成21年（2009年）12月の調査以降0.5%以下で推移し、区内主要駅周辺における路上喫煙は相対的に減少しています。

その一方で、区内の路上喫煙の実態は駅周辺・主要道路から裏通り・生活道路へと移行しており、対策が必要な範囲は拡大しています。そこで、平成24年度（2012年度）から、平成23年度（2011年度）まで調査対象としてきた64調査箇所の見直しを行い、継続して対策が必要な40箇所（1. 駅周辺調査地点）と、駅から少し離れた生活道路や裏通りにおける30箇所（2. 生活道路調査地点）の計70箇所、四半期ごと年4回測定を行っています。平成29年度（2017年度）の調査結果は「新宿区環境白書・資料編」に掲載するとともに、ごみ減量リサイクル課のホームページにも掲載しています。

◆喫煙所の整備

たばこを吸う方も吸わない方も心地よく過ごせる環境づくりのため、受動喫煙防止対策を講じるなど喫煙所の環境改善に取り組んでいます。平成29年度（2017年度）には、西武新宿駅前喫煙所を整備し、西武新宿駅周辺の環境改善を図りました。



西武新宿駅前喫煙所(平成30年(2018年)3月開設)

駅周辺の喫煙所

- ・新宿駅東口
- ・新宿駅西口
- ・新宿駅西口第2
- ・新宿駅東南口高架下
- ・信濃町駅前
- ・西武新宿駅前
- ・高田馬場駅前
- ・新大久保そよかぜ橋

◆路上不法占用物件等の追放

道路上に立て看板やのぼり旗、商品の陳列台などの路上等障害物を設置することは、街の景観を損ねるばかりでなく、歩行者や車両等の通行の支障となり大変危険です。区では、所轄警察署、所轄消防署、東京都第三建設事務所等と連携し、合同による監察を実施しています。

また、平成 28 年（2016 年）12 月 1 日から「新宿区路上等障害物による通行の障害の防止に関する条例」を施行し、区民や事業者が自主的に通行の障害を防止できるように取り組んでいます。

さらに、町会、商店会の方々とともに、地域の啓発活動を行っています。現在、西新宿一丁目など 9 地区で環境美化協力員（看板指導）と協働で、指導・是正活動等の定期的な取組を実施しています。

歌舞伎町クリーン作戦や大久保、百人町、高田馬場地区での放置自転車対策・地域清掃等、継続した活動の実施により、地域の道路環境の改善に効果をあげています。



◆放置自転車対策の推進

自転車は、環境への負荷も少なく、身近で手軽な乗り物として都市における有効な交通手段として認識されている反面、駅前での放置等による道路環境への悪影響も引き起こしています。そこで、平成 30 年（2018 年）2 月に策定した「新宿区自転車等の利用と駐輪対策に関する総合計画」に基づき、関係者と連携・協力して、自転車の利用環境の整備やマナーの向上等を図り、自転車等の適正利用を推進しています。



整理指導員活動状況



四谷三丁目駅路上自転車等駐輪場



さらに、駐輪需要対策として「新宿区自転車等の適正利用の推進及び自転車等駐輪場の整備に関する条例」により、自転車等駐輪場の附置義務を定め、駐輪場の整備を促進しています。

区内の都市計画法で定める商業地域、近隣商業地域、第二種住居地域及び準工業地域において、百貨店、スーパーマーケット、金融機関、遊技場等を新築、改築、増築する場合に、一定規模以上の施設は自転車等駐輪場が必要となります。その際の自転車等駐輪場は、当該施設もしくはその敷地内又は当該施設から50メートル以内に設置しなければなりません。現在、集合住宅や業務施設等への附置義務化についても調査を進めています。

・啓発活動

区内31駅に対し30駅で自転車整理指導員による声かけの活動を行い、自転車等を放置させない啓発活動を実施しています。

また、駅周辺の商店街も自転車適正利用のための啓発活動に積極的に取り組むなど、放置自転車の削減に向け動き出しています。また、学校においても総合的な学習の時間に自転車のルールとマナーについて学習することなどにより、区民にも「放置をしない」という意識が少しずつ浸透しています。こうした意識改革と区の撤去及び自転車等駐輪場の整備と相まって、放置自転車は着実に減少傾向にあります。



放置自転車撤去前

⇒

放置自転車撤去中

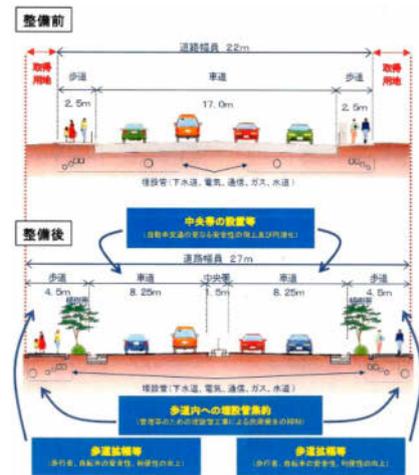
⇒

放置自転車撤去後

◆人にやさしい快適な道づくり

(1) 都市計画道路の整備促進

都市計画道路の整備にあたっては、歩行者や自転車に配慮した高規格の歩道を整備するよう事業者に求めています。環状第3号線は現在東京都が整備を行っており、歩道の拡幅を予定しています。

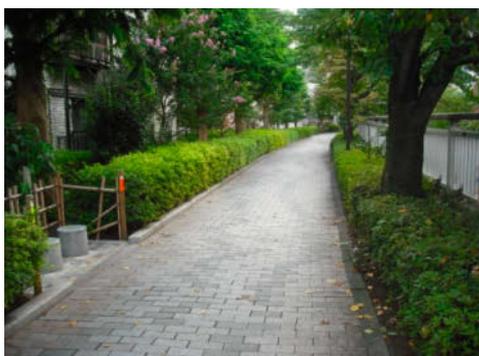


環状第3号線の整備イメージ図(荒木町区間)

(2) 遊歩道の整備

東京都の河川改修事業にあわせ神田川や妙正寺川などの河川沿いの遊歩道を「水とみどりの散歩道」として整備しています。また、河川改修が未実施の妙正寺川沿いの道路について、歩行者を優先した道路修景整備を実施しています。

平成25年度(2013年度)までに遊歩道4.2km(神田川3.8km、妙正寺川0.4km)が整備され、遊歩道には案内板を21箇所整備し、利用者の快適性の向上を図っています。



遊歩道の整備



道路修景整備



案内板の整備

神田川	17箇所
妙正寺川	4箇所

(3) 自転車歩行者専用道路等の整備

平成23年度(2011年度)から、自転車歩行者専用道路等の自転車と歩行者の通行空間について、路面の色分けや、ピクトグラムを利用したわかりやすい路面標示、看板などの具体的な整備手法および整備路線を検討し整備を進めています。

◆環境に配慮した道路づくりの推進と沿道環境の整備

(1) 駐車場・駐輪場の対策

① 自動車駐車場の整備促進

駐車違反の確認や、標章の取り付け等を民間に委託することができる改正道路交通法が平成 18 年（2006 年）6 月に施行されたことに伴い、違法駐車車両は従前に比べ大幅な減少が見られます。今後も、継続した取締りを促進するとともに、地域特性を踏まえた地域ルールを定める等、附置義務の適切な運用や、再開発等において適切な規模の整備を誘導する等、駐車場の整備を促進していきます。

② 自動二輪車駐車場の整備促進

四輪自動車の違法駐車が減少する一方、駅周辺等の繁華街などでは、未だ自動二輪車が多く放置駐車されている状況が見られます。区は、平成 20 年（2008 年）12 月「新宿区自転車等の適正利用の推進及び自転車等駐輪場の整備に関する条例」を改正し、これまでの自転車、原動機付自転車に加え、自動二輪車に対する駐車対策もあわせて進めることとしています。

平成 29 年度（2017 年度）末までに道路を活用して 4 所、駐輪場内に 6 所の自動二輪車駐輪場を整備しました。

収容台数は 196 台です。今後も順次整備を進めていきます。また、民間等による駐車場整備を促進するために、(財)東京都道路整備保全公社による助成制度の活用支援も行っています。

③ 駅周辺等における放置自転車の抑制など自転車の適正利用を推進するため、道路管理者や鉄道事業者等の関係機関の協力を得て、駐輪場等の整備を進めていきます。

平成 30 年（2018 年）4 月現在、区立の自転車等駐輪場は 16 所・収容台数 2,529 台、路上自転車等駐輪場は 10 所・収容台数 1,278 台、自転車等整理区画は 46 区画・収容台数 2,950 台です。また、民間事業者を活用した駐輪場整備も進んでおり、区内 18 所で約 3,400 台整備しています。

区は今後、平成 30 年（2018 年）2 月に策定した「新宿区自転車等の利用と駐輪対策に関する総合計画」に基づき、10 年間（平成 30 年度（2018 年度）～平成 39 年度（2027 年度））の計画で、近年増えている電動アシスト自転車やスポーツ車等の普及に合わせ多様な形態の自転車に対応し駐輪施設「利用しやすさ」の向上や通勤・通学以外の一時利用の駐輪ニーズに対応するため、民間事業者を活用した駐輪施設の拡大など、駐輪施設の「質」の向上に努めていきます。

(2) 生活道路の整備

生活区域への車の流入や速度を抑制し、住環境を改善する生活道路の整備を進めています。西新宿一丁目地区においては、平成 21 年度（2009 年度）に地元関係者と協働で整備計画を作成し、平成 22 年度（2010 年度）から平成 26 年度（2014 年度）において、同地区で整備を実施しました。

こうした事業とあわせて、まち（主に通学路）の危険箇所などを見て回る「交通安全総点検」を関係機関や多くの区民と共に実施し、歩行者、児童等の安全対策等に取り組んでいます。

(3) 都市計画道路の整備促進

区内の幹線道路は渋滞が発生しており、こうした渋滞を回避する車が生活道路へ流入し、区内の安全性が低下するなど、多くの問題が発生しています。未だ整備されていない都市計画道路があることや、幹線道路渋滞の原因となる違法駐車車両が多いこと、同時に住宅地内にある生活道路において歩行者と車が混在していることなどが大きな課題としてあげられます。そのため、都市計画道路の整備を推進するとともに、違法駐車対策を警察と連携して進めることで、生活道路の安全性を向上させていきます。

都市計画道路の整備については、区施行事業「補助 72 号線」の推進を図っています。

◆景観に配慮したまちづくりの推進

みどり豊かで、安全・快適なまちをつくるには、環境と景観やユニバーサルデザインに配慮したまちづくりが不可欠です。地域の特性や歴史性・文化性等に十分留意し、ユニバーサルデザインの視点に立った魅力ある街並みを創出するとともに、都市の環境負荷や地域の環境特性等にも十分配慮し、開発と環境・景観のバランスの取れた誰もが安全で快適に過ごせるまちづくりを進めていきます。

(1) 景観に配慮したまちづくり

平成 20 年（2008 年）7 月に都心区初の景観行政団体となり、平成 21 年（2009 年）4 月 1 日には景観法に基づく景観計画である「新宿区景観まちづくり計画」の運用を開始しました。これにより、平成 3 年度（1991 年度）から先進的に取り組んできた区独自の景観施策に加え、区全域を 72 エリアに分け、景観特性や景観形成の目標・方針を示した「新宿区景観形成ガイドライン」を活用した景観事前協議等を行うなど、より積極的な景観誘導ができるようになりました。また、平成 23 年（2011 年）2 月には、地域の景観形成上重要と認められる樹木を景観法に基づく「景観重要樹木」として、都内で初めて指定しました。さらに、平成 27 年（2015 年）6 月からは、景観事前協議の対象を都市景観の重要な要素である屋外広告物にまで広げ、色彩やデザインなどについて、周辺環境や景観への配慮、建築物との一体性、緑化計画との調和を図っています。これらの取組により、これからも地域特性に応じたきめ細やかな景観まちづくりに取り組んでいきます。

(2) 環境とユニバーサルデザインに配慮したまちづくり

ユニバーサルデザインとは、年齢、性別、国籍、個人の能力等にかかわらず、できるだけ多くの人が利用できるよう生活環境その他の環境を作り上げることです。

区では、平成 23 年（2011 年）3 月に「ユニバーサルデザインまちづくりガイドライン」を作成し、ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを推進しています。

環境とユニバーサルデザインに配慮したまちづくりには、行政だけではなく、利用者や居住者、設計者や事業者、道路・公園・建築物の管理者等との協働が不可欠です。ユニバーサルデザインの視点に立って、地区ごとの個性を生かしたまちづくりを推進していきます。

(3) 市街地再開発事業等

区内には、道路が狭く木造住宅が密集して災害時の安全性が十分に確保されていない地域や、低未利用地の合理的かつ健全な高度利用が求められている地域があります。

このような地域のまちづくりの課題を解決する手段として、市街地再開発事業や防災街区整備事業、木造住宅密集地区整備促進事業、都心共同住宅供給事業などがあります。



第一種市街地再開発事業(西新宿五丁目中央北地区)建築竣工写真

◆開発事業に対する環境チェックの強化

・環境影響評価制度（環境アセスメント）

公害の発生や自然環境の喪失、健康被害を未然に防ぎ、良好な環境を保全していくためには、開発事業が周囲の環境に与える影響を事前に評価することが重要です。

環境影響評価制度とは、このような考えに基づき大規模な開発事業などを実施する際に、あらかじめその事業が環境に与える影響を予測・評価し、その内容について住民や関係自治体などの意見を聴くとともに、専門的立場からその内容を審査することなどにより、事業実施による環境への影響を出来るだけ少なくするための一連の手続きの仕組みのことです。

東京都では、事業の実施段階における環境影響評価制度として、昭和56年（1981年）10月から一定規模以上の事業の実施に際し、公害の防止、自然環境、歴史的環境の保全及び景観の保持などについて適正な配慮がなされるように、東京都環境影響評価条例に基づいた環境影響評価手続きを実施しています。さらに平成14年（2002年）7月からは条例改正により、東京都の策定する一定規模以上の事業の計画に対し、計画段階における環境影響評価手続きを実施することとなっています。

区では、東京都の依頼に基づき区に影響が及ぶ開発事業の環境影響評価調査計画書や環境影響評価書案及び評価書案に係る見解書、環境影響評価書を、影響がある地区周辺の特別出張所や区立中央図書館等で閲覧できるようにしています。また、開発事業に関して区への影響を検討し、区長意見を都知事に提出しています。

◆地域環境特性を生かしたまちづくりの推進



景観まちづくりガイドブック
(平成20年(2008年)3月発行)

区では、歴史や文化、自然環境と調和し、地域の個性を活かした良好な景観を形成することを通して、区民の潤いのある豊かな生活環境の創造と、個性的でにぎわいのあるまちづくりを推進しています。

・景観まちづくりガイドブック

このガイドブックを発行するにあたり、区は、東京大学・早稲田大学・工学院大学との協働により、地形や歴史の調査、さらにはまちを隈なく歩いた現地調査を行いました。このガイドブックでは、それらの調査結果に基づき、まちの魅力や特徴をわかりやすくまとめ、解説しています。また、景観をより魅力的なものにするためのアイデアも数多く掲載しています。

このガイドブックは、区内を特別出張所の単位で10地区に分け、それぞれの地区の景観特性に合わせて編集しています。そのため、10冊通して読むことで、幅広く懐の深い新宿の景観の魅力を実感することができます。

◆大規模小売店舗建設における環境配慮の誘導

(1) 旧大店法から大店立地法へ

これまで国及び都道府県で運用されてきた大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律(通称「大店法」)が廃止され、平成12年(2000年)6月1日から大規模小売店舗立地法(通称「大店立地法」)が施行されました。

大店法では、地域の中小小売店や商店街の営業に影響が出ないように、開店日・店舗面積・閉店時刻・休業日数を調整する仕組みがあったのに対し、大店立地法のもとでは、それらの仕組みを改め「生活環境の保持」への配慮を求めるだけにしています。しかし、大型店が出店する場合、届け出を受けた都道府県ないし政令指定都市は、生活環境への影響などを審査し、地域の住民や経済団体の意見を踏まえて大型店側に対策を求め、生活環境対策が不十分な場合改善を求める「勧告」を行うことができます。

(2) 新宿区特定業務施設の新設等に伴う周辺環境の保全に関する条例

大店立地法の施行に伴い、平成12年(2000年)11月、区においても新宿区特定業務施設の新設等に伴う周辺環境の保全に関する条例が施行されました。この条例に基づき、※1 大規模特定業務施設及び※2 深夜営業特定業務施設の設置が周辺の生活環境に影響を与えないよう、対象施設に対し、設置の際の届出や近隣への説明など、周知・指導を進めています。

※1 大規模特定業務施設

業務面積合計が1,000㎡を超える飲食店、興行場、レンタルビデオ店その他これに類するもの、カラオケ店、パチンコ店及びゲームセンターの用途に供する施設

※2 深夜営業特定業務施設

業務面積合計が300㎡を超え1,000㎡以下の飲食店、興行場、レンタルビデオ店その他これに類するもの、カラオケ店、ゲームセンターの用途に供する施設及び物品販売業(物品加工修理業を含む)を営む店舗であって、午後11時から午前6時までの間に営業を営むもの

◆環境に配慮した住宅・施設の普及促進

省エネルギー対策などの住宅性能について情報を取得しやすくするため、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく住宅性能表示制度に関する情報をホームページに掲載し、その普及促進を図っています。

また、住宅を長期にわたり使用することにより、解体等に伴う廃棄物の排出を抑制するとともに、環境への負荷を低減し、より豊かで、より優しい暮らしへの転換を図るために制定された「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」の規定に基づく長期優良住宅の普及を促進するため、認定基準及び関連情報等をホームページに掲載するとともに、認定基準に適合した住宅について認定を行っています。

また、低炭素・循環型社会の構築を図り、持続可能で活力ある国土・地域づくりを推進するため制定された「都市の低炭素化の促進に関する法律」の規定に基づき、建築物における生活や活動に伴って発生する二酸化炭素を抑制する建築計画の認定基準及び関連情報等をホームページに掲載するとともに、認定基準に適合した建築物について認定を行っています。

さらに、一定規模のマンションについて、「東京都マンション環境性能表示制度」の普及促進を図っていくことで、環境に配慮した良質なマンションストックの形成をめざしています。

第二次環境基本計画の目標達成状況と今後の課題

春のごみゼロデーの参加者数は、平成 29 年度（2017 年度）（第 17 回）は 4,886 人でした。また、新宿年末クリーン大作戦は、2,547 名となり、秋のごみゼロ運動等を含め全体で 632 団体、10,901 名に参加いただき、平成 28 年度（2016 年度）より 1,000 人以上増えていることから、年々地域の関心が高くなっていると考えています。

第二次環境基本計画で目標として掲げていたごみゼロデー、秋のごみゼロ運動の年間参加者数 11,000 人には届かなかったものの、平成 29 年度（2017 年度）は合計 488 団体、8,354 人と計画当初より目標数値に近づいており、区民と協働のまち美化への取組は着実に進んでいると言えます。

路上喫煙については、駅前や主要道路で減少傾向にある一方で、裏通り・生活道路へと移行しており、対策が必要な範囲は拡大しています。また、路上喫煙禁止が周知されることに伴い、受動喫煙に対する意識が高くなり、これまで以上に対策の徹底が求められているほか、喫煙所の利用者も大幅に増加していることから、喫煙所周辺の喫煙マナーの向上や、喫煙所の改善が求められています。

また、生活道路における路上喫煙率は、平成 29 年度（2017 年度）に 0.44%と目標値を達成しており、路上喫煙対策は効果が上がっているものと考えています。今後は、こうした路上喫煙の実態に沿った啓発活動や効果的、効率的なパトロール等を行っていくほか、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を見据え、来街者の増加に対応する喫煙所の増設が必要となることから、国や東京都の全面的な協力が不可欠となります。加えて、再開発事業などの大規模開発や改築などの機会を捉えて、民間事業者などにも協力をお願いしていく必要があります。

自転車等駐輪場は、区内鉄道駅 31 駅に対して、放置自転車の実態のある全 30 駅で整備済みです。

さらに放置自転車等をなくしていくためには、撤去活動と整理指導員による「声かけ」活動を強化するとともに、地域社会全体の問題として区民と協働して啓発活動を展開していく必要があります。

路上不法占用物件等について、平成 29 年度（2017 年度）は監察活動を 389 回、啓発活動を 4 回行いました。違反看板の是正指導については、地域や路線ごとの対策が重要であり、地域住民、地元商店会との協働で実施していく必要があります。現在、所轄警察署、所轄消防署、東京都第三建設事務所、地域住民の方々等との連携を図った効果的な活動で、路線的、地域的な改善効果がさらに拡がりつつあります。

また、平成 17 年度（2005 年度）から環境美化協力員（看板指導）のボランティアによる看板是正活動が西新宿地区外 8 地区で開始されるなど、各地域において、地域の実情を踏まえた取組が行われています。この様な是正活動を通して商店街の美化・清掃活動も活発化しており、繁華街全域においても改善傾向にあります。

個別施策 3「景観に配慮したまちづくりの推進」には、特に数値目標を設けてはいませんが、地域の景観特性に基づく区分地区として新たに「潤いと歴史かおる四谷駅周辺地区」を追加指定（平成 28 年（2016 年）3 月決定）し、また景観重要樹木を追加指定（平成 28 年（2016 年）3 月決定）するなど、地域特性に応じたきめ細やかな景観まちづくりを推進しており、引き続きこれらの取組を実施していきます。また、都市景観の重要な要素である屋外広告物の景観形成についても引き続き取り組んでいきます。

平成 19 年度（2007 年度）に策定した「新宿区住宅マスタープラン（計画期間は平成 20 年度（2008 年度）から 10 年間）」の基本目標の一つ「住生活の豊かさを実感できる住まいづくり・まちづくり」を達成するための施策「環境負荷の軽減に配慮した住まいづくり」への取組として、一定規模のマンションを対象とした「東京都マンション環境性能表示制度」や省エネルギー機器等の導入促進のほか、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく住宅性能表示制度の周知を図ってきました。

今後は、平成 29 年度に策定した「新宿区住宅マスタープラン（計画期間は平成 30 年度から 10 年間）」の基本目標の一つ「住生活の質の向上」を達成するための施策「環境負荷の軽減に配慮した住まいづくり」への取組として、引き続き環境に配慮した住宅の普及促進などを図ります。

第二次環境基本計画の環境指標

環境指標	目標 (H34)	平成 29 年度
〇ごみゼロデー*、秋の地域ごみゼロ運動*の年間参加者数 (春・秋の合計)	11,000 人 (450 団体)	8,354 人 (488 団体)
〇路上喫煙率 (生活道路調査 30 ヲ所の単純平均)	0.5%	0.44%
〇まちの快適性の満足度 (※アンケート)		推進

※まちの快適性の満足度は、「新宿区第二次環境基本計画策定にかかる区民アンケート調査」の「(設問) あなたの身近な環境について」のうち、「まち並みの美しさや環境に配慮した開発など、全体的なまちの快適性」についての満足度(「満足」「どちらかといえば満足」を合わせた)の割合

基本目標 2 「資源循環型の社会を構築します。」

個別目標 2-1 3Rの推進

従来から進められてきた3R活動をさらに充実させ、引き続き資源循環型社会の構築に向けた取り組みを着実に進めます。

個別施策①リデュース（ごみの発生抑制）の推進

個別施策②リユース（再使用）の推進

個別施策③リサイクル（再生利用）の推進

◆新宿区3R推進協議会

平成20年（2008年）4月に、本区における3Rの推進に向けた連携の核とするため、区民団体、事業者、区が協働で「新宿区3R推進協議会」を設立しました。

平成29年度（2017年度）も引き続き、環境・清掃・消費等に係る区民9団体、区内小売店等事業者（デパート・スーパー・コンビニ・商店会）17社（団体）、学識経験者、区がメンバーとなり、主に容器包装類の削減に向けた具体策を検討・実施しました。

(1) 新宿エコ自慢ポイント

レジ袋（紙袋）等の辞退を促進するとともに、環境問題・ごみ問題全般についての意識の啓発と実践の定着を図るため、新宿区3R推進協議会の提唱により、平成20年（2008年）7月から「新宿エコ自慢ポイント」を継続して実施しています。

「新宿エコ自慢ポイント」とは、登録した方がレジ袋等を辞退したことが分かるレシート等を集めたり、節電したことが分かる「電気使用量のお知らせ」をご提示いただくことで、新宿エコ自慢ポイントが貯まり、貯まったポイントを景品等に交換できるしくみのことです。区や環境団体が主催する環境イベントや講座に参加してもポイントが貯まります。自分が貯めた新宿エコ自慢ポイント数はホームページで確認ができます。



新宿エコ自慢ポイント登録カード

【平成29年（2017年）分実績】

- ・登録者 367名（20年～累計 2,841名）
- ・登録ポイント 61,327ポイント（20年～累計 492,361ポイント）

(2) 3R推進キャンペーンイベントの開催

平成29年（2017年）10月に新宿駅西口広場イベントコーナーにて、3R推進キャンペーンイベント『～新宿発「エコなくらし」～もったいないぞ日本!』を開催しました。このイベントでは、区民、在勤、在学者や買い物等に訪れた方々に対して、一人一人が環境への配慮を意識して実践していくことが、家庭や店舗のごみ減量に直接つながることから、環境配慮型商品（再生品・詰替用品・食品リサイクルの堆肥を利用した作物等）の推奨や、環境配慮に向けた事業者・区民団体の取組の紹介、環境配慮型買物行動（マイバッグ・マイボトルの使用、食品ロスの削減）の奨励を、商品販売や体験コーナー、講座等により紹介しました。



(3) 新宿発「エコなくらし」3R協働宣言

平成21年(2009年)10月に、新宿発「エコなくらし」3R協働宣言を実施しました。これは、3Rの積極的な推進で区内から排出されるごみの減量を図るとともに、区民、在勤、在学者や買い物等に訪れた方々に対して、新宿区が「エコなくらし」をとともに創る街であることを広く発信し、持続可能な循環型社会の構築を目指すものです。

各事業者・区民団体が3R協働宣言に基づいて平成29年度(2017年度)に作成した「3R推進行動計画」に対する実績報告は、区のホームページでご覧いただけます。また、新たに平成30年度(2018年度)の取組を作成しました。



資源循環型社会の構築にあたっては、まず第一にごみの発生そのものを抑制することが大事ですが、発生した不用品については修理やリサイクルショップなどを活用した再使用を行い、さらに処分する際も再資源化の可能なものは資源回収をして再生利用することで、限りある資源を有効に使うことが大切です。

◆リサイクル活動センターの取組

平成5年（1993年）に高田馬場に開設した「新宿リサイクル活動センター」は、建替えのため平成23年（2011年）から休止していましたが、平成25年（2013年）11月に再開しました。平成22年（2010年）5月に西早稲田に開設した「西早稲田リサイクル活動センター（愛称：戸塚エコ市場）」とあわせて、区民の3R（リデュース・リユース・リサイクル）意識の普及・啓発を推進するため、不用品再利用事業やリサイクル活動団体による講座・講習会など、住民参加型の活動の支援を行っています。

施設運営は指定管理者として「公益財団法人新宿区勤労者・仕事支援センター」が運営し、事業の充実を図り、次代を担う子どもたち・家庭・地域に向けて世代やライフスタイルに応じた3Rの情報発信と活動を提案する施設として、様々な事業に取り組んでいます。



新宿リサイクル活動センター

(1) 交流サロン及び情報コーナー等の運営

ごみ減量や3R、清掃行政に関する情報の収集を行い、図書・資料の閲覧や貸出し、講座受講者の作品や再生品の実物・サンプル等の展示、交流サロンを活用した利用者相互の交流と活動の支援を行っています。また、家具や寝具、家電などの大型品や自転車などは「譲ります」、「譲ってください」という情報を掲示板で紹介しています。



交流サロン

(2) 資源回収ステーション

センター入口に資源回収ボックスを設置し、「資源回収ステーション」として来館者及び近隣住民の3Rの実践を推奨しています。

回収品目は、びん・缶・ペットボトル・牛乳パック・アルミ付紙パック・白色トレイ・乾電池・インクカートリッジ・ペットボトルキャップの9品目です。

また、使用済小型電子機器等（小型家電）9品目を窓口回収しています。



資源回収ステーション

行政回収には含まれないペットボトルキャップの回収実績は、平成29年度（2017年度）は270,040個でした（引受業者が個数に応じて「世界の子どもにワクチンを日本委員会」に寄付）。また、廃食用油の回収も行い、平成29年度（2017年度）は4820を回収しました（引受業者が燃料、飼料、肥料等に使用）。

「資源回収ステーション」は、施設見学や環境学習プログラムへの参加者が職場や学校で資源回収を実施する際のモデルとしても活用しています。

(3) もいちど倶楽部の運営（リサイクルショップ）

家庭で不用になった日用品を出品し、有効活用するリサイクルショップ「もいちど倶楽部」を運営しています。出品には事前に出品者登録をする必要がありますが、購入はどなたでもできます。衣類・装飾品・生活用品など様々な物が販売されており好評を博しています。平成 29 年度（2017 年度）の利用実績は登録者数 2,253 人（平成 30 年（2018 年）3 月現在）、出品点数 55,550 点、販売点数 45,452 点でした。



もいちど倶楽部

(4) リユース家具の展示販売

リユース家具の展示販売を、西早稲田リサイクル活動センターで行っています。家庭で不用になったリユースできる家具を引き取り、清掃・修理等を行った後、展示・販売を行い、資源の有効活用を図っています。展示されている家具は、インターネットで確認することもできるほか、新宿リサイクル活動センターでも一部を展示しています。平成 29 年度（2017 年度）の実績は、展示点数 815 点、販売点数 793 点でした。



リユース家具の展示販売

(5) 講座・講習会事業

ごみ減量やリサイクル意識の啓発を図り、3Rについて楽しく学び実践できる場として、講座・講習会を行っています。地域においてリサイクル活動の実績がある区民主体の活動団体と協働して、着られなくなった服や余った布を活用して再利用する講座等を 29 回開催し、受講者は 384 名でした。センターが直接企画・運営する講座・講習会は 14 回開催し、受講者は 177 名でした。また、出前講座は 22 回開催し、受講者は 383 名でした。



講座作品

<協働型講座>

4/15	傘布を使って自転車前かごカバー作り	9/29	古布からブローチ&衿リボン作り
4/18	古布から鯉のぼり作り	10/12	東京ガスショールームエコッキング
4/22	ワイシャツからサロンエプロン&アームカバー作り	10/26	ネクタイからベレー帽作り
4/27	土のリサイクル ～みどりのカーテン	11/8	身近な道具で製本作り
5/18	バスタオルからぞうり作り	11/18	古布で干支のぬいぐるみ作り
5/26	見学会（石坂産業・三富）	11/28	古布でクリスマスリース作り
6/15	古布から夏のリバーシブル帽子作り	12/10	ベランダで出来る生ごみ堆肥
6/27	古布から夏のブラウス作り	12/19	大掃除の工夫～アクリルたわし作り
7/20	牛乳パックから小物作り	1/6	わくわく書育ランド 書初め 2018
7/27	傘布からエコバック作り+打ち水	1/17	古布からバッグ・イン・バッグ
8/ 8	廃食油でキャンドル作り	2/17	ふくろうのブローチ作り
8/17	大人も子どももバスタオルからぞうり作り	2/27	風呂敷のいろいろな結び方、包み方
8/20	新聞紙を使ってペーパーバック作り	3/24	環境・リサイクル講座「フードドライブの取り組み」
9/20	古布からエプロンドレス作り	3/28	環境・リサイクル講座「不用となった物品の寄付」
9/28	古布からリバーシブルベスト作り		

〈直営型講座〉

4/29	電子オルゴール作り (午前)	8/5	家具長持ち講座「椅子座面の張替え」
4/29	電子オルゴール作り (午後)	11/11	内藤とうがらしを使ってオブジェ作り (午前)
5/3	トイレットペーパーの芯を使って万華鏡作り	11/11	内藤とうがらしを使ってオブジェ作り (午後)
5/4	牛乳パックを使ってカーネーションのブーケ作り	11/18	家具長持ち講座「木製家具やフローリングのキズ修理」
7/1	家具の長持ち講座「網戸の張替え」	11/25	内藤とうがらしを使ってオブジェ作り
7/22	牛乳パックを使ってビックリ箱作り	12/16	ミニ・ミニ正月かざり作り
7/30	トイレットペーパーの芯を使って万華鏡作り	3/10	エコキャップを使って工作してみよう！

(6) 環境・リサイクルイベント事業

多くの区民が集まるイベントを通して、ごみ減量やリサイクルに関する普及・啓発を行っています。

平成 29 年 (2017 年) 6 月には、西早稲田リサイクル活動センターで「西早稲田リサイクルまつり」を、リサイクル活動団体や地域の町会の方の協力のもとで開催しました。

平成 29 年 (2017 年) 11 月に新宿リサイクル活動センターと複合施設である、高田馬場福祉作業所とあわせて、「アトムフェスタ」を開催しました。

平成 30 年 (2018 年) 3 月には新宿リサイクル活動センターで、子ども向けの 3R 企画満載の「子どもまつり」を開催し、会場は多くの子どもたちや親子連れでにぎわいました。

そのほか、区内で開催された 25 のイベントに出展参加し、3R 意識の普及・啓発とリサイクル活動センターの事業周知をしました。



新宿リサイクル活動センター子どもまつり

(7) 環境学習・施設見学事業

センターが制作した環境学習や施設見学のプログラムを通じて、子どもたちや区民に対して環境・リサイクル意識の醸成と啓発を図っています。区内の小・中学生を主な対象としていますが、地方からの修学旅行の生徒や日本語学校の外国人留学生等の見学希望も多く、受け入れています。

① 施設見学:センター内で行われている取り組みについて、見学による説明だけでなく、クイズやゲームを交えて子どもたちが主体的に学習できる手法を取っています。



学習教材：資源リサイクルゲーム

② 環境学習:センター内で行うプログラムと、出張して実施する「出前講座」があります。

主なプログラムは「松ぼっくりやドングリなどを使ってリース作り」「牛乳パックを使ってビックリ箱作り」などです。また、ごみ問題や 3R について楽しく学べる学習教材の貸出しを行っています。



出前講座 牛乳パックを使ってビックリ箱作り

③ 職場体験: もいちど倶楽部の受付事務や販売補助及びリユース家具事業の業務等を通じ、リサイクル活動の重要性和仕事のやりがいを学びます。

◆3Rとは?◆

①Reduce (リデュース)・・・ごみの発生を減らす

- *袋や包装等は断る
- *マイバッグを持つ
- *壊れにくく長く使える製品を選ぶ

②Reuse (リユース)・・・繰り返し使う

- *何度も使える容器を選ぶ
- *できるだけ直して使う
- *リサイクルショップ等を活用する

③Recycle (リサイクル)・・・資源として再利用する

- *資源を分別する
- *リサイクル資源で作られた製品を選ぶ



◆ 地域での活動

区内には、町会・自治会・商店会・事業所などで構成する「四谷・牛込・新宿西」の3つの清掃協力が会があります。各清掃協力会では、区民が自主的にごみの減量やリサイクルについて学ぶほか、地域住民への啓発を行うなど、地域密着型の普及・啓発活動を行っています。

(1) イベントの開催

四谷清掃協力は10月に四谷リサイクルフェアを開催し、ごみの分別についての啓発活動・不用品バザーによるリユースの促進等を行いました。

牛込清掃協力は10月に榎町地域センターまつりの参加団体として、ごみの分別ゲーム・ごみ分別に関するパネル展示など、ごみの分別についての啓発活動を行いました。

新宿西清掃協力は9月にごみ減量新宿フェアを開催し、ごみの分別ゲームによる啓発活動や不用品バザー等によるリユースの促進、新宿エコ自慢ポイントの周知等を行いました。

(2) ごみ減量絵画展

毎年、区内の小・中学校の児童生徒を対象に絵画を募集し、次代を担う子どもたちがごみの減量・リサイクルの推進・ごみの出し方等、ごみ問題全般について考え、環境問題への関心を深める機会を提供しています。9月に行われる「ごみ減量新宿フェア」において、優秀作品の表彰とすべての応募作品の展示をしました。

(3) マイバッグ(ごみ減量)キャンペーン

各清掃協力会ともレジ袋の削減等のごみ減量を啓発するため、地域のスーパー店頭やイベント会場等でマイバッグ(ごみ減量)キャンペーンを実施しました。

(4) 地域リーダーの育成等

各清掃協力会とも清掃リサイクル関連施設の見学会を実施し、参加者のごみ減量やリサイクル推進への理解を深めることで、地域で積極的に啓発活動するリーダーの育成に努めています。

◆資源回収の促進

資源回収では、古紙やびん・缶（スプレー缶、カセットボンベ含む）、ペットボトル、乾電池、容器包装プラスチックを区内の資源・ごみ集積所で週1回の回収を行っています。

また、紙パックや乾電池、白色トレイ、使用済小型電子機器等については、集積所での回収のほか、専用ボックスを区施設等に設置し、回収しています（使用済小型電子機器等は窓口回収もあります）。

平成29年度（2017年度）には、金属・陶器・ガラスごみから使用済小型電子機器のうち携帯電話の選別回収も開始しました。

(1) 使用済小型電子機器等の回収

使用済小型電子機器等に含まれる鉄・アルミ等の金属のほか、金・銀・銅等の貴金属やパラジウム等のレアメタルを取り出すため、認定事業者へ売却します。こうして資源化することにより、限りある資源の有効利用を図っています。

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会における小型家電から抽出したリサイクル金属を活用する「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」へ協力するため、区本庁舎1階と都庁舎のほか、平成29年度（2017年度）は環境学習情報センターにもボックスを設置し、回収を開始しています。

(2) 蛍光灯等の回収

平成28年度（2016年度）から、「金属・陶器・ガラスごみ」として資源・ごみ集積所に排出される蛍光灯、水銀体温計及び水銀血圧計等の水銀使用製品については、収集後の選別作業により別回収しています。回収後の蛍光灯等は新宿中継・資源センター内の資源ストックヤードに一時保管し、適正な処理ができる委託事業者へ引き渡し、再資源化を図っています。

平成29年度（2017年度）の回収量実績は41tでした。蛍光灯のLED化や、水銀に関する水俣条約の発効（平成29年（2017年）8月16日）に伴い、今後も多くの排出量が見込まれるため、適切な回収及び処理を推進します。

◆自主的なリサイクル活動の促進

集団回収とは、区民の方々が10世帯以上集まり、回収品目・回収場所・回収日時を決め、回収業者に引き渡すリサイクル活動です。登録団体に対し、年2回、回収量に応じた報奨金を支給し、年1回軍手・ほうきなどの支援物品や台車（希望団体のみ）を支給します。

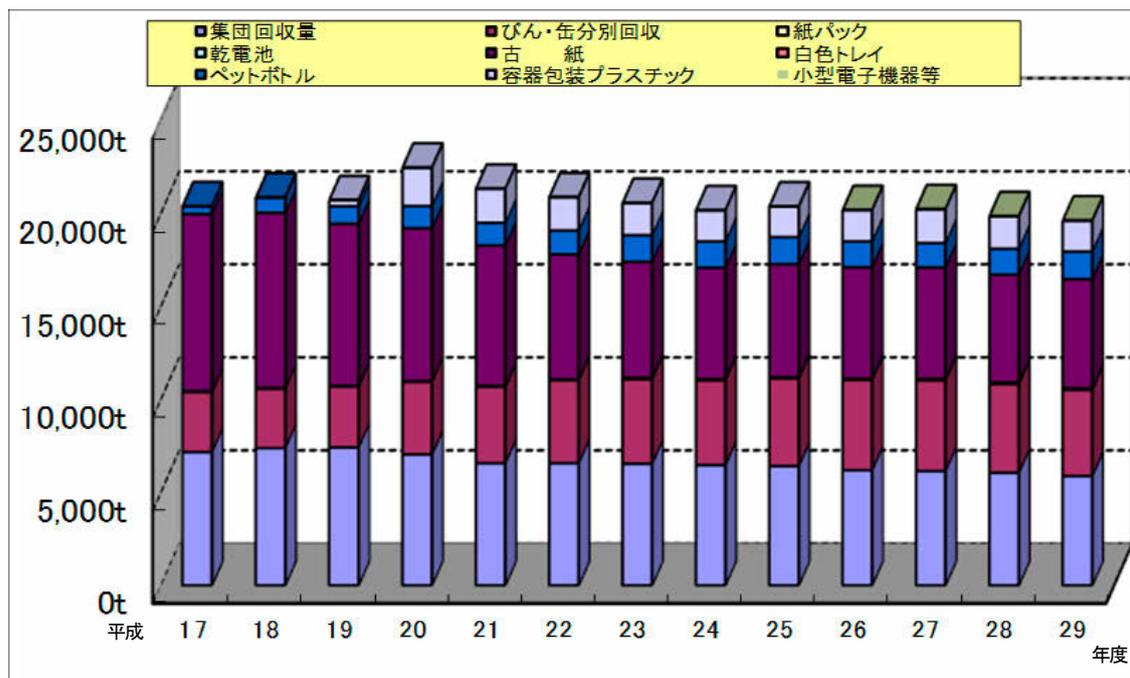
また、各団体の回収場所に資源として出された古紙を団体指定の回収業者以外の第三者が持ち去ることを防ぐため、希望する方に「資源持ち去り禁止シート」を配付しています。

集団回収には、「資源が大量に効率よく集まる」「リサイクルの意識が高まる」「省資源・環境美化につながる」などのメリットがありますが、それだけでなく、「地域のコミュニケーションが深まる」「経費の削減が図られる」というメリットもあげられます。

平成29年度（2017年度）末現在の集団回収登録団体数は、主にマンションの管理組合の新規登録があったことから550団体（95,054世帯）となり、前年度末に比べ15団体（671世帯）増加しました。



◇ リサイクル量の推移



◆ 再生品利用の促進

ごみの発生を抑制し、資源の再利用を進めるリサイクルの仕組みを整備するとともに、資源循環の輪をつくるためには、再生された資源を使った製品の利用促進を図ることも重要です。そこで、再生品の率先使用に努め、再生資源・再生品活用のための情報を収集し、区民や事業者に提供しています。

〈リサイクル活動センターの取組〉

再生品の実物・サンプル等の展示や、交流サロンを活用した利用者相互の交流を図っています。

〈区立図書館の取組〉

区立図書館 11 館では、不用となった本の有効活用を図るため、リサイクルコーナーで区民や利用者等に無償で提供する「図書館資料のリサイクル」を実施しています。

また、所蔵する図書資料の中から、一定の基準に基づいて随時除籍を行い、汚れや破損の著しいものを除いて、大半を「図書館資料のリサイクル」の対象としています。ただし、古書店に売却するなどの営利目的に使用することは禁止しています。

第二次環境基本計画の目標達成状況と今後の課題

平成 29 年度（2017 年度）の資源化率は 21.5%と、前年度に比較し 0.2 ポイント減少しました。

平成 29 年度（2017 年度）からは、東京 2020 オリンピック・パラリンピックに向けて、「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」に新宿区も回収した使用済小型電子機器等の提供などの協力をしています。

今後ごみの減量や資源化への新たな取組を検討し、持続可能な資源循環型社会を目指します。

集団回収について見てみると、登録団体数も着実に増えており、省資源やリサイクルに対する意識の向上が見られます。今後も引き続き町会や新規マンション等への周知を進めていく必要があります。平成 29 年度（2017 年度）は、登録団体数 15 団体の増加となりました。廃止団体を少なくし、行政回収へ逆行しないよう、今後も集団回収事業を実施していく必要があります。

第二次環境基本計画の環境指標

環境指標	目標 (H34)	平成 29 年度
○区民一人 1 日当たりの区収集ごみ量*	433g (H29)	572g
○資源化率	35% (H29)	21.5%
○新宿エコ自慢ポイントに登録した人数の累計	2,820 人 (H29)	2,868 人

※目標 H29 は新宿区総合計画の成果指標、または第三次実行計画の目標

※区民一人 1 日あたりの区収集ごみ量=年間区収集ごみ量/人口（1 月 1 日現在）/365 日

※資源化率=資源回収量/（区が収集するごみ量+資源回収量）

基本目標 2 「資源循環型の社会を構築します。」

個別目標 2-2 ごみの適正処理

日常生活におけるごみの出し方を徹底するとともに、産業廃棄物や不法投棄されたごみに対して、クリーンで安全な環境を守るために適正処理を図ります。

個別施策①ごみの適正な出し方の徹底

個別施策②産業廃棄物・建設副産物の適正処理

個別施策③不法投棄対策

◆資源循環型社会に向けた普及啓発・ごみ発生抑制の推進

新宿清掃事務所による環境学習

希望する学校や町会、地域の団体等を対象に、リサイクルの必要性やごみの分別体験などの「出前講座」を行っています。平成 29 年度（2017 年度）は、小学校 14 校、中学校 1 校、保育園・子ども園 29 園、幼稚園 4 園、職場体験としては中学校 3 校が参加しました。

(1) ごみのゆくえ

生活に身近なごみを通して環境について勉強します。現在、家庭から出るごみがどのように処理されているのか、最終埋立処分場やごみを取り巻く環境問題などを職員がわかりやすく説明します。ごみの減量化や資源化の必要性・重要性を学ぶことで、限りある地球の資源を有効に繰り返し使う社会（資源循環型社会）をつくろうとする環境意識を高めます。

(2) 3 R

ごみを減らすための環境行動を表すキーワード 3 R（リデュース・リユース・リサイクル）について勉強します。学校や普段の生活を通じて簡単に取り組めるごみ減量の実践例を学び、自主的な環境行動への参加を促します。



広報用に作られたごみ収集車

(3) 資源・ごみの収集

資源・ごみを出すときに注意することやごみ収集車（カッティングカーを使用）のしくみ、普段どのように収集作業をしているかなどを職員が説明します。



(4) 職場体験

中学生が実際に収集作業を体験します。

(5) 普及啓発

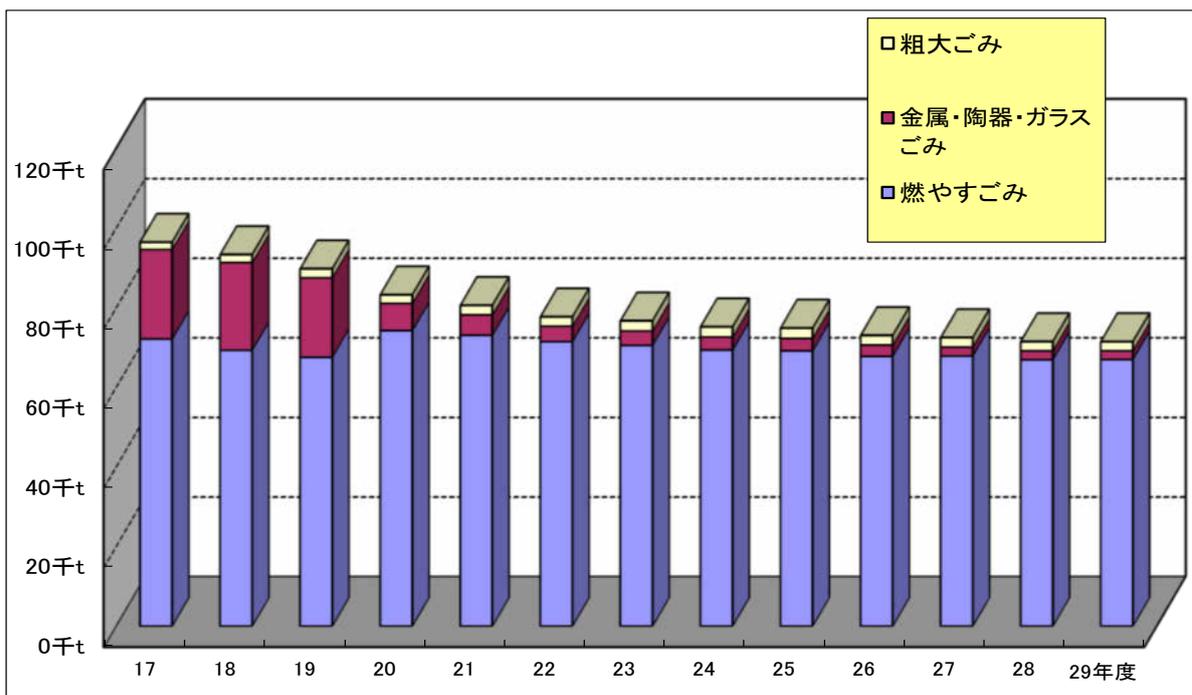
「資源・ごみの正しい分け方・出し方」パンフレット(日本語版・外国語版)はイラスト入りで、分別の方法やごみの減量、リサイクルの実践方法などをわかりやすく説明しています。また、室内に掲示することで、資源・ごみの分別方法を確認しやすくするよう、A3判のチラシ(日本語版・外国語版)も作成し、配布しました。平成29年度(2017年度)は新たにフランス・タガログ・タイ・アラビア語版を作成しました。これに加えて、「水銀使用製品の排出方法」や「都市鉱山からつくる! みんなのメダルプロジェクト」のお知らせチラシを清掃事務所やリサイクルセンター、各特別出張所で配布しています。

また、区の広報紙に年3回「すてないで」と題し、資源・ごみの分別の推進等に関する記事などを掲載しています。

新宿清掃事務所では毎年清掃関連施設の見学会を実施しています。平成29年度(2017年度)は中防処理施設(埋立処分場含む)、株式会社リーテム東京工場(小型電子機器認定事業者)を見学しました。



◇ ごみ収集量の推移



◆産業廃棄物・建設副産物処理の適正処理

(1) 産業廃棄物の適正処理

産業廃棄物の処理委託に際して、法律に基づき産業廃棄物管理票（マニフェスト）を使用して産業廃棄物の運搬・処分の流れを確認し、不法投棄による環境汚染の防止に努めています。

マニフェストとは、産業廃棄物の処理を委託するときに、産業廃棄物の種類・数量・運搬業者名・処分業者名等を記載した書類のことです。排出業者から運搬・処理業者へと、産業廃棄物と共にマニフェストを渡しながら、処理の流れを確認するとともに、それぞれの処理後に処理終了を記載したマニフェストを受け取ることで、委託内容どおりに適正に処理されているか確認することができます。

区が発注した工事では、コンクリートやアスファルト廃材などの建設廃棄物が適正に処理されているか確認をするため、工事中にも受注業者へマニフェストの提示を随時求めるとともに、工事完了の際にはマニフェストの写しの提出を義務付けています。

(2) 建設廃棄物の適正処理

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づき、「特定建設資材」を用いた一定規模以上の建築物等の解体、新築、増築工事等（対象建設工事）の発注者には事前の「届出」が、受注者には「分別解体」及び「再資源化」の実施が義務付けられています。区は対象建設工事の届出を受け、「特定建設資材」の適正処理について指導・啓発を行っています。

◆建設事業における再生材利用の促進

(1) 産業廃棄物のリサイクル

マニフェストを交付する必要のない品目についてもリサイクル伝票を提出させ、セメント等の建設材料の原料として再生利用する場合にはリサイクル証明を提出させるなど、再資源化の促進を図っています。なお、建設グリーン調達制度を平成 18 年度（2006 年度）から発足させ、使用すべきリサイクル材料等を仕様書に明示しています。

(2) 建設廃棄物・建設発生土等のリサイクル

区が発注する一定規模以上の工事で発生した「建設副産物」のうち、「特定建設資材廃棄物」の再資源化率の目標値を第二次環境基本計画では 100%（アスファルト・コンクリート塊）としており、平成 29 年度（2017 年度）も達成することができました。

◆不法投棄対策

不法投棄は犯罪行為であり、住環境の悪化の一因にもなっています。ごみ等の廃棄物の不法投棄は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金、またはこれを併科することになっていますが、日常的に区内の資源・ごみ集積所や街角で不法投棄が発生しているのが現状です。

ごみの正しい出し方・分け方等の周知により不法投棄の防止を図り、資源・ごみ集積所等で不法投棄がなされた場合は、不適正排出物に対して警告シールの貼付や警告看板の掲示、集積所周辺へのチラシ配布、早朝・夜間の巡回パトロール等を行うなどの再発防止策を実施しています。

また、不法投棄が頻発する資源・ごみ集積所については、平成27年度（2015年度）から不法投棄対策用カメラを設置し、不適切なごみの排出をする者を記録映像で確認を行い直接指導するとともに、警察など関係機関と協力し、厳しい対応を行っています。

第二次環境基本計画の目標達成状況と今後の課題

第二次環境基本計画では、新宿区総合計画の成果指標に基づき、平成17年度（2005年度）を基準にして区民一人1日当たりのごみ排出量を、平成29年度（2017年度）までに50%減らし、「433g」とするという目標を定めました。平成29年度（2017年度）の実績では「572g」まで減少し、平成17年度（2005年度）に対して33.9%減となり約1/3ほど減少しています。また、ごみと資源回収分を合わせた総排出量についても、平成17年度（2005年度）に対して22.0%減少しており、ごみ発生抑制の意識が着実に浸透していると考えられます。

今後も、資源循環型社会の構築に向け、ごみの発生抑制と資源回収の推進に取り組んでいきます。

第二次環境基本計画の環境指標

環境指標	目標（H34）	平成29年度
○区発注工事における特定建設資材廃棄物の再資源化率 ※一定規模以上の工事に限る	100%	100%

「東京都建設リサイクル推進計画」（平成28年（2016年度）4月）では、平成32年度（2022年度）末までに建設副産物の再資源化率を99%以上にするとしており、区においてもこの目標を踏襲します。

再資源化率とは、工事現場から発生した特定建設資材廃棄物の重量に対する再資源化等されたものの百分率をいいます。

基本目標 3 「身近な環境の安全安心を守ります。」

個別目標 3-1 公害対策等

大気汚染や水質汚濁など広域的な公害の改善を図るとともに、近年増加している騒音や臭気問題などの近隣公害や空き家問題（防犯、倒壊の不安等）に対して適切な対策を講じます。

個別施策①環境監視及び公害の監視・規制指導の充実

個別施策②近隣公害等の対策促進

◆環境監視の的確な実施

(1) 大気汚染状況の測定調査

環境基準の設定された大気汚染物質を中心に大気中濃度を測定しています。

常時監視は一般環境測定局 1 箇所、自動車排出ガス測定局 2 箇所で行っています。

このほか、主要交差点における大気質測定調査を実施しており、平成 21 年（2009 年）9 月に環境基準が設けられた PM2.5 の主要成分である硝酸塩及び炭素（EC-OC）の測定も実施しています。

また、新宿区ダイオキシン類の発生抑制に関する条例の規定に基づき、区内 4 地点（平成 20 年（2008 年）3 月まで 3 地点）で大気中のダイオキシン濃度を測定しています。



四谷自動車排出ガス測定局

環境基準の達成状況

環境基本法により、5 種類の大気汚染物質及びダイオキシン類に環境基準が定めています。区内における環境基準達成状況は以下の表の通りです。

大気汚染物質	一般環境測定局		自動車排出ガス測定局	
	本 庁		四 谷・戸 山	
二酸化窒素	○		○	
浮遊粒子状物質	○		○	
二酸化硫黄	○		—	
一酸化炭素	○		○	
オキシダント	× ※(42日)		—	
ダイオキシン類 (大気中)	四谷第六小学校	西早稲田中学校	筆筈町特別出張所	落合第一特別出張所
	○	○	○	○

※表中に記載している日数は、平成 29 年度(2017 年度)中に環境基準を超えた日数です。調査結果の詳細、用語については、巻末の「資料編」を参照してください。

(2) 酸性雨調査

平成3年度(1991年度)から区内の降雨のpHについて調査しています。(詳しい調査結果は、巻末の「資料編」参照)

(3) 神田川・妙正寺川の水質調査

神田川流域に位置する他区と共に、神田川水系水質監視連絡協議会をつくり、年4回の合同水質調査を行っています。

環境基準の達成状況

環境基本法により、5項目の水質に係る生活環境の保全に関する環境基準が定められています。

河川名	神田川		
	妙正寺川	久保前橋	高戸橋
測定地点	四村橋		
水素イオン濃度(pH)	○	○	○
生物化学的酸素要求量(BOD)	○	○	○
浮遊物質(SS)	○	○	○
溶存酸素量(DO)	○	○	○
大腸菌群数	×	—	—

調査結果の詳細、用語については、巻末の「資料編」を参照してください。

(4) 自動車騒音・道路交通振動測定調査

自動車騒音の環境基準の達成状況は、沿道の騒音を測定して得られた結果を基に、面的評価によって行います。区内の幹線道路の沿道における環境基準の達成状況を調査するため、平成29年度(2017年度)から平成33年度(2021年度)の間に、27の評価対象地域について順次面的評価による環境基準の達成状況調査を行っています。平成29年度(2017年度)は、7区間について調査を実施しました。

また、自動車騒音・道路交通振動の状況を把握するため、環境省令で定める限度(要請限度)の超過状況を、区内21地点で行いました。

(詳しい調査結果は、巻末の「資料編」参照)



自動車騒音・道路交通振動測定調査

◆公害の監視・規制指導の充実

(1) 事業者への規制・指導

公害の発生を未然に防ぐため、種々の届出や規制に関する基準が設定されています。事業者は、下記①～⑥の場合などには、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(以下「環境確保条例」という)や騒音規制法、振動規制法など、公害関係の法令に基づいて区に届出や報告をするとともに、環境負荷を低減するよう努めなければなりません。

- ① 工場・指定作業場の設置や廃止
- ② 特定施設（法で定められている騒音・振動を発生する施設）の設置や廃止
- ③ 化学物質等（法や環境確保条例で定められている有害化学物質等）の取扱い
- ④ 揚水施設（地下水を汲み上げる施設）の設置
- ⑤ 特定建設作業（法で定められている騒音・振動を発生する工事）の実施
- ⑥ 石綿（アスベスト）除去等作業の実施

区は、事業場等から発生する騒音・振動または悪臭等が規制基準を超え、かつ周辺的生活環境に支障を及ぼしていると認めるときは、事業者に対し期限を定めて、支障の解消に必要な限度において騒音・振動及び悪臭等の防止方法を改善し、または施設の使用法もしくは配置を変更することを「勧告」することができます。また、勧告に従わない場合は「改善命令」をすることができます。

また、法令に基づいた認可届出事務に加え、必要な事業場には測定調査を実施し状況を監視するなど、区内の工場・事業所等の実態を把握し、的確な規制・指導を行っていきます。

近年、環境マネジメントシステムを導入して、測定調査等や法令の基準を遵守し、必要な届出・報告等を行うなど環境に配慮する事業者が増えているため、工場・事業所等に対する苦情は減少傾向にあります。

(2) 悪臭防止に向けた規制・指導

一般的に悪臭には、下水臭、動物のし尿臭、食物や動植物の腐敗臭、燃焼に伴う臭い等がありますが、多くの人から好まれる匂いでも、ある濃度を超えたり長時間続いたりすると人に不快感を与え悪臭となることがあります。

悪臭は多くの物質が少量ずつ混じり合った気体で、防止することが難しいものです。また、発生源も工場、事業場、飲食店や一般家庭、工事現場など様々です。最近は焼肉店やラーメン店等の飲食店からの臭いに対する苦情が増加の傾向にあります。

区では、工場・指定作業場だけでなく、飲食店などの事業所に対しても、悪臭防止法に基づき、臭気指数による規制・指導をしています。

(3) 商店街等の騒音対策

主に歌舞伎町、新宿三丁目、大久保地域等を中心に、昼間及び夜間に区の職員が拡声機等による商業宣伝放送の音量を測定し、測定結果に基づきその店舗等に対し周辺に配慮した使用をするよう注意を促しています。また、年末に新宿駅周辺環境対策の一環として、区と地域の商店会・町会等が合同で騒音パトロールを行っています。大久保地域のパトロールでは、拡声機からの騒音だけでなく深夜営業店舗からの客の声などについても騒音の発生抑制を指導・啓発しています。



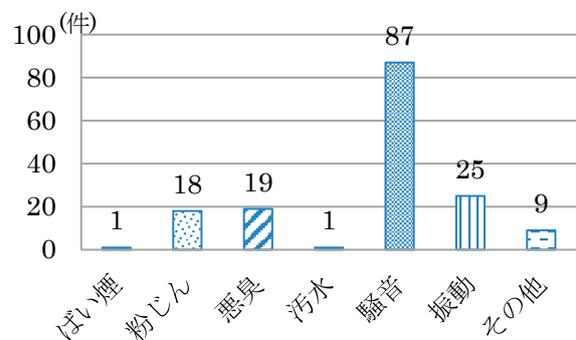
職員による騒音パトロール

・環境公害の苦情件数

平成29年度（2017年度）の環境公害に関する苦情は、160件（原因別合計）で、前年度と比べて減少しました。最も多い苦情原因は騒音で、約5割を占めています。次いで、振動、悪臭、粉じんとなっています。

過去5年間の苦情受付件数の傾向をみると、毎年、200件前後の苦情が発生しており、騒音が約半数を占めています。

平成29年度（2017年度）苦情受付件数内訳



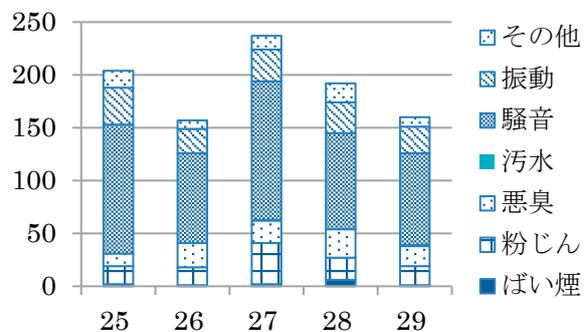
・発生源別苦情の特徴と対応

発生源は建設現場が多く、特に解体工事に伴う騒音・振動に関する苦情が多発しています。

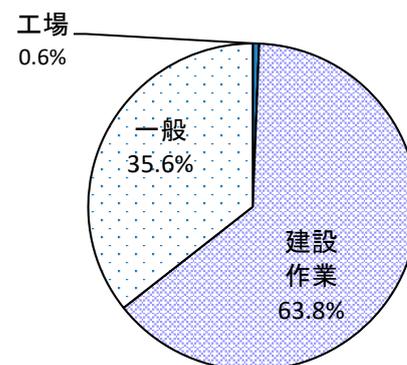
そのため、新宿区では「新宿区における建築物の工事に係る騒音等の紛争の予防に関する要綱」を制定し、良好な近隣関係の保持と健全な生活環境の維持及び向上を図っています。これは、建築物の解体工事で解体建築物の床面積の合計が80㎡以上のもの及び特定建設作業の届出が必要な解体・新築等工事について、発注者等が事前に標識を設置するとともに、近隣住民へ工事について周知することを定めたものです。

なお、区では苦情が発生すると、現場で必要な測定を行い、騒音規制法や環境確保条例などの法令に基づき事業者へ指導を行っています。

過去5年間の苦情受付件数



平成29年度（2017年度）発生源別苦情内訳



◆空き家対策

本来、建物等は所有者、管理者等が適切に管理すべきものです。しかしながら、所有者、管理者等が適切な管理を怠っている場合、防火・防犯上問題がある空き家や、いわゆるごみ屋敷となってしまう例があります。

このような場合、周辺環境への悪影響を及ぼすことや近隣住民が対応に苦慮することもあり、また、老朽化の進んだ空き家については、防災上の危険性が生じる可能性もあります。

区は、こうした問題を解決するため、平成 25 年（2013 年）10 月に「新宿区空き家等の適正管理に関する条例」を制定し、管理不全な空き家等の対応策を明らかにしました。

更に、平成 27 年（2015 年）2 月から「空家等対策の推進に関する特別措置法」が施行されたことを受け、平成 28 年度（2016 年度）に空家等の実態を把握するため、区内全域の調査を行い、その結果を反映させた「新宿区空家等対策計画骨子」を作成しました。

平成 29 年度（2017 年度）は、学識経験者、警察・消防等で構成される有識者会議での意見などを踏まえ、「新宿区空家等対策計画素案」を作成しました。この計画素案をもとに、パブリック・コメントや地域説明会などを実施し、これらの意見を踏まえ、空家等の対策を総合的かつ計画的に実施するための「新宿区空家等対策計画」を策定しました。この計画をもとに、実効性のある空家等対策への取り組みを推進していきます。

第二次環境基本計画の目標達成状況と今後の課題

区内の大気汚染状況については、環境基準が定められている 6 種類の大気汚染物質及びダイオキシン類のうち、光化学スモッグの原因となるオキシダントと、PM2.5 については、環境基準を達成できていません。新たな環境問題にも目を配りながら、今後も、継続して監視測定を続けていきます。

公害に関する相談は、区民の生活様式の多様化に伴い、複雑化・高度化しています。以前は、対応満足度が 60%前後の年がありましたが、ここ 5 年間では平均 78%となっています。今後も、区民からの要望に対し迅速かつ的確な対応に努めていきます。

第二次環境基本計画の環境指標

環境指標	目標（H34）	平成 29 年度
○環境基準 100%達成（各年度調査）	100%達成	推進 ※
○苦情処理の対応満足度（各年度集計）		75%

※大気中のオキシダント濃度、PM2.5 濃度、河川水質の一部及び自動車騒音の一部を除き、環境基準達成。

基本目標3「身近な環境の安全安心を守ります。」

個別目標 3-2 有害汚染物質の適正管理

有害汚染物質（VOC やアスベスト、広くは放射能も含む）に関して、適切な情報提供や事業者への助言、指導を行うとともに、災害時等に発生が予測されるリスク（アスベストや有害物質の飛散）の軽減対策を推進します。

個別施策①有害化学物質対策の実施

個別施策②災害によるリスクの軽減

◆有害化学物質の対策

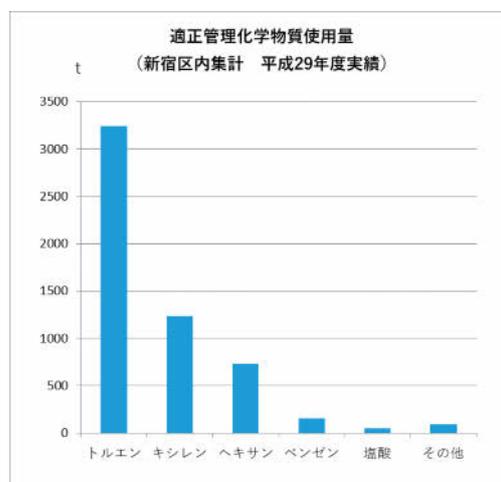
化学物質に対しては、PRTR（Pollutant Release and Transfer Register:化学物質排出移動量届出制度）により、有害性のある化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたか、というデータを国が把握し、集計及び公表する仕組みがあります。

PRTR によって、毎年どのような化学物質が、どの発生源から、どれだけ排出されているかを知ることができるようになっていきます。

この PRTR の考え方にに基づき、環境確保条例では工場及び指定作業場のうち、人の健康に障害を及ぼす恐れのある化学物質として定められている 59 物質（以下「適正管理化学物質」という）のいずれかを年間 100kg 以上取り扱う事業所に、使用量などの報告を義務づけています。そのうち従業員が 21 人以上の事業場は、化学物質の管理方法書の届出が義務づけられています。

(1) 使用量

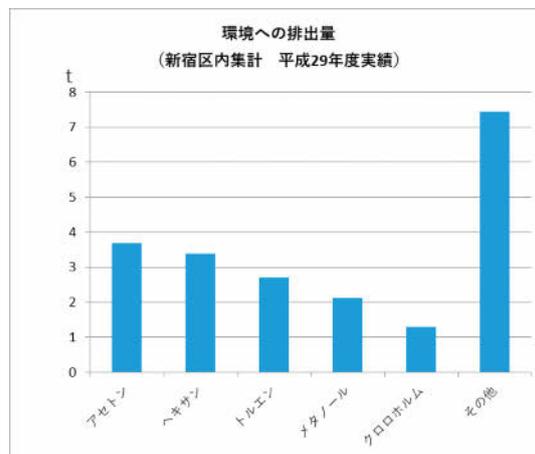
上位 4 物質であるトルエン、キシレン、ヘキサン、ベンゼンはガソリン中などに含まれている揮発性有機化合物です。この 4 物質は全使用量の 97%以上を占めています。主な使用施設は燃料小売施設（ガソリンスタンド）で、増減はガソリン等の販売量に依るところが大きくなっています。



平成 30 年 (2018 年) 8 月末現在

(2) 排出量

アセトンやヘキサンは、主に教育・研究機関において試薬として使用されています。平成29年度（2017年度）は、アセトンとヘキサンの全排出量の約3割を占めていました。また、平成28年度（2016年度）まで上位物質であったIPA（イソプロピルアルコール）は印刷業の技術革新等により減少傾向にあります。



平成30年（2018年）8月末現在

◆ビル地下排水槽の臭気対策

新宿駅周辺では、道路上で卵の腐ったような臭いがすることがあります。これは飲食店や地下店舗のあるビルにはビルピット（汚水を一時的に貯留する地下排水槽）が設置されており、その構造や維持管理が適切でないと汚水が腐敗し、硫化水素が発生してしまうことが原因の一つです。そして汚水をビルピットから公共下水道に放流するとき、硫化水素も一緒に排出され、マンホールの隙間等から地上に漏れ出して悪臭を放ちます。

区では、都の下水道局と連携し、悪臭の原因と思われるビル所有者等に対してビルピットの清掃回数を増やすことや曝気装置の設置など硫化水素の発生抑制のために適切な施設の維持管理を指導しています。

新宿三丁目地区及び西新宿地区においては、悪臭防止に向けた指導を重点的に進めていくとともに、地域全体で臭気対策の意識を醸成することでより効果的な普及啓発を図っていきます。

◆災害によるリスクの軽減

東日本大震災以降、環境面においても災害時のリスクを想定し、備えることが必要となっています。有害汚染物質飛散防止に向けた適切な対応を予め、新宿区地域防災計画等で定めています。また、東京都が定めた指針では適正管理化学物質取扱事業者に対し、地震発生時の化学物質の漏えい対策など震災対策を盛り込んだ化学物質管理方法書の作成を求めており、対象事業者への情報提供と意識啓発を図っています。

この他、放射能対策として区では定期的に放射線量の測定を実施するとともに、区民への放射線量測定機の貸出し等を実施しています。

第二次環境基本計画の目標達成状況と今後の課題

昭和 40～50 年代の建物が建替え時期を迎える中、建築物の解体工事等によるアスベスト飛散リスクの軽減を図るため、大気汚染防止法などが改正されました。これにより、発注者・施工者の責任が明確にされると共に、行政担当者の立ち入り権限が広がるなど、除去等工事時における飛散事故の防止の強化を図っています。さらに区では、要綱等により建築物の解体等の工事の際には、アスベストの有無や調査方法などを近隣に対し周知するよう発注者等に指導しています。

また、環境確保条例により、適正管理化学物質について、事業者の自主管理による管理の適正化、環境への排出の抑制、事故の防止等の確保を図っていますが、東日本大震災を受けて、震災等の災害に備えた対策を盛り込んだ化学物質管理方法書の作成を求め、緊急時の対応方法を改めて確認するよう指示しています。

区では、今後も行政担当者の経験や知識など高めることで、事業者への情報提供及び指導を続け、良好な環境の維持に取り組んでいきます。

第二次環境基本計画の環境指標

環境指標	目標 (H34)	平成 29 年度
○有害汚染物質対策の満足度 (アンケート) ※		推進
○吹付けアスベスト除去等工事の補助金助成件数 (年間)	7 件 (H32 まで)	5 件

※有害汚染物質対策の満足度は、「新宿区第二次環境基本計画策定にかかる区民アンケート調査」の「(設問) あなたの身近な環境について」のうち、「有害汚染物質 (有害化学物質、放射能等) 対策」についての満足度 (「満足」「どちらかといえば満足」を合わせた) の割合

基本目標4「地域特性に応じたエネルギーの確保と効率的利用を推進します。」

個別目標 4-1 創エネの推進

新宿区の特長である人やモノの集積を活かし、省エネルギーの推進や再生可能エネルギー、未利用エネルギーの活用などにより、大きな取り組み効果が期待される「創エネ」を着実に推進します。

個別施策①省エネルギーの推進

個別施策②再生可能エネルギーの活用

個別施策③未利用エネルギーの活用検討

◆省エネルギーの推進

地球温暖化防止のために省エネルギーの推進は重要です。省エネルギーの効果を上げていくためには、エネルギー消費のあらゆる分野において、実践的かつ広範囲に活動が行なわれることが必要です。

(1) エコ・チェックダイアリーの配布

地球温暖化防止に向けて、一人ひとりがCO₂削減の取組を実践できるよう、毎年エコ・チェックダイアリーを作成しています。これは、カレンダーに環境家計簿の機能をつけたもので、毎月の電気、ガス、水道の使用量を把握することができます。平成29年度(2017年度)は5,000部を作成し、特別出張所や図書館で配布するほかイベントで配布しました。



(2) 省エネナビ・ワットモニターの貸出し

省エネナビとは、家庭でどれくらい電気が使われているかを計測し、電気使用量(kWh)や電気代等を表示する機器です。電気の使われ方を見えるようにすることで、家庭の電気使用の実態を把握しやすくなり、様々な省エネ行動の効果を数値で確認することができます。また、家庭で設定した省エネ目標値や電力(kW)・電気使用量(kWh)の変化、CO₂排出量なども表示することができます。

ワットモニターは個別の電気製品とコンセントの間に接続し、電気使用量や設定に応じてCO₂排出量や電気料金を計測することができ、手軽に設置ができます。

環境対策課窓口で無償貸出ししています。



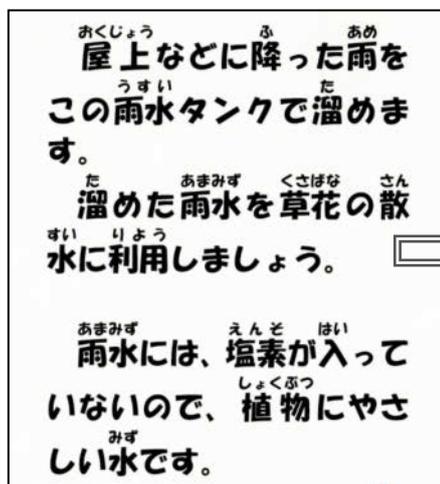
(3) 区有施設への雨水タンクの設置

雨水タンクとは、建物の雨どいにつないで屋根などに降った雨水を貯められるようにするタンクのことです。雨水は、庭の植木植物の水撒きなどに最適で、水道水の節水(節約)にもなり、省エネにつながります。また、雨水の流出抑制にも役立ちます。

平成20年度(2008年度)から区の計画事業の一環として、雨水タンクの区有施設への設置を開始しました。(平成29年度(2017年度)末で46か所に設置)

雨水タンクには下記の表示をし、雨水利用をしていることについて、児童・生徒や施設利用者にわかりやすく、関心を持ってもらえるように工夫しています。

また、「見える化」看板(109ページ参照)を設置し、地域のみなさんにも啓発を図っています。



(4) 省エネルギー措置の届出

エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)に基づき、一定規模以上の建築物等の新築、増築、改築等の建築主は、省エネ措置の届出が義務付けられています。区は、対象建築物等の届出を受理し、エネルギーの効率的利用のための措置等に対する指導を行っています。併せて、3年毎に省エネ措置の定期報告書を建築主に提出していただき、建築物の維持保全の状況等について指導を行っています。

◆企業や商店街の環境保全に関する取り組みへの支援

(1) 中小企業向け制度融資

新宿区中小企業向け制度融資に、「環境保全資金」があります。これは、区内に本店(営業の本拠)があること、かつ区内に環境の保全・改善の対象となる施設・設備を有すること等の一定の条件を満たす事業者に対し、環境の保全・改善に必要な運転及び設備資金の融資を金融機関に紹介するものです。貸付額は500万円以下、貸付期間は5年以内です。

平成29年度(2017年度)は、4件に対し、利子を57,624円補給しました。健康被害が問題になっているアスベスト(石綿)の撤去工事等にも活用することができるため、引き続きPRに努めていきます。

(2) 商店街の自主的なイベント事業に対する支援

商店街振興施策として、商店街が実施する集客力を高めるイベント事業に、平成29年度(2017年度)は補助金を84,702,000円交付しています。ごみゼロ運動、アルミ缶・ペットボトル等の回収、フリーマーケットなど、環境に関する内容のイベントも補助の対象となっています。

平成29年度(2017年度)の商店街のイベントの中には、環境をテーマにした地域交流、まちの美化に向けた取り組み(店先に花を置く)など、環境に配慮した取り組みがありました。

平成 29 年度（2017 年度）に商店街が行った環境に関するイベント参加者数は約 44,300 人でした。一例として、早稲田商店会が主催し、早稲田大学周辺 6 商店会と協力した、環境や防災をテーマにしたエコイベント「早稲田地球感謝祭」を開催しました。会場となった早稲田大学では、子どもたちがごみの減量やリサイクルを楽しく体験できるスタンプラリーなど様々な企画を実施し、たくさんの参加者で賑わいました。本イベントにより、早稲田大学の学生や地域の住民に、環境問題や地域のまちづくりについて深く考えてもらう良い機会になりました。



学生や地域の住民で賑わう早稲田大学

(3) 環境に配慮した商店街づくりに対する支援

平成 24 年度（2012 年度）から、区では『環境に配慮した商店街づくりの推進事業』を実施しています。当該事業は大きく二つに分類されます。

一つ目は、東京都の事業である「東京都新・元気を出せ！商店街事業費補助金」のうち、商店街路灯を LED 街路灯へ切替えるなど、環境に対する商店街活性化事業の補助金交付決定を受けた事業に対し、都と区があわせて補助金を交付しているものです。平成 29 年度（2017 年度）は 5 商店会等が申請し、補助金を 42,910,000 円交付しました。

二つ目が、「東京都政策課題対応型商店街事業費補助金」のうち「環境事業」の補助金交付決定を受けた事業に対し、東京都とは別に区が補助金を上乗せして交付しているものです。商店街路灯のランプを LED 化するなどの取組を、補助の対象としています。平成 29 年度（2017 年度）は 9 商店会等が申請し、補助金を 8,824,000 円交付しました。

今後とも、区では街路灯の LED 化を支援し、消費電力を抑え自然環境にもやさしい、環境に配慮した商店街づくりを推進していきます。



新宿要通り共栄会の LED 街路灯

◆再生可能エネルギーの活用

平成 21 年度（2009 年度）に牛込第三中学校、平成 22 年度（2010 年度）に西新宿子ども園、新宿西戸山中学校、東戸山小学校、子ども総合センター(20kW)、平成 24 年度（2012 年度）に榎町地域センター、平成 25 年度（2013 年度）に新宿リサイクル活動センター、四谷保健福祉施設・清掃センター、柏木小学校、新宿中学校、平成 26 年度（2014 年度）に落合第二中学校、平成 27 年度（2015 年度）に落合第五小学校、四谷中学校、弁天町コーポラス、平成 28 年度（2016 年度）に西部公園事務所、愛日小学校、平成 29 年度（2017 年度）には西戸山小学校に太陽光発電システムの設置を行いました。

（平成 29 年度（2017 年度）末累計 17 施設）

◆区民・事業者への省エネルギー意識の啓発

区では地球温暖化対策として、区民や事業者に太陽光発電等の新エネルギーに関する導入支援を行い、普及促進を図っています。平成 21 年度（2009 年度）から家庭への支援として新エネルギー・省エネルギー機器等導入補助金制度を、平成 22 年度（2010 年度）から事業者用太陽光発電システム補助金制度を開始しました。区も率先して区有施設への太陽光発電システム(10kW 相当)の設置に取り組んでいます。

平成 28 年度（2016 年度）から断熱窓改修と事業所用 LED 照明設置を追加しています。平成 29 年度（2017 年度）の補助金対象機器は以下の表の通りです。

地球温暖化問題に対する区民への意識啓発と併せて、実質的な区内の CO₂ 削減につなげていくために、新エネルギー・省エネルギー機器等導入補助金制度を促進していきます。



平成 29 年度（2017 年度）新エネルギー機器等導入補助金制度実績（区民・事業者用）

対象機器の種類	件数	補助金額（単位千円）
太陽光発電システム	15	4,019
太陽熱給湯システム	0	0
太陽熱温水器	0	0
CO ₂ 冷媒ヒートポンプ給湯器（エコキュート）	9	900
家庭用燃料電池（エネファーム）	30	3,000
高反射率塗装	36	4,786
雨水利用設備	2	37
断熱窓改修	25	1,918
事業者用太陽光発電システム	0	0
事業所用LED照明設置	6	1,970
合計	123	16,630

◆事業者省エネ行動の促進

中小事業者の省エネ行動を積極的に支援し、事業者部門の温暖化対策を推進します。平成 19 年度（2007 年度）からは、区内の事業者を対象に ISO14001 やエコアクション 21 などの環境マネジメントシステム認証取得費の助成や省エネルギー診断事業を行っています。

平成 28 年度（2016 年度）からは省エネルギー診断を拡充した「中小事業者省エネルギー対策支援」を開始しました。エネルギーの専門家が現地を確認し、コスト削減に繋がる提案や関連する補助制度の情報提供などを無料で受けることができ、受信事業者を対象に事業者用 LED 照明設置助成制度も設けています。また、東京都地球温暖化対策報告書の作成支援など、診断後の支援も充実しています。

平成 29 年度（2017 年度）の実績は、認証取得費の助成が 5 件、中小事業者省エネルギー対策支援（省エネルギー診断）が 10 件です。



◆未利用エネルギーの活用検討

清掃工場の排熱により発電した電力などの購入を進めています。平成29年度（2017年度）は区立小・中学校等23施設で導入しています。区では電気の供給を受ける契約を結ぶ場合、価格に加えて環境性能への評価を選定基準とし、電気事業者の二酸化炭素排出係数や、再生可能エネルギーの導入状況等の実績を点数制で評価しています。一定の得点以上の電気事業者に入札参加資格を付与する環境配慮契約を推進しています。

また、平成25年度（2013年度）に開設した新宿リサイクル活動センターには地中熱を利用したヒートポンプを設置しました。

第二次環境基本計画の目標達成状況と今後の課題

区有施設への再生可能エネルギーの導入は進んでおり、太陽光発電システム（10kW以上）については平成29年度（2017年度）に1基新設（累計17基）し、目標を達成しました。事業者向け中小事業者省エネルギー対策支援については、昨年度と同様、目標件数の10件を達成することができました。事業者向けLED照明設置助成については、平成30年度（2018年度）から補助件数を5件から10件に拡大し、省エネルギーの推進に努めていきます。

また、一般住宅への太陽光発電設備や太陽熱利用給湯設備、高効率給湯器の設置、雨水利用設備、屋根・屋上面への高反射率塗装に対する費用助成については、平成28年度（2016年度）から「断熱窓改修」、平成30年度（2018年度）からは新たに「集合住宅共用部LED照明」を対象に加え、引き続き新エネルギー等の普及を促進していきます。

第二次環境基本計画の環境指標

環境指標	目標(H34)	平成29年度
○省エネナビ等貸出し件数（年間）	500件 (H25～29累計)	218件 (H25～29累計)
○省エネルギー診断実施事業者数	20件 (H28～29累計)	20件 (H28～29累計)
○街路灯のLED化基数	3,200基 (H25～34累計)	4,002基 (H23～29累計)
○区有施設への太陽光発電設備機器（10kW程度以上）の設置数（累計）	15施設	17施設

基本目標 4「地域特性に応じたエネルギーの確保と効率的利用を推進します。」

個別目標 4-2 地域エネルギーマネジメント構築の促進

全国的にスマートコミュニティの形成に向けた動きが活発化していることを踏まえ、関連機器や設備の導入などにより新宿区における地域エネルギーマネジメント構築を促進します。

個別施策①関連機器・設備の導入・開発促進

個別施策②地域エネルギーマネジメント構築の促進

個別施策③蓄電などによるリスク管理

◆スマートコミュニティの検討

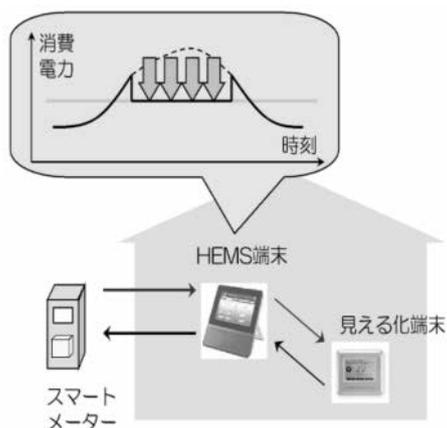
平成 28 年（2016 年）4 月に電力の小売自由化が始まり、電力会社による各家庭へのスマートメーターの導入が進んでいます。スマートメーターの設置により、エネルギー消費を管理できる HEMS（ホームエネルギー管理システム）の導入が容易になり、各家庭での電気使用量の「見える化」ができるようになります。家庭で電力使用量を正確に把握することは、効果的な省エネ対策です。

事業者については BEMS（建物ビルや工場等へのエネルギー管理）等の導入によりエネルギー使用量の削減に取り組むことが期待されています。

区では、オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」が平成 24 年度（2012 年度）から平成 27 年度（2015 年度）まで実施した「再生可能エネルギーとスマートコミュニティ研究会」に参加しました。研究会では、スマートコミュニティの先進自治体である北九州市や横浜市の視察や他区と連携したグループ研究を行い、新宿区におけるスマートコミュニティの検討に取り組みました。また、「物流システムの効率化」について関係機関と協働して検討を行なっています。

スマートメーターの導入に向けては、国立研究開発法人科学技術振興機構低炭素社会戦略センター（LCS）が実施する「家庭の電力使用量見える化実験」に参加し、実証実験に取り組みました。（平成 28 年度（2016 年度）末実験終了）

一般家庭のスマートメーター
全戸設置、見える化



省エネ診断による
エネルギー対策の促進



第二次環境基本計画の目標達成状況と今後の課題

再生可能エネルギーの活用とエネルギー利用の効率化は、地球温暖化対策として極めて重要だと考えています。スマートメーターや、電力デマンド監視システムを活用し、今後、区の地域特性にあったエネルギー利用の効率化について先進自治体の事例に学びながら検討を進めていきます。

また、電力会社によるスマートメーターの設置については、順次、更新が進んでいます。第三次環境基本計画の中でも、地球温暖化対策・ヒートアイランド対策の推進を目標の一つとして掲げています。区は、市街地再開発事業等の大規模建築計画の際には、建築物の高断熱化や再生可能エネルギー、地域冷暖房やコージェネレーションシステムの導入等を促し、エネルギー利用の効率化に取り組んでいます。

第二次環境基本計画の環境指標

環境指標	目標 (H34)	平成 29 年度
○スマートメーターの設置(家庭用)	100%	推進
○電力デマンド監視システムの設置	100 件	推進

*電力デマンド監視システム

大容量の電力を消費する工場などに導入されるもので、電気の使用状況や実態を把握・分析し、その結果をもとに「デマンド（需要）管理」を行うことでピーク電力の抑制などを行うシステムです。

基本目標 5 「地域・地球環境に配慮した環境都市づくりを進めます。」

個別目標 5-1 地球温暖化対策の推進

これまで「新宿区地球温暖化対策指針」に基づき進めてきた対策を踏まえ、温室効果ガス削減や低炭素な暮らしに向けた取り組みにより、地球温暖化対策を推進します。

個別施策①温室効果ガス削減のための取り組み

個別施策②低炭素な暮らしに向けた取り組み

◆温室効果ガス削減のための取り組み

区のCO₂排出量は、オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」により算出しています。エネルギー使用の実績を集約してから算出作業を行うため、平成 27 年度（2015 年度）分が平成 30 年（2018 年）3 月にまとまりました。

平成 27 年度（2015 年度）も平成 26 年度（2014 年度）に引き続き減少傾向にあります。CO₂排出量の主な減少要因としては、電力の二酸化炭素排出係数の低下、業務部門における省エネ化による延床面積当たりエネルギー消費量の減少、家庭部門におけるエネルギー消費量の減少が考えられます。

しかし、今後、家庭部門の世帯数の増加や業務部門の延床面積の増加が見込まれるため、CO₂排出量削減に一層取り組んでいく必要があります。

各家庭でできる地球温暖化対策として、省エネ行動に継続して取り組んでいただくことが大切です。区では、日ごろの行動をチェックし、一層 CO₂ 削減に取り組んでもらうために「新宿エコ隊」を組織し、区民や事業者と一体となって削減に取り組んでいます。

「新宿エコ隊」は年間を通じて募集しており、区で配布している「CO₂削減チェック表」に記入し応募していただくと、隊員証のほかエコに関する最新情報をお送りしています。

隊員になった方には、定期的に「CO₂削減チェック表」（家庭版・事業所版）をお送りし、省エネについて取り組んだ結果を区へ報告していただきます。これにより、エコ隊活動による削減量を簡易算定しています。



“新宿エコ隊”の隊員証

平成 30 年（2018 年）3 月末には、新宿エコ隊員数は 5,200 人となりました。

平成 31 年度末（2019 年度末）のエコ隊員数の目標を 5,350 人として、ストップ温暖化の取組を今後とも推進していきます。

◆「新宿の森」でのカーボン・オフセット事業

区では、家庭や事業所から排出されるCO₂の排出量削減の取組に加え、区外の森林を保全して、CO₂の吸収を促進し、区内のCO₂排出量の一部と相殺する自治体連携によるカーボン・オフセットの取組を推進しています。

平成20年(2008年)2月に、友好提携を結んでいる長野県伊那市と「地球環境保全のための連携に関する協定」を締結し、平成21年度(2009年度)からは新宿区が伊那市の市有林において年間伐等の整備を行っています。平成29年度(2017年度)は、約23.42haの森林整備を実施し、平成25年度(2013年度)から森林整備を実施したものを含めて318.5t-CO₂のカーボン・オフセットに取り組みました(長野県認証)。

森林整備により発生する間伐材は、建材や製紙用のパルプ等に活用し、木材の有効利用に努めています。さらに、伊那市街に近い平地にある市有林の一部(約0.4ha)の「新宿の森・伊那」では、区内の小学生や区民の方々が間伐作業等を体験し、森林保全の意義を学べる環境学習に活用しています。

区は、伊那市と引き続き連携して地球環境保全に取り組むために、平成30年(2018年)1月、森林整備対象区域を追加するなどした新たな協定を締結しました。

また、平成22年(2010年)3月には、区の水源地である利根川の水源地の群馬県沼田市、奥多摩の水源地の東京都あきる野市とも、「地球環境保全のための連携に関する協定」を締結しました。

平成29年度(2017年度)は、「新宿の森・沼田」で約12.03haの森林整備を実施し、82.5t-CO₂のカーボン・オフセットを行いました(群馬県認証)。

さらに、「新宿の森・あきる野」では1.69haの森林整備を実施し、20.05t-CO₂のカーボン・オフセットを行いました(東京都認証)。

それぞれの「新宿の森」は、区内の小学生や区民、事業者の方々が植林、下草刈り、間伐体験等を通じた環境学習の場や地元住民との交流の場として活用しています。

◆区内地球温暖化対策実行計画

新宿区は平成12年度(2000年度)から区内の温暖化対策実行計画(第一次:平成12~14年度(2000~2002年度)、第二次:平成15~17年度(2003~2005年度)、第三次:平成19~22年度(2007~2010年度)、第四次:平成23~27年度(2011~2015年度)、第五次:平成28年~29年度(2016~2017年度)、第六次:平成30~34年度(2018~2022年度))を策定し、区の事務、事業に係る温室効果ガスの排出量削減に取り組んでいます。

また、地球温暖化対策に、より積極的に取り組むために、「新宿区地球温暖化対策指針(以下「指針という」)」を平成23年(2011年)3月に策定し、区の事務、事業に伴う温室効果ガスの排出削減の取組をその一部として位置づけました。

平成29年度(2017年度)も、各施設において機器の更新や施設の改修等によるCO₂削減を進めたほか、間引き可能な照明器具の取り外しや、昼休みや時間外の不要な照明の消灯の徹底、区有施設への太陽光発電設備の導入などを継続して実施し、温暖化対策に取り組みました。

このほか、区では、平成29年度(2017年度)も100万kWh分の※グリーン電力を購入しました。これは、区役所本庁舎で1年間使用のおよそ40%の電力量です。

※グリーン電力:太陽光や風力・バイオマス等の再生可能エネルギーから得られる電力

(1) 環境マネジメントシステムに基づくエネルギー使用量の削減の取組結果

平成 29 年度（2017 年度）における区のエネルギー使用量の削減目標は、前年度比 1%以上削減を目標値としました。その取組結果は、下表のとおりです。

区の省エネルギー・省資源の取組結果

項目	29 年度目標	29 年度実績	対目標比※ (実績/目標)	達成状況
電気使用量	37,395,234 kWh	37,180,367 kWh	99.4 %	達成
ガス使用量	3,065,586 m ³	3,209,012 m ³	104.7 %	未達成
水使用量	6,260,848 m ³	5,846,922 m ³	93.4 %	達成
ガソリン使用量	57,205 ℓ	58,662 ℓ	102.5 %	未達成
用紙類使用量	80,285,265 枚	135,015,627 枚	168.2 %	未達成
ごみ排出量	928,113 kg	996,459 kg	107.4 %	未達成

※100%以下で達成。

ガス・ガソリン・用紙使用量等は、空調の使用期間の延長や隔年発行の印刷物の作成による使用量の増などから目標を達成する事ができませんでしたが、電気・水使用量は、節電・節水等省エネの取組の結果、目標を達成することができました。

区では、今後も引き続き省エネ・省資源に取り組んでいきます。

(2) 第 5 次新宿区庁内地球温暖化対策実行計画でのその他の主な取組

①区有施設への太陽光発電システム（17 件）

削減量 86.04t-CO₂

②伊那市との連携によるカーボン・オフセット（間伐面積約 150ha）の取組

削減量 318.5t-CO₂（長野県認証）

③沼田市との連携によるカーボン・オフセット（整備面積 12.03ha）の取組

削減量 82.5t-CO₂

④あきる野市との連携によるカーボン・オフセット（整備面積 2.79ha）の取組

削減量 20.05t-CO₂

⑤グリーン電力（100 万 kWh）の購入

削減量 478t-CO₂

〔第5次新宿区庁内地球温暖化対策実行計画での削減目標〕

項目	排出量基準値 (25年度排出量実績)	29年度排出量目標 (基準値との比較)	29年度排出量実績 (目標値との比較)
CO ₂ 排出量	24,476t	23,212t 1,264t 減	24,707t 1,495t 増

◆環境マネジメントシステムの推進

企業や自治体などの団体が、環境に配慮した活動を効果的に行うためには、「環境マネジメントシステム」を構築し運用することが有効です。区では平成12年（2000年）12月に環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001の認証を取得、その後3年ごとに認証を更新し、システムの継続的改善を図ってきました。

16年間に渡るISO14001の運用の積み重ねにより省エネ・省資源等の環境配慮行動が職員に定着してきたことから、区が率先して一層の環境保全・改善に取り組み、区民・事業者等の環境行動の促進を図るため、区独自の環境マネジメントシステム（新宿区環境マネジメント）を構築し、平成29年（2017年度）4月から運用を開始しました。

区の環境目標を策定し、全庁的なマネジメントを推進するとともに、各課・各施設に環境マネジメント推進員・担当員を設置し、業務に合わせた省エネ目標を設定することで、効率的な省エネ・省資源に繋がっています。

平成29年度（2017年度）の新宿区環境マネジメント活動結果については、区ホームページに掲載しています。

◆グリーン購入・グリーン調達等の促進

グリーン購入とは、製品やサービスを購入する際に、できるだけ環境負荷が少ないものを選んで購入することです。グリーン購入は、購入者自身の活動を環境にやさしいものにするだけでなく、企業に環境負荷の少ない製品の開発を促すことで、経済活動全体を変えていく可能性も持っています。

地方公共団体や事業者、区民の方にもグリーン購入に努めることが求められています。

グリーン購入対象品は、各種マークによる表示のほか、マーク表示が無いものについては、GPNデータベースやエコリーフ環境ラベル、省エネ性能カタログ、低公害車ガイドブックなどの各種データベースを参考にして購入することができます。

区も一事業者としてグリーン購入に取り組むことで、グリーン購入の普及啓発を行っています。

◆低炭素な暮らしに向けた取り組み

(1) 庁有車等へのエコカーの導入

区では、庁有車を新規導入又は代替導入する場合、東京都知事が定める、特定低公害・低燃費車等のエコカーを導入しています。また、雇い上げ車の契約においても、エコカーであることを条件としています。

(2) アイドリングストップ装置の装着

信号待ちや駐停車時にアイドリングストップ（エンジンの停止）を行うことは、エネルギー消費量の削減だけでなく、大気汚染や地球温暖化などの環境への影響物質の排出抑制につながります。

区では、日常の取組の中でアイドリングストップを始めとするエコドライブの実践に努めています。これをより徹底するため、平成19年度（2007年度）から装着可能な全庁有車（ハイブリッド車と塵芥車を除く）にアイドリングストップ装置を装着しています。



(3) 「見える化」看板の設置

区有施設での地球温暖化対策の取り組みをアピールするため、太陽光発電や雨水利用、みどりのカーテンを設置している施設に間伐材を利用して製作した「見える化」看板を取り付け、普及啓発に努めています。平成29年度（2017年度）末までに127施設178枚を取り付けました。



◆公共交通機関の充実

新宿駅周辺の回遊性を高め、魅力あるまちづくりを進めるため、観光スポット・商業施設・駐車場・駅等を結ぶ新宿WEバス（新宿駅周辺循環型バス）が平成21（2009年）年9月から運行を始めており、環境にやさしい施策として、都庁第一本庁舎の駐車場を利用して、新宿WEバスで新宿を回遊するパーク&バスライドシステムを導入しています。



新宿駅西口付近を走る新宿WEバス

◆自転車シェアリングの推進

自転車シェアリングとは、どこのサイクルポート（自転車置場）でも借りられ、借りた自転車（シェアサイクル）を区域内のどこのサイクルポートでも返却できるシステムです。

平成28年（2016年）10月から、公共交通の機能補完や地域の活性化、観光振興やまちの回遊性の向上等を目的に自転車シェアリングを導入しています。区では、自転車シェアリングの普及を進めることで自動車に過度に依存しないライフスタイルへの転換、定着を図り温室効果ガス排出量の削減に努めています。

さらに、自転車シェアリングの利用促進を図るため、新宿区内だけでなく、千代田区、中央区、港区、文京区、江東区、渋谷区の6区と行政区域を越えた相互利用を行っています。



新宿中央公園（ポケットパーク）



新宿区役所 第二分庁舎

第二次環境基本計画の目標達成状況と今後の課題

第二次環境基本計画では、国の削減目標に準じ、平成 32 年度（2020 年度）の二酸化炭素排出量を平成 2 年度（1990 年度）比で 25%減を削減目標として温暖化対策を推進してきました。

最新の実績値から見ると、削減目標達成は厳しい状況ですが、省エネルギー行動の定着や電力供給時の二酸化炭素排出係数の改善により平成 25 年度（2013 年度）以降、区内の二酸化炭素排出量は減少傾向にあります。

国が平成 28 年（2016 年）12 月にパリで開催された COP21 に新たな削減目標を提出したことから、区も目標を見直し、平成 30 年（2018 年）2 月に策定した第三次環境基本計画では、平成 42 年度（2030 年度）において平成 25 年度（2013 年度）比で 24%削減を目標とすることにしました。

目標達成に向け、温暖化対策をさらに強化していく必要があります。

環境指標	目標（H34）	平成 29 年度
○温室効果ガス排出量（H2 年比）	-25.0% （H32）	+15.1% （H27）
○全公用車に対するエコカーの導入割合	100%	84.0%

・温室効果ガス排出量は地球温暖化防止特別区共同事業の中で、温室効果ガス排出量算定手法の標準化を特別区協議会が実施し、各区排出量を算出しているが、算出に時間を要するため平成 30 年（2018 年）8 月現在の最新値である平成 27 年度（2015 年度）の数値で比較する。

基本目標5「地域・地球環境に配慮した環境都市づくりを進めます。」

個別目標 5-2 ヒートアイランド対策の推進

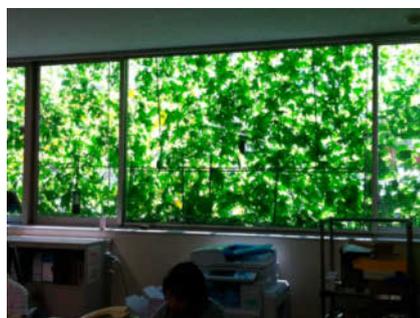
国で示された「緩和策（都市構造の改善）」と「適応策」を踏まえ、これらを適切に組み合わせながら、ハード、ソフトの両面からヒートアイランド対策を推進します。

個別施策①都市構造の改善

個別施策②適応策の普及促進

◆新宿「みどりのカーテン」プロジェクト

地球温暖化対策の一環として、平成20年度（2008年度）から「新宿みどりのカーテンプロジェクト」が始まりました。みどりのカーテンとは、ゴーヤーや朝顔などのつる性植物を窓の外側にはわせて、室内に差し込む日差しを和らげる自然のカーテンです。また、葉から水分を蒸発させることで気温の上昇を抑えます。そのような中で、エアコンの使用抑制により、節電効果やCO₂を削減する効果が期待できます。



室内からの様子

説明会は、ビギナー（はじめて参加する方）とリピーター（これまでに参加された方）向けの2部構成で実施しました。また、関連講座としてゴーヤーサロン（意見交換会）、土のリサイクル講座など、一年間を通して実施し、翌年につなげていく取組を行っています。この事業は、環境学習情報センターと区民や事業者等からなるプロジェクトチームにより企画・運営されています。

(1) みどりのカーテン説明会



参加していただいた方1人につき苗2株を配布し、2株でみどりのカーテン1枚を作成します。

苗のほかに種の配布も行い、苗と種によって平成29年度（2017年度）はみどりのカーテンを2,259枚設置することができました。



【平成29年度（2017年度）】

実施日・会場 全16回	4月30日	環境学習情報センター
	5月4日	榎町地域センター
	5月6日	四谷地域センター

	5月 7日 落合第一地域センター 5月 9日 若松地域センター 5月 13日 大久保地域センター 5月 14日 落合第二地域センター 5月 15日 戸塚地域センター (各日、午前:リピーター、午後:ビギナー) 新宿「みどりのカーテン」プロジェクトメンバー (新宿区エコライフ推進員有志ほか)
参加者・団体数	672 件(ビギナー256、リピーター299、区施設等 117)
カーテン数/苗配布数	2,259 枚(苗分:1,375 枚、種分:884 枚) / (苗:2,747 株、ほか種)

(2) 関連講座等

【平成 29 年度 (2017 年度)】

ゴーヤーを 種から育てる親子講座	5月 21日 環境学習情報センター	
ゴーヤーサロン	6月 3日 環境学習情報センター (環境月間イベント)	
みどりのカーテン探検	7月 28日 戸山界限	
夏のゴーヤーサロン	8月 6日 環境学習情報センター	
土のリサイクル講座 生ゴミからたい肥作り (講座・サロン)	<土のリサイクル講座> 10月 1日 環境学習情報センター <生ゴミからたい肥作り講座> 11月 19日 環境学習情報センター <生ゴミからたい肥作りサロン> 2月 18日 環境学習情報センター 講師:土橋由枝氏 新宿区エコライフ推進員ほか	
みどりのカーテン展 (生育記録シート展示)	12月 15日~1月 15日 環境学習情報センター 1月 27日 戸塚第三小学校 (まちの先生見本市!)	

◆エコスクールの整備推進

区有施設のうちで大きな敷地と建物面積を占める学校を、環境負荷の低減や自然との共生を考慮した施設へと整備することは、地球規模の環境問題に対応するために大変有効です。また、学校は次世代を担う子どもたちが一日の大半を過ごす学習や生活の場であることから、環境問題を身近に感じられる工夫を行っていくことにより、環境学習の場として活用していきます。

(1) 小学校校庭の天然芝生化



天然芝生の校庭は、都市の緑化やヒートアイランド対策、また環境教育の効果が期待できます。東京都は「2020年の東京」プロジェクトの1つとして、公立学校の校庭芝生化を進めています。そこで、新宿区としても、小学校の校庭を現在のゴムチップ舗装から、可能な限り天然芝生化していく予定です。

現在、校庭が天然芝生になっているのは、落合第一小学校 312 m²・四谷第六小学校 1,239 m²・戸塚第二小学校 108 m²・西新宿小学校の第二校庭 1,770 m²・天神小学校 2,031 m²・東戸山小学校 300 m²・落合第五小学校 1,460 m²です。

天然芝生の校庭では、寝転がったり裸足で駆けまわったりして、けがを恐れず遊ぶことができ、多くの子どもが遊べます。また、芝生の維持管理を通して、学校や子どもと地域との絆を深めることができます。

(2) 天然芝生による屋上緑化

校庭を天然芝生化することがむずかしい学校では、校舎の屋上を天然芝生で緑化しています。屋上緑化は、建物の温度を抑制する効果があり、エアコンの使用を少なくすることが期待できます。

現在、屋上が天然芝生になっているのは、戸塚第二小学校 317 m²・淀橋第四小学校 302 m²・戸塚第一小学校 191 m²・落合第三小学校 298 m²・富久小学校 300 m²・四谷小学校 132 m²・鶴巻小学校 104 m²・落合第五小学校 105 m²です。

平成 28 年度 (2016 年度) は愛日小学校に天然芝生、戸山小学校に観察園を設置しました。



(3) 太陽光発電設備の設置

新宿区環境基本計画推進本部の決定に基づき、学校施設においては、設備の設置条件が合う学校で10kwの太陽光発電設備を平成21年度(2009年度)より順次設置しています。

平成21年度(2009年度)には牛込第三中学校、平成22年度(2010年度)には東戸山小学校及び新宿西戸山中学校、平成25年度(2013年度)には新宿中学校及び柏木小学校、平成26年度(2014年度)には落合第二中学校、平成27年度(2015年度)には落合第五小学校及び四谷中学校、平成28年度(2016年度)には愛日小学校、平成29年度(2017年度)には西戸山小学校で設置工事を行いました。

太陽光発電の電力は施設の電気の消費の一部に使われています。また、CO₂を排出しない環境にやさしいエネルギーとして、電力の発生から利用までの仕組みや、その瞬間に生み出されている電力を実感することにより、環境学習として活用します。

(4) みどりのカーテンの充実

「みどりのカーテン」プロジェクトを補完する形で、このプロジェクトに参加している学校に対して、校舎にネットを固定するアンカー設置工事や花壇の整備工事を行い、立派なカーテンづくりを目指しています。

みどりのカーテンをつくることで、土づくりからゴーヤーの育成・観察および省エネ効果の研究まで幅広く取り組むことができます。また、カーテンの内側は約3~6℃気温が低く、涼しく感じられます。



余丁町小学校のみどりのカーテン



花園小学校のみどりのカーテン

◆環境配慮型舗装の実施

アスファルト舗装は、道路の舗装に広く使われていますが、色が黒く太陽熱を吸収するため路面の温度がかなり高くなります。また、冷めるまでに時間を要することから、深夜でも気温が高い状態になる「ヒートアイランド現象」の一因となっています。このようなことから、道路整備の際に環境配慮型の舗装材料の技術導入が進んでおり、様々な取組を行っています。

(1) 保水性舗装

保水性舗装は、降雨等路面の水を保水性舗装材に吸収させ、晴れた日には蒸散させることにより、路面の温度上昇を抑えヒートアイランド現象を抑制する舗装です。アスファルト舗装に保水機能を持たせたものや、ブロック舗装の材料に保水材を使ったものなどがあります。



保水性舗装の施工状況(西新宿一丁目地区)

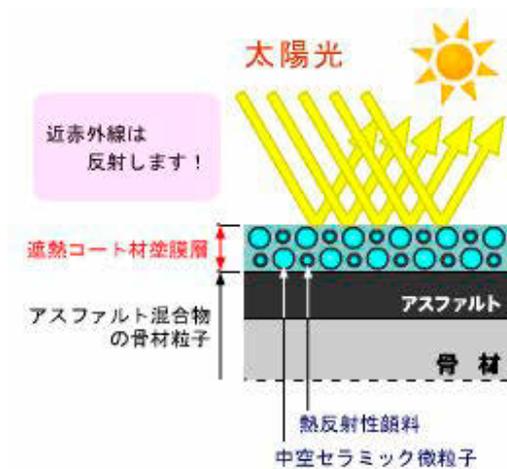
平成 17 年度(2005 年度)から 3 か年で、新宿一・二丁目地区において、通過交通の抑制と速度低減を目的とした「人とくらしの道づくり事業」の中で、環境配慮型舗装として保水性舗装を 2,700 m²施工しました。施工後の調査では、通常のアスファルト舗装に比べて約 5~6℃の路面温度の低減効果が確認できました。

また、平成 22 年度(2010 年度)から西新宿一丁目地区で進めている「人とくらしの道づくり事業」でも、保水性舗装を整備しています。この舗装は、保水性舗装の機能を保ちながら、デザインカッターにより石張り舗装のように仕上げ、景観にも配慮したものとなっています。

(平成 22 年度(2010 年度)から 29 年度(2017 年度)まで 6,245.0 m²)

(2) 遮熱透水性舗装・遮熱排水性舗装

遮熱透水性舗装は、降雨の際に地下に浸透させる効果のある透水性舗装に、太陽の近赤外線を反射させ、路面温度を低減することができる遮熱塗料を塗布した舗装です。遮熱排水性舗装は、舗装内部の空隙に雨水を流し、路面の滞水を防ぐとともに、車両の走行騒音の低減効果もある排水性舗装に遮熱塗料を塗布したものです。これらの舗装を平成 17 年度(2005 年度)から計画的に実施しています。施工後、性能確認のため直径 10 cm の供試体を抜き取り、その供試体を従来の舗装と比較する室内試験を行ったところ、10℃以上路面温度の低減効果が確認できました。夏の舗装は、手では触れないほど太陽に熱せられ高温になりますが、遮熱性舗装はその抑制効果が期待できるものとなっています。また、平成 22 年度(2010 年度)以降は従来の白に近い色から、よりアスファルト舗装に近い色の遮熱塗料を使用し、これまでと変わらない路面温度の低減効果を保っています。



遮熱塗料の概念図



遮熱排水性舗装の施工状況(西新宿二丁目地区)

◆「新宿を冷やそう！新宿打ち水大作戦」の実施

打ち水とはアスファルト舗装に水を撒き、蒸発作用によって周囲を冷やす昔からのエコな風習です。区ではヒートアイランド現象を緩和し、冷房の使用を抑制する為の風情ある取組として、例年、夏季（平成 29 年度（2017 年度）は 7 月 20 日～9 月 15 日）に区内各地域の区施設・地域団体・事業者により打ち水の実施を呼びかける「新宿打ち水大作戦」を実施しています。平成 29 年度（2017 年度）は 8～9 月の長雨の影響で実施見合わせや延期となってしまったところもありましたが、9,948 人の方に参加していただきました。



PR 用のぼり

(1) 区取組

毎年 8 月 1 日、高田馬場駅周辺の「ポイ捨て防止・路上喫煙禁止キャンペーン」の終了後に、駅前ロータリーで地域住民の方々と共に打ち水を行っていましたが、平成 29 年度（2017 年度）は天気に恵まれず中止となりました。



高田馬場駅前ロータリー

(2) 子ども達の取組

区内の幼稚園や小中学校、児童館等の施設でも打ち水が実施されました。プールの水や、水遊びに使った水を再利用したり、雨水を使用したりとエコな方法で打ち水を実施している施設もありました。

(3) 地域の取組

特別出張所や地域交流館等の区有施設、町会等でも、地域住民と打ち水を実施しました。参加者の方からは、「子どもと一緒に楽しめた」「若返った」「風情と清涼感が感じられるひと時」などのコメントをいただきました。



山吹町地域交流館



元気館

早稲田大学早稲田キャンパスでは、アトム通貨実行委員会を中心に大学生と地域住民と一緒に打ち水を実施し、多くの学生が参加しました。



アトム通貨実行委員会

(4) 商店街の取組

打ち水は商店街の恒例行事にもなっています。

新宿東口商店街振興組合では、浴衣姿で新宿駅東口周辺を練り歩きながら打ち水を実施し、ヒートアイランド対策をPRする光景は、見た目にも涼しい風情のあるイベントになりました。



新宿東口商店街振興組合

(5) 事業者・団体の取組

今年度も他多数の事業所の参加をいただきました。打ち水をすることで、風が涼しく感じられた、心地よいことが体感できたとの声などがあり、水不足の中、再生水を利用するなど、どの団体も工夫して積極的に打ち水を実施していただきました。



大日本土木株式会社



株式会社マースエンジニアリング



日本政策金融公庫



明治安田生命新宿中央営業部



株式会社ジャックス



八千代銀行

◆実績◆

	参加件数	参加人数
平成 26 年度	95 件	15,197 人
平成 27 年度	115 件	15,854 人
平成 28 年度	115 件	12,316 人
平成 29 年度	93 件	9,948 人

平成 29 年度（2017 年度）新宿打ち水大作戦参加団体一覧（順不同）

◎事業者・団体参加者

株式会社マリオン、大日本土木株式会社、東京ガス S T コミュニット株式会社、新大久保商店街振興組合、株式会社 新宿高野、株式会社日本政策金融公庫 新宿支店、東京ガス都市開発株式会社、新菱冷熱工業、アトム通貨実行委員会、中落合一丁目みどり町会、株式会社八千代銀行、新宿環境リサイクル活動の会、株式会社マースエンジニアリング、株式会社ジャックス中央審査センター・VFJ サポートセンター・MB ローンセンター、牛込郵便局、明治安田生命新宿支社新宿中央営業部、明治安田生命保険相互会社、新宿 C S R ネットワーク、新宿東口商店街、新宿駅前商店街

◎区有施設

榎町特別出張所、若松町特別出張所、落合第一特別出張所、高田馬場創業支援センター、新宿消費生活センター分館、障害者生活支援センター、本塩町児童館、東五軒町児童館、北山伏児童館、中町児童館、早稲田南町児童館、富久町児童館、高田馬場第一児童館、高田馬場第二児童館、上落合児童館、中井児童館、北新宿第一児童館、西新宿児童館、子ども総合センター、北新宿子ども家庭支援センター、大久保第一保育園、長延保育園、戸山第二保育園、西早稲田保育園、百人町保育園、中落合第二保育園、早稲田南町保育園、柏木子ども園、あいじつ子ども園、大木戸子ども園、しなのまち子ども園、戸山第一子ども園、西落合子ども園、元気館、四谷保健センター、東新宿保健センター、東部公園管理事務所、西武公園管理事務所、新宿中央公園管理事務所、西早稲田リサイクル活動センター、市谷幼稚園、早稲田幼稚園、鶴巻幼稚園、余丁町幼稚園、大久保幼稚園、淀橋第四幼稚園、西戸山幼稚園、市谷小学校、早稲田小学校、牛込仲之小学校、大久保小学校、戸塚第一小学校、戸塚第二小学校、戸塚第三小学校、落合第一小学校、落合第二小学校、落合第三小学校、淀橋第四小学校、牛込第二中学校、西新宿中学校、本庁舎、大久保ことぶき館、高齢者いこいの家清風園、新宿地域交流館、山吹町地域交流館、下落合地域交流館、中落合地域交流館、北新宿第二地域交流館、弁天町保育園、東五軒町保育園、四谷子ども園、北新宿子ども園、西落合図書館

第二次環境基本計画の目標達成状況と今後の課題

ヒートアイランド現象の緩和に向けた対策としては、遮熱性舗装の導入や、放射量を減らし日陰をつくるみどりの確保、建築物の密集の改善など、複合的な対策をとることが必要です。

また、区民自ら熱の発生を抑えるため、空調の設定温度を適切に保つなど、省エネルギーへの取組も欠かせません。

新宿「みどりのカーテン」プロジェクトでは、育成に向けて、家庭でできる土のリサイクル講座や、生ごみからたい肥づくり講座などの講座を開き、平成 29 年度（2017 年度）は 2,259 枚のカーテンを設置し目標を達成しました。更に、地域間での交流が深まり「ウリトモ（瓜によって繋がった友達）」ができたという報告がありました。

平成 29 年度（2017 年度）の「新宿打ち水大作戦」は、9,948 人が参加し打ち水を実施。路面温度が 5～10 度程度下がるなど効果が確認できました。打ち水の中には、井戸水や再生水、排水を活用して行うものもありました。

環境配慮型舗装については、目標の達成に向けて今後も着実に推進していきます。

第二次環境基本計画の指標としては、ほぼ達成していますが、ヒートアイランド対策は取組を継続することが必要です。平成 30 年（2018 年）2 月に策定した第三次環境基本計画では、「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」を兼ねた計画としていることから、区民・事業者・区の各主体が個別の取組を具体的に示すことで、環境配慮行動を推進につながると考えています。

第二次環境基本計画の環境指標

環境指標	目標（H34）	平成 29 年度
○緑被率（各年時点での調査）	18.48% (2027 年度)	17.48% (H27)
○環境配慮型舗装の整備面積（年間）	50,305m ²	1,600 m ² 累計:42,128 m ²
○みどりのカーテン数（年間）	2,000 枚	2,259 枚

※緑被率調査は 5 年毎に実施。

※緑被率の目標は、平成 29 年度（2017 年度）のみどりの基本計画改定により変更。

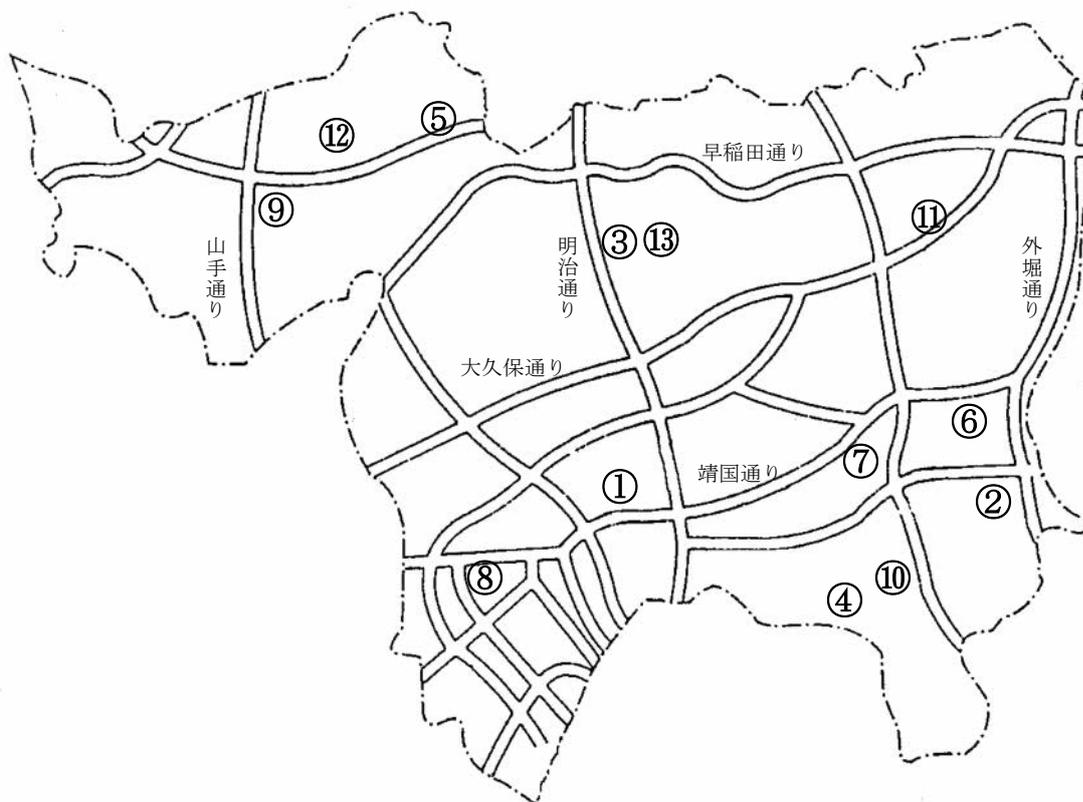
環境白書・資料編

1	環境測定結果	1 2 1
2	環境基準と測定関係用語集	1 3 0
3	公害の監視と苦情件数	1 3 5
4	ごみ・リサイクル	1 3 8
5	まち美化.....	1 3 9
6	路上喫煙率調査	1 4 1
7	新宿区の温室効果ガス排出量	1 4 3
8	環境行政のあゆみ	1 4 4

1 環境測定結果

(1) 大気汚染

①測定地点



測定地点	測定項目	測定期間
①本庁一般環境測定局 (区役所本庁舎2階)	窒素酸化物・浮遊粒子状物質・二酸化硫黄・一酸化炭素・光化学オキシダント・炭化水素・気象	常時監視
②四谷自動車排出ガス測定局 (四谷中学校内)	窒素酸化物・浮遊粒子状物質・一酸化炭素・気象	
③戸山自動車排出ガス測定局 (西早稲田中学校内)	窒素酸化物・浮遊粒子状物質・一酸化炭素・気象	
④国設東京新宿一般環境測定局 (内藤町11 東京都所管)	窒素酸化物・浮遊粒子状物質・二酸化硫黄・一酸化炭素・光化学オキシダント・炭化水素・気象・PM2.5	常時監視
⑤下落合自動車排出ガス測定局 (下落合2-2地先 東京都所管)	窒素酸化物・浮遊粒子状物質・一酸化炭素・微小粒子状物質(PM2.5)	
⑥市谷本村町交差点	窒素酸化物・浮遊粒子状物質 ※⑨のみ微小粒子状物質(PM2.5)	(平成29年度) 1/27~2/15
⑦住吉町交差点		
⑧成子坂下交差点		
⑨中落合二丁目交差点		
⑩四谷第六小学校	ダイオキシン類(PCDD・PCDF・コプラナーPCB)	年4回 各回7日間
⑪筆筒町特別出張所		
⑫落合第一特別出張所		
⑬西早稲田中学校		

②環境測定局

[平成 29 年度]

項目／測定局	二酸化窒素 (NO ₂)			浮遊粒子状物質 (SPM)			二酸化硫黄 (SO ₂)			一酸化炭素 (CO)		
	達成状況	98%値 ppm	年平均値 ppm	達成状況	2%除外値 mg/m ³	年平均値 mg/m ³	達成状況	2%除外値 ppm	年平均値 ppm	達成状況	2%除外値 ppm	年平均値 ppm
①本庁	○	0.045	0.024	○	0.041	0.022	○	0.003	0.001	○	0.7	0.4
②四谷	○	0.042	0.022	○	0.036	0.013	-	-	-	○	0.7	0.4
③戸山	○	0.040	0.020	○	0.038	0.017	-	-	-	○	0.7	0.4
④国設東京	○	0.037	0.018	○	0.037	0.016	○	0.003	0.001	○	0.5	0.3
⑤下落合	○	0.041	0.021	○	0.038	0.018	-	-	-	-	-	-
項目／測定局	オキシダント (O _x)			非メタン炭化水素 (NMHC)			微小粒子状物質 (PM2.5)					
	達成状況	1時間値の最高値 ppm	年平均値 ppm	達成状況	年平均値 ppmC	3時間平均値 (6~9時) ppmC	達成状況	98%値 μg/m ³	年平均値 μg/m ³			
①本庁	×	0.120	0.024	-	0.27	0.23	×	0.120	0.024			
②四谷	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
③戸山	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
④国設東京	×	0.134	0.044	-	0.15	0.53	○	24.8	10.3			
⑤下落合	-	-	-	-	-	-	○	34.8	14.2			

※各項目の環境基準については133ページ「環境基準と測定関係用語集」を参照

※非メタン炭化水素については、環境基準が設定されておりません。

[平成 25~29 年度]

測定局	年度	一酸化炭素 (CO)		二酸化窒素 (NO ₂)		浮遊粒子状物質 (SPM)	
		環境基準達成状況	年平均値 (ppm)	環境基準達成状況	年平均値 (ppm)	環境基準達成状況	年平均値 (mg/m ³)
①本庁	25	○	0.4	○	0.026	○	0.027
	26	○	0.5	○	0.027	○	0.027
	27	○	0.4	○	0.025	○	0.026
	28	○	0.4	○	0.023	○	0.023
	29	○	0.4	○	0.024	○	0.022
②四谷	25	○	0.5	○	0.024	○	0.018
	26	○	0.5	○	0.023	○	0.017
	27	○	0.4	○	0.022	○	0.016
	28	○	0.4	○	0.021	○	0.013
	29	○	0.4	○	0.022	○	0.013
③戸山	25	○	0.5	○	0.024	○	0.020
	26	○	0.5	○	0.024	○	0.020
	27	○	0.4	○	0.023	○	0.019
	28	○	0.4	○	0.022	○	0.016
	29	○	0.4	○	0.020	○	0.017

③交差点測定

[平成 29 年度]

測定地点	二酸化窒素 (NO ₂) ppm			浮遊粒子状物質 (SPM) mg/ m ³			測定 年月日
	平均値	日平均 最大値	環境基準 適合率	平均値	日平均 最大値	環境基準 適合率	
⑥市谷本村町交差点	0.024	0.041	100%	0.012	0.024	100%	1月27日 ~ 2月15日
⑦住吉町交差点	0.026	0.044	100%	0.017	0.033	100%	
⑧成子坂下交差点	0.025	0.044	100%	0.015	0.029	100%	
⑨中落合2丁目交差点	0.029	0.042	100%	0.016	0.029	100%	

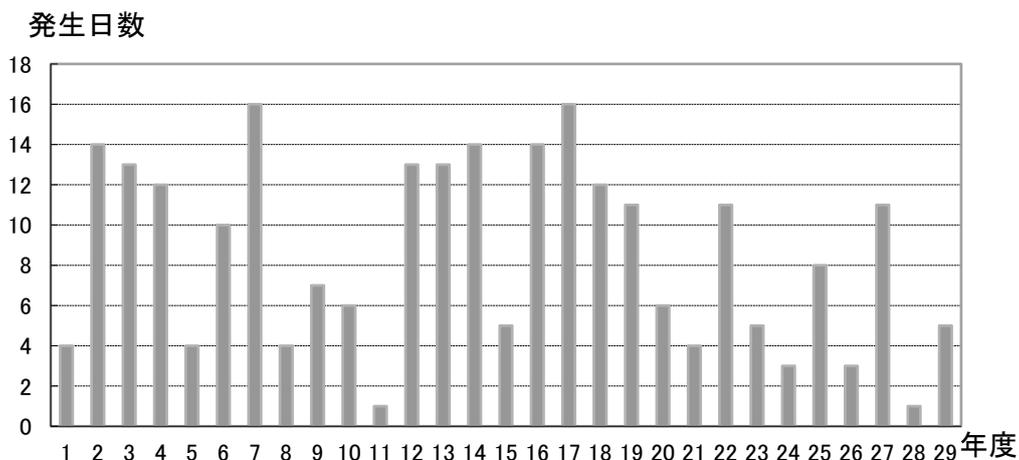
PM2.5の成分の測定結果

測定地点	硝酸塩類 (PM2.5) µg/m ³			有機性炭素	元素状炭素
	日平均	時間最大値	時間最小値	期間平均	期間平均
① 本庁	1.9	7.9	0.2	4.4	0.4
⑨中落合2丁目	2.6	11.6	0.0	4.3	0.4

[平成 25~29 年度]

測定地点	二酸化窒素 (NO ₂) ppm					浮遊粒子状物質 (SPM) mg/m ³				
	25	26	27	28	29	25	26	27	28	29
⑥市谷本村町	0.020	0.025	0.023	0.026	0.024	0.020	0.017	0.013	0.01	0.012
⑦住吉町	0.021	0.028	0.024	0.023	0.026	0.020	0.015	0.015	0.016	0.017
⑧成子坂下	0.017	0.024	0.021	0.023	0.025	0.018	0.014	0.013	0.015	0.015
⑨中落合2丁目	0.024	0.030	0.025	0.025	0.029	0.014	0.018	0.015	0.015	0.016

④(参考)光化学スモッグ注意報の発令回数



※ 光化学スモッグ注意報発令基準: オキシダント濃度が 0.12ppm 以上の状態が継続して発生することが予想されるとき

⑤ダイオキシン類調査(大気中)

[平成 29 年度]

単位: pg-TEQ/m³

測定場所	第 1 回	第 2 回	第 3 回	第 4 回	平均値	環境基準
	5/17~5/24	8/16~8/23	11/15~11/22	2/8~2/15		
⑩四谷第六小学校	0.013	0.019	0.028	0.015	0.019	0.6 以下
⑪箆筒町特別出張所	0.014	0.020	0.034	0.017	0.021	
⑫落合第一特別出張所	0.010	0.019	0.034	0.018	0.020	
⑬西早稲田中学校	0.013	0.016	0.035	0.018	0.021	
4箇所平均値 0.020						

[平成 25~29 年度]

単位: pg-TEQ/m³

測定場所	25	26	27	28	29
⑩四谷第六小学校	0.024	0.028	0.024	0.018	0.019
⑪箆筒町特別出張所	0.030	0.032	0.031	0.021	0.021
⑫落合第一特別出張所	0.021	0.029	0.024	0.020	0.020
⑬西早稲田中学校	0.024	0.031	0.024	0.021	0.021

⑥酸性雨

[平成 29 年度]

単位: pH

測定場所	第 1 回	第 2 回	第 3 回	第 4 回	※平均値
	6/12~7/11	7/11~8/9	8/9~9/7	9/7~10/6	
区役所本庁舎	6.2	5.3	4.7	5.4	5.2
四谷特別出張所	5.3	4.9	4.5	5.1	4.9
落合第一特別出張所	5.2	4.8	4.4	5.1	4.8
平均値	5.6	5.0	4.5	5.2	5.0

※回収水量で重み付けした加重平均により算出。

[平成 25~29 年度]

単位: pH

年度	25	26	27	28	29
区役所本庁舎	4.9	5.4	5.4	5.6	5.2
四谷特別出張所	4.9	5.0	5.0	4.8	4.9
落合第一特別出張所	4.9	5.1	5.1	5.0	4.8
平均値	4.9	5.1	5.1	5.1	5.0

[平成 25～29 年度]

調査項目	年度	①神田川久保前橋	②神田川高戸橋	③妙正寺川四村橋
BOD (mg/ℓ)	25	1.2	1.4	1.8
	26	1.4	1.6	1.0
	27	1.9	2.6	2.4
	28	7.0	6.1	3.3
	29	1.0	1.4	1.0
DO (mg/ℓ)	25	10.4	8.6	9.2
	26	10.5	8.2	9.5
	27	10.1	8.2	9.0
	28	9.2	8.2	8.5
	29	10.3	8.3	9.9
COD (mg/ℓ)	25	3.5	6.8	5.6
	26	2.7	7.7	5.2
	27	2.8	6.9	5.2
	28	5.9	8.5	5.2
	29	2.8	7.3	5.6

※年間を通じ、4回の採水による測定の平均値です。

③地下水調査

区内の井戸水や湧水を調査したものです。

[平成 29 年度]

調査物質名	トリクロエチレン	テトラクロエチレン	1,1,1-トリクロエタン	塩化ビニルモノマー
調査検体数	60	60	60	60
検出数	3	6	0	3
定量下限値	0.001 mg/ℓ	0.0002 mg/ℓ	0.0002 mg/ℓ	0.0002 mg/ℓ
基準超過検体数	0	1	0	0
人の健康の保護に関する環境基準	0.01mg/ℓ以下	0.01mg/ℓ以下	1mg/ℓ以下	0.002mg/ℓ以下

※塩化ビニルモノマーは H29 年度から追加

[平成 25～29 年度]

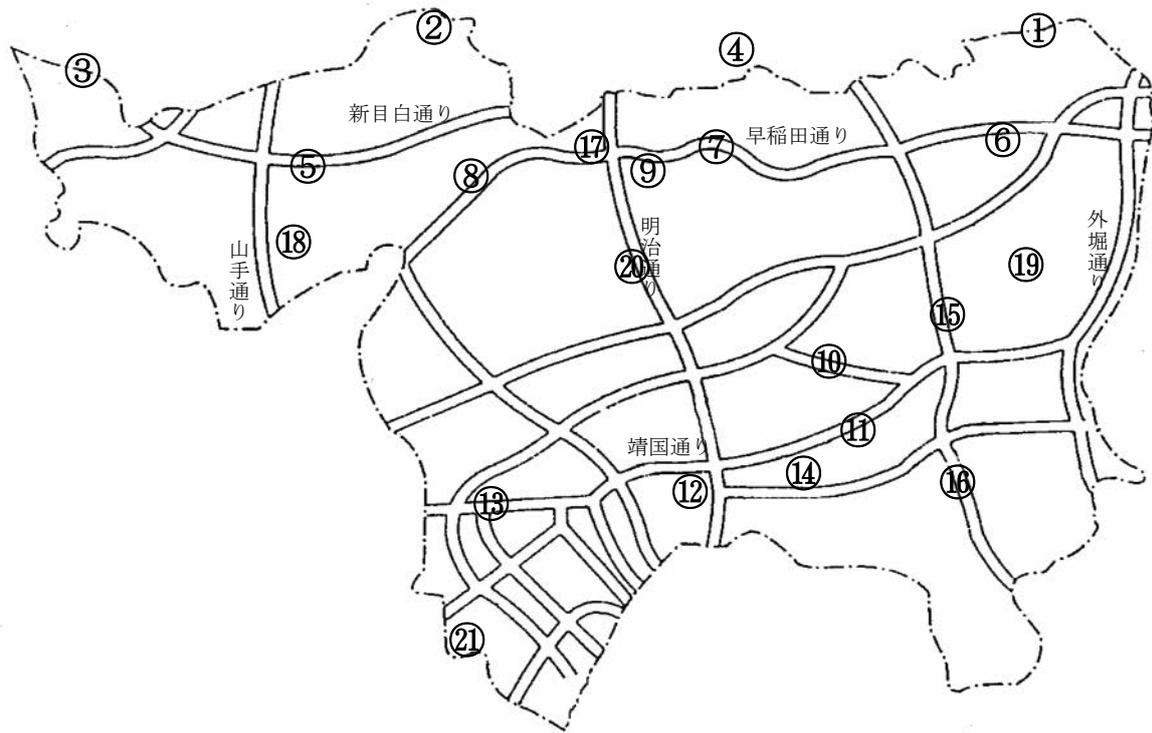
年度	調査件数	検出数 (4物質のいずれか) H28年度までは3物質	「人の健康の保護に関する 環境基準」を超えた件数
25	60	12	2
26	60	10	2
27	60	10	2
28	60	5	1
29	60	10	1

(3) 騒音・振動

① 自動車騒音常時監視（環境基準に関する測定）

年度	道路名	調査区間	環境基準達成率（％）	
			昼間	夜間
26	飯田橋石神井新座線（早稲田通り）	西早稲田 3-28～北新宿 4-8	100	95.7
	飯田橋石神井新座線（諏訪通り）	上落合 1-4～上落合 2-28	100	99.5
	環状 3 号線（外苑東通り）	馬場下町 62～早稲田鶴巻町 565	100	99.5
	外濠環状線（外堀通り）	四谷 1～下宮比町 1	100	99.7
	四谷角筈線	四谷 1-1～南元町	99.1	99.1
	角筈和泉町線	西新宿 2-10～西新宿 3-20	100	95.7
27	千代田練馬田無線	下宮比町 1～水道町 3	94.8	77.2
	新宿両国線	北新宿 2-21～住吉町 6	100	88.4
	新宿両国線	住吉町 6～片町 1	100	97.4
	環状 6 号線	西新宿 3-19～西新宿 4-8	99.9	95.1
	環状 6 号線	上落合 2-29～中落合 2-12	99.3	94.2
	環状 6 号線	中落合 2-12～中落合 3-1	98.8	88.0
	鮫洲大山線	西落合 3-30～西落合 4-25	100	97.9
	新宿副都心 8 号線	西新宿 1-20～西新宿 1-26	100	100
	新宿副都心 9 号線	西新宿 1-20～西新宿 7-20	100	95.5
	新宿副都心 12 号線	西新宿 3-7～西新宿 8-19	100	99.9
	新宿副都心 13 号線	西新宿 3-9～北新宿 2-21	100	99.5
28	東京所沢線	西新宿 7-10～北新宿 2-22	99.9	96.4
	東京所沢線	新宿 5-6～西新宿 7-10	100	92.2
	千代田練馬田無線	下落合 3-17～中落合 3-1	100	91.1
	千代田練馬田無線	中落合 3-1～西落合 3-1	98.7	86.1
	千代田練馬田無線	西早稲田 1-23～西早稲田 1-4	99.0	96.8
	飯田橋石神井新座線	下宮比町 1～神楽坂 5-12	99.9	99.9
	飯田橋石神井新座線	岩戸町 22～矢来町 43	100	100
	飯田橋石神井新座線	矢来町 27～西早稲田 2-21	100	99.7
	北品川四谷線	大京町 31～四谷 4-28	99.6	78.2
	北品川四谷線	四谷 4-28～富久町 16	99.9	87.0
	新宿停車場前線	新宿 3-23～四谷 4-28	100	95.5
	淀橋渋谷本町線	西新宿 6-16～西新宿 4-5	100	99.8
29	一般国道 20 号	四谷 1-1～内藤町	99.9	96.2
	一般国道 20 号	内藤町～新宿 3-32	100	95.8
	新宿両国線	新宿 5-16～市谷田町	100	93.9
	神楽坂高円寺線	神楽坂～市谷柳町	100	99.8
	神楽坂高円寺線	市谷柳町～大久保 2-1	100	100
	神楽坂高円寺線	大久保 2-1～北新宿 3-36	100	99.6
	落合井草線	西落合 3-1～西落合 2-15	99.6	96.5

②自動車騒音・道路交通振動（要請限度に関する測定）



[平成 29 年度]

単位：dB（デシベル）

調査地点	道路名	車線	用途地域	騒音				振動			
				昼間	基準値	夜間	基準値	昼間	基準値	夜間	基準値
①新小川町 6-27	目白通り	4	商業地域	73	75	71	70	43	70	42	65
②下落合 3-18-5	目白通り	2	商業地域	72	75	70	70	48	70	43	65
③西落合 4-3-9	目白通り	4	第1種住居	70	75	68	70	51	65	48	60
④西早稲田 1-16-31	新目白通り	4	商業地域	74	75	71	70	41	70	37	65
⑤中落合 1-3-9	新目白通り	4	準工業	74	75	70	70	54	70	50	65
⑥神楽坂 6-58	早稲田通り	1	商業地域	66	75	64	70	44	70	44	65
⑦西早稲田 1-4-14	早稲田通り	4	商業地域	68	75	64	70	54	70	49	65
⑧高田馬場 4-13-8	早稲田通り	2	商業地域	68	75	66	70	45	70	41	65
⑨西早稲田 2-14-4	諏訪通り	4	第1種住居	65	75	60	70	39	65	34	60
⑩余丁町 4-15	余丁町通り	2	近隣商業	65	75	64	70	45	70	42	65
⑪富久町 8-25	靖国通り	4	商業地域	72	75	70	70	41	70	39	65
⑫新宿 5-16-5	靖国通り	10	商業地域	72	75	69	70	48	70	45	65
⑬西新宿 8-14-19	青梅街道	4	商業地域	71	75	69	70	44	70	41	65
⑭新宿 1-7-3	新宿通り	4	商業地域	71	75	70	70	40	70	33	65
⑮市谷仲之町 44	外苑東通り	4	第2種住居	66	75	62	70	48	65	43	60
⑯左門町 15	外苑東通り	4	商業地域	69	75	66	70	48	70	44	65
⑰高田馬場 2-1-1	明治通り	4	商業地域	72	75	71	70	52	70	51	65
⑱中落合 1-14-22	山手通り	4	第1種中高層	74	75	73	70	44	65	43	60
⑲納戸町 36	区道 34-191	1	第2種中高層	61	65	55	55	37	65	32	60
⑳大久保 3-1-2	明治通り	4	商業地域	72	75	70	70	48	70	45	65
㉑西新宿 4-39-5	山手通り	6	商業地域	70	75	70	70	43	70	44	65

[平成 25～29 年度]

単位：dB(デシベル)

測定地点		年度		騒音（昼間）					振動（昼間）				
		25	26	27	28	29	25	26	27	28	29		
①新小川町 6-27	目白通り	72	73	74	73	73	43	42	43	44	43		
②下落合 3-18-5 ※1	目白通り	71	71	71	72	72	48	48	48	48	48		
③西落合 4-3-9	目白通り	74	74	73	74	70	54	53	53	54	51		
④西早稲田 1-13-5 ※2	新目白通り	72	73	72	74	74	43	41	42	41	41		
⑤中落合 1-3-8 ※3	新目白通り	75	75	75	74	74	52	54	52	53	54		
⑥神楽坂 6-58	早稲田通り	66	67	67	66	66	45	45	44	44	44		
⑦西早稲田 1-4-14 ※4	早稲田通り	68	68	68	68	68	44	51	44	53	54		
⑧高田馬場 4-13-8	早稲田通り	67	68	69	69	68	44	45	45	45	45		
⑨西早稲田 2-14-4	諏訪通り	69	68	68	69	65	47	47	46	46	39		
⑩余丁町 4-15 ※5	余丁町通り	63	67	67	66	65	43	43	43	44	45		
⑪富久町 8-25	靖国通り	71	72	71	72	72	41	40	41	40	41		
⑫新宿 5-16-5	靖国通り	70	71	72	71	72	48	49	48	48	48		
⑬西新宿 8-14-18 ※6	青梅街道	67	67	65	70	71	46	46	47	45	44		
⑭新宿 1-7-3	新宿通り	70	69	69	70	71	38	38	40	40	40		
⑮市谷本村町 7-3 ※7	外苑東通り	69	69	69	66	66	48	48	49	48	48		
⑯左門町 13 ※8	外苑東通り	68	69	68	69	69	49	48	49	49	48		
⑰高田馬場 2-1-1	明治通り	73	73	73	72	72	53	52	52	52	52		
⑱中落合 1-14-22	山手通り	72	72	73	74	74	42	43	42	42	44		
⑲納戸町 36	区道	62	62	61	62	61	38	37	37	37	37		
⑳大久保 3-1-3 ※9	明治通り	75	75	75	73	72	40	45	46	56	48		
㉑西新宿 4-22-13 ※10	山手通り	68	70	70	72	70	36	40	41	42	43		

(注) [-]は工事のため、それぞれ測定不可。

調査地点付近での工事実施に伴う地点の変更あり

※1 平成 25～27 年度は下落合 3-19-3 で測定

※2 平成 25～28 年度は、西早稲田 1-16-31 で測定

※3 平成 25～28 年度は、中落合 1-3-9 で測定

※4 平成 25 年度は、西早稲田 1-2-6 で測定 平成 27 年度は、西早稲田 1-3-9 で測定

※5 平成 25・27 年度は、余丁町 1 で測定

※6 平成 28・29 年度は、西新宿 8-14-19 で測定

※7 平成 28・29 年度は、市谷仲之町 44 で測定

※8 平成 28・29 年度は、左門町 15 で測定

※9 平成 28・29 年度は、大久保 3-1-2 で測定

※10 平成 26・28 年度は、西新宿 4-39-5 で測定

※11 平成 29 年度は、西早稲田 2-17-3 で測定

2 環境基準と測定関係用語集

● 環境基準

環境基本法によって規定されている人の健康を保護し、生活環境を保全する上で、維持することが望ましい基準。大気汚染・水質汚濁・土壌汚染・騒音の4種類について定められている。

(1) 大気汚染に係る環境基準

二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること
一酸化炭素	1時間値の1日平均が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること
微小粒子状物質(PM _{2.5})	年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ1日平均値が35μg/m ³ 以下であること

(2) 水質汚濁に係る環境基準

①(生活環境の保全に関する環境基準B類)

水素イオン濃度 (pH)	6.5以上8.5以下
生物学的酸素要求量	3mg/l以下
浮遊物質	25mg/l以下
溶存酸素量	5mg/l以上

②(生活環境の保全に関する環境基準C類)

水素イオン濃度 (pH)	6.5以上8.5以下
生物学的酸素要求量	5mg/l以下
浮遊物質	50mg/l以下
溶存酸素量	5mg/l以上

③(人の健康の保護に関する環境基準)

テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下
トリクロロエチレン	0.01mg/l以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l以下
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/l以下

※塩化ビニルモノマーはH29年度から追加

(3) ダイオキシン類の環境基準

大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水質	1pg-TEQ/l以下
土壌	1000pg-TEQ/g以下

(4) 騒音に係る環境基準

単位：dB（デシベル）

地域 類型	当てはめ地域	地域の区分	時間の区分	
			昼 間 (6時～22時)	夜 間 (22時～6時)
A	第1種低層住居専用地域	一 般 地 域	55 以下	45 以下
	第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 以下	55 以下
B	第1種住居地域	一 般 地 域	55 以下	45 以下
	第2種住居地域 準住居地域	2車線以上の車線を有する道路に面する地域	65 以下	60 以下
C	近隣商業地域	一 般 地 域	60 以下	50 以下
	商業地域 準工業地域	車線を有する道路に面する地域	65 以下	60 以下

備考：車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。この場合において、上表の、A・B類型の「2車線以上の車線を有する道路」及びC類型の「車線を有する道路」が幹線交通を担う道路の場合、これに近接する空間については上表に関わらず特例として次表のとおりとする。

昼 間	夜 間
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。	

注：「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、及び市町村道（市町村道にあっては、4車線以上の区間に限る。）等を表し、「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、以下のように車線数の区分に応じて道路端からの距離によりその範囲を特定する。

- ・ 2車線以下の車線を有する道路 15メートル
- ・ 2車線を超える車線を有する道路 20メートル

● 要請限度(参考)

区長は、自動車騒音又は道路交通振動が環境省令で定める限度(要請限度)を超えることにより、道路周辺的生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、東京都公安委員会などに対して、道路交通法の規定による最高速度制限などの措置をとることを要請できる。

(1) 自動車騒音に係る要請限度

単位: dB (デシベル)

区域の区分	当てはめ地域	車線等	時間の区分	
			昼間 (6時~22時)	夜間 (22時~翌6時)
a 区域	第1種低層住居専用地域	1車線	65	55
	第2種低層住居専用地域	2車線以上	70	65
	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	近接区域	75	70
b 区域	第1種住居地域	1車線	65	55
	第2種住居地域 準住居地域	2車線以上 近接区域	75	70
c 区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	1車線 2車線以上 近接区域	75	70
記事	<ul style="list-style-type: none"> ・車線とは1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な幅員を有する帯状の車道部分をいう。 ・近接区域とは、幹線交通を担う道路に近接する区域をいい、幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び4車線以上の区市町村道をいう。近接する区域とは、車線の区分に応じた道路端からの距離が2車線以下の車線を有する道路は15m、2車線を越える車線を有する道路は20mの範囲とする。 			

(2) 道路交通振動に係る要請限度

単位: デシベル

区域の区分	当てはめ地域	時間の区分				
		8時	昼間	19時	夜間	8時
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域		65		60	
第2種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域		70		65	
第2種区域に該当する地域に接する地先は、第2種区域の基準が適用される。						

● 測定関係用語集

アンモニア性窒素

アンモニアおよびアンモニウム塩に含まれる窒素のこと。水系におけるアンモニア性窒素の存在は、近い過去にし尿（ふん尿を含む）による汚染のあった可能性を示す指標となる。

一酸化炭素（CO）

炭素を含む物質（重油、石炭ガスなど）の不完全燃焼により発生する、無色無臭で強い毒性を持つ大気汚染物質。血液中のヘモグロビンと結合して酸素の補給を妨げ、酸欠を起こしたり、中枢神経を麻痺させたりする。現在は自動車燃料の改良などにより、大気中における一酸化炭素濃度は環境基準を大きく下回っている。

化学的酸素要求量（COD）

水中の汚れを化学的に酸化して無害なものにするために必要な酸素量。湖沼・海域における環境基準の項目の一つで、この値が大きいほど水は汚れている。5mg/ℓ以下であれば魚が生息しやすく、10mg/ℓを超えると魚が生息するのは難しいと言われている。

光化学オキシダント

自動車や工場などから排出される窒素酸化物と炭化水素が太陽の強い紫外線を受け、光化学反応を起こして発生するオゾンなどの酸化性物質。光化学スモッグの主原因となる。

光化学スモッグ

光化学オキシダントが地表近くにたまり、白くもやがかかったような状態。夏、日差しが強く風のない日に多発する。人体に有害で、目がチカチカしたり、のどが痛くなったりする。

水素イオン濃度（pH）

水の酸性、アルカリ性の度合いを表す数値。1（強酸性）から14（強アルカリ性）まであり、7が中性。河川は中性に近い水質が望ましい。

河川水に工場排水や生活排水などが流入すると、酸性あるいはアルカリ性になることがある。

生物化学的酸素要求量（BOD）

微生物が水中の汚れ（有機物）を食べる（酸化）時に必要な酸素の量。川の汚れを表す代表的な指標で、この値が高いほど川は汚れている。5mg/ℓ以下が望ましいとされる。

ダイオキシン類

塩素を含む有機化学物質で、ものを燃やす時に発生しやすく毒性があることから、環境への汚染と人体への影響が問題となっている。

通常、環境中や食品に含まれる量は微量であるため、日常の生活で影響があることはほとんどない。

浮遊物質 (SS)

水中に浮遊している不溶性の物質。水の濁りの原因となる。光の透過を妨げ、川底に堆積すると生物に悪い影響を及ぼす。50mg/l以下が望ましい。

二酸化硫黄 (SO₂)

腐敗した卵に似た刺激臭のある無色の気体。石炭や石油などに含まれる硫黄が燃焼時に酸化して発生する。呼吸器を刺激し、せき、ぜん息、気管支炎などの障害を引き起こす。健康被害の代表的な例として、1961年頃より発生した四日市ぜん息があげられる。

燃料の低硫黄化などの対策が進み、1980年代には全国的に環境基準を達成するまでに改善している。

長期的評価・短期的評価

各種大気汚染物質の環境基準適合状況を評価する方法。

長期的評価:年間の1日平均値のうち、高い方から2%の範囲にあるもの(365日分の測定値がある場合は7日間分の測定値)を除外した後の最高値(2%除外値)を環境基準と比較して評価する。ただし、環境基準を超える日が2日以上連続した場合には非達成と評価する。二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質に適用する。二酸化窒素の場合は低いほうから98%に相当するもの(98%値)を環境基準と比較して評価する。

短期的評価:測定を行った日についての1日平均値、8時間平均値または1時間値を環境基準と比較して評価を行う。

二酸化窒素 (NO₂)

大気中の窒素酸化物の主要成分。燃料などの燃焼により発生したNOの酸化で生成する、代表的な大気汚染物質である。のどや肺を刺激し、気管支炎、肺機能低下などの原因となる。

二酸化窒素そのものが大気汚染物質であるが、光化学オキシダントの原因物質でもある。

非メタン炭化水素 (NMHC)

メタン以外の炭化水素の総称。光化学オキシダントの原因物質として古くから対策が進められてきた。主な発生源は、塗料や自動車の排気ガスである。

浮遊粒子状物質 (SPM)

大気中に浮遊している微粒子で、粒径が10 μ m [1 μ m=0.001mm]以下のものを言う。ディーゼル自動車から比較的多く排出され、工場や事業場からも排出される。呼吸器類の疾患など、微粒子に含まれる有害物質による様々な影響が懸念されている。

PM_{2.5}

大気中に浮遊している微粒子で、粒径が2.5 μ m [1 μ m=0.001mm]以下のものを言う。粒径が小さいため、肺の深部まで入り込んで呼吸器類の疾患を引き起こすと懸念されている。

環境基準は「1年平均値が15 μ g/m³以下であり、かつ、1日平均値が35 μ g/m³以下であること。」とされている。

メチレンブルー活性物質 (MBAS)

合成洗剤の主成分である陰イオン界面活性剤が、メチレンブルー水溶液と反応してできた複合体をいう。MBAS濃度は、合成洗剤等による河川の汚濁の指標として用いる。

溶存酸素 (DO)

水中に溶けている酸素の量。気圧、水温などにより溶解する量の変動する。

河川や海域の自浄作用、魚類などの水生生物の生活には不可欠で、一般に魚介類の生存には3mg/l以上、好気性微生物が活発に活動するためには3mg/l以上が必要とされている。

3 公害の監視と苦情件数

(1) 事業場数

①環境確保条例に基づく工場・指定作業場数 (各年度末現在)

年度	25	26	27	28	29
工場	1,039	1,023	1,004	987	971
指定作業場	1,001	1,004	1,006	999	995

②種別事業場数 (平成 29 年度末現在)

工場		指定作業場	
印刷・製本・製版関連	581	自動車駐車場	559
食品	94	ボイラーを有する事業場	148
自動車整備	52	洗濯施設を有する事業場	100
金属製品加工関連	35	ガソリンスタンド	29
その他	209	その他	159
計	971	計	995

(2) 石綿除去等作業・建設作業届出件数

種類 年度	石綿含有建築物 解体等作業	特定建設作業届	
		騒音	振動
25	118	468	286
26	102	464	275
27	118	461	288
28	128	493	304
29	134	497	318

(3) 各種調査・報告状況

①燃料調査

年度	調査件数	工場数	指定作業場数	硫黄分析数
25	39	3	36	16
26	33	2	31	14
27	32	2	30	10
28	31	2	29	13
29	24	2	22	13

②拡声機騒音調査

年度	調査件数	注意指導件数
25	921	72
26	527	51
27	496	67
28	440	59
29	436	39

対象：歌舞伎町、新宿駅周辺（西口・東口）、大久保地区の拡声機を持つ店舗等

③適正管理化学物質使用量報告（上位5物質他）

（単位：t）

年度	25	26	27	28	29※
化学物質名					
トルエン	3,699	3,568	3,435	3,177	3,245
キシレン	1,473	1,391	1,335	1,219	1,237
ヘキサン	768	761	763	708	731
ベンゼン	162	156	157	146	151
塩酸	73	62	48	62	53
その他	129	127	103	96	92
計	6,304	6,065	5,841	5,408	5,509

※平成30年8月末現在

④適正管理化学物質排出量報告（上位3物質他）

（単位：t）

年度	25	26	27	28	29※
化学物質名					
イソプロピルアルコール	24	14	5.5	2.1	3.7
アセトン	6	7	6.0	6.0	3.4
ヘキサン	5	4	3.5	3.2	0.3
その他	15	15	14	15	14
計	50	40	29	26	21

※平成30年8月末現在

※過去に上位物質であったイソプロピルアルコールは印刷業の技術革新等により減少傾向にあります。

⑤揚水量報告

年	揚水施設数	揚水量 (m ³)
25	85	970,930.0
26	85	1,070,787.4
27	85	948,592.0
28	88	955,802.3
29	88	970,778.0

(4) 苦情・相談件数

①種類別苦情件数

年度	総数	ばい煙	粉じん	悪臭	汚水	騒音	振動	その他
25	203	2	16	12	0	122	35	16
26	157	1	17	23	0	85	23	8
27	237	2	39	21	1	131	30	13
28	192	6	21	27	0	91	29	18
29	160	1	18	19	1	87	25	9

※1件につき2公害以上の苦情があった場合はそれぞれ1件としているので実際の苦情件数より多くなっています。

②発生源別苦情件数

年度	総数	工場	指定 作業場	建設 作業	一般
25	140	2	3	86	49
26	157	5	1	101	50
27	237	8	2	157	70
28	192	1	2	115	74
29	160	1	0	102	57

③相談件数

年度	総数	ばい煙 粉じん	騒音	振動	悪臭	土壌汚染	カラス ハクビシン等	その他
25	2,495	70	288	50	64	1,662	245	116
26	2,637	62	265	34	138	1,860	201	77
27	2,961	76	295	47	121	2,041	274	107
28	3,081	62	259	55	106	2,148	308	143
29	3,161	83	314	67	99	2,130	301	167

※ ばい煙・粉じんにアスベスト相談を含んでいます。

※ 土壌汚染相談件数は、窓口での事業場台帳閲覧件数です。

④ 苦情処理満足度

年度	25	26	27	28	29
苦情処理件数	173	132	167	104	173
苦情処理満足度 (%)	65	86	84	80	75

※苦情処理満足度とは、年間の苦情処理件数のうち、相談者が苦情処理に対して「満足」又は「一応満足」と感じた件数の割合 (%) を言います。(「満足」、「一応満足」以外には、「あきらめ」、「不満」、「不明」があります。)

4 ごみ・リサイクル

(1) ごみ収集量

単位:t

年度	燃やすごみ	金属・陶器・ガラスごみ	粗大ごみ	計
25	69,161	3,136	2,559	74,856
26	67,772	2,861	2,376	73,009
27	67,870	2,253	2,335	72,459
28	66,903	2,258	2,303	71,464
29	67,004	2,164	2,287	71,455

※端数処理のため、項目の集計値が回収量総数と一致しない場合があります。

(2) 資源回収

単位:t

年度	品目別									回収量総数
	古紙	びん	缶	プラスチック容器包装	ペットボトル	乾電池	紙パック	白色トレイ	電子機器 使用済小型	
25	6,081	3,548	1,168	1,643	1,444	53	14	1	-	13,952
26	5,987	3,627	1,232	1,672	1,387	54	13	1	1	13,974
27	5,989	3,566	1,316	1,807	1,303	66	14	1	1	14,063
28	5,803	3,494	1,282	1,735	1,390	63	13	1	1	13,783
29	5,879	3,546	1,095	1,657	1,471	65	11	1	13	13,738

※端数処理のため、項目の集計値が回収量総数と一致しない場合があります。

(3) 集団回収

(地域住民が自主的に回収の方法を決め回収業者に直接引き渡す方法)

単位:kg

年度	資源集団回収 (団体数)	資源集団 回収量	品目別						
			新聞	雑誌	段ボール	その他紙	生きびん	アルミ缶類	古布
25	466	6,414,566	3,322,530	1,759,854	1,006,185	98,139	1,446	123,990	102,422
26	501	6,198,110	3,136,495	1,694,096	1,045,551	90,204	0	130,621	101,143
27	518	6,149,613	2,949,717	1,737,057	1,147,513	83,441	0	126,932	104,953
28	535	6,055,243	2,792,711	1,719,461	1,224,177	80,092	0	138,887	99,915
29	550	5,877,329	2,607,219	1,660,842	1,273,188	83,678	0	143,409	108,993

(4) 持込みごみ

単位:t

年度	25	26	27	28	29
持込みごみ推計値(※)	77,608	77,963	81,140	82,433	82,580

※持込みごみ推計値:一般廃棄物処理業者が収集し、または排出事業者が直接清掃工場等に持込む事業系ごみ。23区全体の発生量から算定。

(5) 資源化率

単位(資源化率を除く):t

種別	25	26	27	28	29
A:ごみ(燃やす、金属・陶器・ガラス、粗大)	74,856	73,009	72,459	71,464	71,455
B:資源回収	13,952	13,974	14,063	13,783	13,738
C:集団回収	6,415	6,198	6,150	6,055	5,877
D:合計(A+B+C)	95,223	93,181	92,671	91,303	91,071
資源化率(%):(B+C)/D	21.4	21.6	21.8	21.7	21.5

※端数処理のため、項目の集計値が回収量総数と一致しない場合があります。

5 まち美化

(1) 秋の地域ごみゼロ運動(毎年10月~12月に実施)

[平成29年度](各特別出張所の報告による)

出張所	特別参加団体数	商店会・町会	事業所	幼稚園・学校	団体その他	官庁・区役所	参加人数
四谷	39	18	16	0	3	2	535
筆筒町	16	5	6	3	1	1	616
榎町	9	8	0	0	0	1	253
若松町	12	11	0	0	0	1	188
大久保	22	10	4	2	1	5	156
戸塚	4	3	1	0	0	0	115
落合第一	8	2	0	3	2	1	290
落合第二	5	4	1	0	0	0	196
柏木	11	9	1	0	0	1	246
角筈	12	0	11	0	0	1	310
区役所	82	36	37	1	5	3	563
計	220	106	77	9	12	16	3,468

[平成 25～29 年度]

実施回数・年	参加団体数	参加人数
第 12 回(平成 25 年)	124	3,137
第 13 回(平成 26 年)	193	3,065
第 14 回(平成 27 年)	208	3,486
第 15 回(平成 28 年)	179	3,233
第 16 回(平成 29 年)	220	3,468

(2) 春のごみゼロデー(毎年 5 月 30 日実施)

[平成 29 年度]

参加団体種別	参加団体数	参加人数
町会・自治会・商店会等	96	1,591
事業者	120	1,099
学校関係	20	1,528
官公庁・区役所	15	203
その他団体・個人	17	465
合 計	268	4,886

[平成 25～29 年度]

実施回数・年度	参加団体数	参加人数
第 13 回(平成 25 年)	277	4,725
第 14 回(平成 26 年)	258	5,670
第 15 回(平成 27 年)	177	4,011
第 16 回(平成 28 年)	141	4,290
第 17 回(平成 29 年)	268	4,886

6. 路上喫煙率調査

(1) 駅周辺調査地点(40箇所)

朝調査時間別区分
A 7:30~8:30計測
B 8:00~9:00計測
C 7:30~9:00計測

平成29年
(朝)

(朝)

(朝)

平成30年
(朝)

新No.	旧No.	調査地点	時間区分	6月19日		傾向	9月4日		傾向	12月4日		傾向	3月5日	
				天候:晴れ			天候:曇りのち雨			天候:晴れ			天候:曇り	
				喫煙者数	喫煙者割合		喫煙者数	喫煙者割合		喫煙者数	喫煙者割合		喫煙者数	喫煙者割合
1	1	大江戸線落合南長崎駅前北側	A	4	2.14%	↓	1	0.91%	↓	0	0.00%	↑	1	0.79%
2	3	西武新宿線下落合駅北側	A	187	0.19%	↓	110	0.00%	↑	118	0.19%	↓	127	0.00%
3	4	大江戸線中井駅前東側	A	1	0.00%	→	0	0.00%	↑	3	1.05%	↑	4	1.48%
4	5	東西線落合駅2番出口前	A	391	0.00%	↑	348	0.10%	→	287	0.11%	↓	270	0.00%
5	8	JR・西武・高田馬場駅 稲門ビル前	B	0	0.00%	→	1	0.00%	→	1	0.00%	→	0	0.00%
6	9	JR・西武・高田馬場駅 名店ビル前	B	0	0.00%	→	0	0.00%	→	0	0.00%	→	0	0.00%
7	11	JR大久保駅前	B	5,643	0.11%	↑	3,821	0.16%	↓	6,031	0.00%	→	4,618	0.05%
8	12	JR新大久保駅前西側	B	3	0.04%	↑	3	0.07%	↓	2	0.10%	↑	1	0.34%
9	13	JR新大久保駅前東側	B	2,694	0.04%	→	1,859	0.07%	↓	2,514	0.00%	↑	2,045	0.29%
10	14	東西線早稲田駅前西側	B	1	0.00%	→	4	0.03%	→	2	0.03%	→	8	0.03%
11	17	東西線神楽坂駅神楽坂口前	B	2,225	0.00%	↑	2,136	0.07%	↓	2,068	0.00%	↑	2,045	0.00%
12	18	有楽町線飯田橋駅前南側	B	1	0.04%	→	2	0.07%	↓	0	0.00%	↑	1	0.03%
13	20	西武新宿駅北口前	B	2,657	0.00%	→	2,925	0.03%	→	3,111	0.03%	→	2,988	0.00%
14	21	大江戸線東新宿駅前西側	B	0	0.00%	→	1	0.07%	↓	0	0.00%	→	0	0.00%
15	22	大江戸線東新宿駅前東側	B	1,978	0.00%	↑	1,458	0.00%	↓	1,892	0.37%	→	1,260	0.00%
16	23	大江戸線若松河田駅河田口前	A	0	0.00%	→	0	0.00%	↑	1	0.00%	↓	0	0.00%
17	26	大江戸線牛込柳町駅東口前	A	230	0.00%	→	254	0.00%	↑	267	0.00%	↓	306	0.00%
18	27	大江戸線牛込神楽坂駅前西側	A	0	0.00%	→	0	0.00%	→	0	0.00%	→	0	0.00%
19	30	丸ノ内線西新宿駅 アイランドアトリウム前	B	371	0.00%	→	275	0.00%	→	311	0.00%	→	272	0.00%
20	31	丸ノ内線西新宿駅C8出口前	B	7	0.68%	↓	1	0.10%	→	1	0.09%	↑	2	0.19%
21	32	大江戸線東新宿駅西側	B	1,024	0.25%	↑	4	0.37%	↓	2	0.18%	↑	6	0.55%
22	33	大江戸線東新宿駅前東側	B	3	0.33%	↑	0	0.00%	↓	2	0.21%	↑	0	0.00%
23	35	新宿駅西口 カリヨン橋上	B	904	0.00%	↓	909	0.00%	↑	946	0.00%	↓	940	0.00%
24A	36	丸ノ内線新宿駅西口駅 第2アオビビル前	B	0	0.00%	→	0	0.00%	→	0	0.00%	→	0	0.00%
24B	37	丸ノ内線新宿駅 バンドラビル前 クロサワ楽器前	C	1,052	0.06%	→	995	0.07%	↑	1,069	0.37%	↓	976	0.00%
25	38	都営新宿線曙橋駅前	B	1	0.00%	→	0	0.00%	↑	4	0.12%	↓	0	0.00%
26	39	南北線市ヶ谷駅 ランゴスタビル前	B	683	0.19%	↑	679	0.24%	↑	819	0.60%	↓	811	0.28%
27	41	大江戸線西新宿五丁目駅A1出口前	B	1	0.00%	↑	1	0.00%	↑	3	0.20%	↓	1	0.11%
28	43	大江戸線都庁駅前	B	527	0.00%	→	417	0.00%	↑	502	0.03%	↓	357	0.00%
29A	45	新宿駅西口 明治安田生命ビル前 明治安田生命ビル側	B	0	0.00%	→	0	0.00%	↑	3	0.20%	↓	2	0.00%
29B	46	新宿駅西口 明治安田生命ビル前 ヨドバシカメラ側	B	1,676	0.00%	→	1,180	0.00%	↑	1,521	0.00%	↓	1,862	0.00%
30	47	新宿駅南口 国際通ビル前	B	0	0.00%	→	0	0.10%	→	1	0.17%	→	0	0.09%
31	49	新宿駅東南口前	B	3,259	0.00%	→	2,910	0.00%	↑	3,207	0.18%	↓	3,391	0.18%
32	50	新宿駅東口前	B	0	0.00%	→	0	0.00%	↑	0	0.00%	→	0	0.00%
33	51	丸ノ内線新宿三丁目駅前	B	1,751	0.00%	→	1,030	0.00%	→	1,201	0.00%	↑	1,394	0.00%
34	52	丸ノ内線新宿御苑駅前	B	4	0.15%	↑	4	0.20%	↓	2	0.08%	↑	6	0.19%
35	54	丸ノ内線四ツ谷三丁目駅3番出口前	B	2,654	0.03%	↑	1,965	0.18%	↓	2,492	0.04%	↑	3,116	0.12%
36	58	JR線四ツ谷駅 伊藤ビル前	B	1	0.00%	↑	0	0.00%	↓	1	0.00%	↑	3	0.22%
37	57	JR信濃町駅前	B	890	0.00%	→	756	0.00%	→	878	0.00%	↑	914	0.00%
38	61	新宿三丁目駅 B4出口前	B	0	0.00%	→	0	0.00%	→	0	0.00%	→	0	0.00%
39	63	副都心線東新宿駅 大久保二丁目交差点	B	0	0.00%	→	0	0.00%	↑	0	0.00%	↑	0	0.00%
40	64	副都心線西早稲田駅 諏訪町交差点	B	3,223	0.00%	→	2,582	0.00%	→	2,613	0.00%	→	2,737	0.00%
		合計(合計値の喫煙率)		0	0.00%	→	0	0.00%	↑	0	0.00%	↓	0	0.00%
		単純平均喫煙率		516	0.06%	→	428	0.07%	↓	524	0.07%	→	488	0.09%
				70,722	0.12%	→	60,217	0.10%	→	65,632	0.11%	→	63,981	0.14%

(2)生活道路調査地点

朝調査時間別区分

A 7:30~8:30計測

B 8:00~9:00計測

C 7:30~9:00計測

平成29年
(朝)

(朝)

(朝)

平成29年
(朝)

新 No.	旧 No.	調査地点	時間 区分	6月19日		傾 向	9月4日		傾 向	12月4日		傾 向	3月5日	
				天候:晴れ			天候:曇りのち雨			天候:晴れ			天候:曇り	
				喫煙者数 通行人数	喫煙者割合		喫煙者数 通行人数	喫煙者割合		喫煙者数 通行人数	喫煙者割合		喫煙者数 通行人数	喫煙者割合
41	-	下落合一丁目 西武新宿線踏切前	B	2 462	0.43%	↓	0 414	0.00%	↑	2 421	0.48%	↓	1 415	0.24%
42	-	高田馬場二丁目 日拓ビル裏	B	1 2,900	0.03%	↑	2 1,238	0.16%	↓	2 2,565	0.08%	→	2 2,332	0.09%
43	-	早稲田通り 東陽ビルディング前	B	5 1,567	0.32%	↓	3 1,121	0.27%	↑	6 1,261	0.48%	↑	9 1,358	0.66%
44	-	大久保通り 弘林ビル前	B	1 579	0.17%	↑	2 557	0.36%	↓	1 699	0.14%	↑	4 629	0.64%
45	-	百人町一丁目 第二大久保ガード前交差点	B	4 1,410	0.28%	↑	6 1,061	0.57%	↓	4 834	0.48%	↓	1 1,304	0.08%
46	-	百人町一丁目 東京マルチメディア専門学校付近	B	7 1,165	0.60%	↑	13 1,164	1.12%	↓	6 1,154	0.52%	↑	7 1,054	0.66%
47	-	百人町一丁目 みなみビル前	B	3 1,552	0.19%	↓	0 1,528	0.00%	→	0 1,403	0.00%	↑	4 1,346	0.30%
48	-	百人町二丁目 科研ビル前	B	7 1,488	0.47%	↓	0 825	0.00%	↑	1 1,014	0.10%	↓	0 1,234	0.00%
49	-	百人町二丁目 百二公園前	B	0 871	0.00%	↑	10 873	1.15%	↓	7 893	0.78%	↓	2 828	0.24%
50	15	夏目坂通り 文理会館ビル付近	B	4 826	0.48%	↓	1 750	0.13%	→	1 860	0.12%	→	1 826	0.12%
51	-	早稲田町78 鶴巻南公園前	B	0 1,003	0.00%	↑	5 1,064	0.47%	→	5 1,166	0.43%	→	4 902	0.44%
52	-	揚場町一丁目 飯田橋中央ビル前	B	3 1,432	0.21%	↓	0 1,326	0.00%	→	0 1,426	0.00%	→	0 1,328	0.00%
53	-	新宿喜機ビル前JR沿い	B	4 693	0.58%	↑	6 640	0.94%	↓	1 717	0.14%	↑	8 584	1.37%
54	-	職安通り 百人町ビル前	B	9 579	1.55%	↓	0 636	0.00%	↑	4 757	0.53%	↑	5 693	0.72%
55	-	文化センター通り 新宿文化センター前	B	0 290	0.00%	↑	4 440	0.91%	↓	0 283	0.00%	↑	1 275	0.36%
56	-	十二社通り 新宿中央公園西交差点前	B	0 525	0.00%	→	0 506	0.00%	→	0 534	0.00%	→	0 571	0.00%
57	-	市谷仲之町2 仲之公園前	B	7 316	2.22%	↑	7 297	2.36%	↓	7 321	2.18%	↓	4 300	1.33%
58	-	市谷本村町3 千代田ビル裏	B	4 249	1.61%	↓	3 229	1.31%	↑	4 251	1.59%	↓	2 242	0.83%
59	-	市谷長延寺町6 大和小田急建設駐車場前	B	0 812	0.00%	→	0 798	0.00%	→	0 819	0.00%	→	0 805	0.00%
60	-	モア5番街 後楽園アドホックビル裏	B	4 420	0.95%	↓	3 367	0.82%	↑	4 312	1.28%	↓	3 321	0.93%
61	-	ムサンノ通り 新宿3-27前交差点	B	2 351	0.57%	↓	1 225	0.44%	↑	2 385	0.52%	↓	1 392	0.26%
62	57	新宿五丁目 新宿野村證券ビル前	B	3 970	0.31%	↓	1 682	0.15%	↑	2 925	0.22%	↓	0 935	0.00%
63	58	新宿三丁目 ダイアン新宿ビル前	B	0 756	0.00%	↑	6 680	0.88%	↓	5 774	0.65%	↓	4 698	0.57%
64	60	新宿三丁目 KN新宿ビル前	B	0 688	0.00%	↑	3 720	0.42%	↓	0 815	0.00%	↑	1 849	0.12%
65	62	新宿三丁目 松井ビル前	B	1 2,006	0.05%	↑	3 1,610	0.19%	↓	2 1,951	0.10%	↓	0 1,908	0.00%
66	-	新宿三丁目要通り 武蔵野駐車場前	B	6 624	0.96%	↑	5 484	1.03%	→	6 610	0.98%	↓	2 557	0.36%
67	-	花園通り 新宿2-9交差点	B	2 1,473	0.14%	→	2 1,941	0.10%	↑	3 1,331	0.23%	↓	0 1,355	0.00%
68	-	四谷三栄町しんみち通り 中沢ビル前	B	6 698	0.86%	↑	7 653	1.07%	↑	9 602	1.50%	↓	7 696	1.01%
69	-	大京町30 慶應義塾大学病院前	B	0 709	0.00%	→	0 736	0.00%	→	0 938	0.00%	↑	3 806	0.37%
70	-	早稲田通り 西早稲田リサイクル活動センター付近	B	0 738	0.00%	↑	1 464	0.22%	↓	0 670	0.00%	→	0 444	0.00%
合計(合計値の喫煙率)				85 28,152	0.30%	↑	94 24,029	0.39%	↓	84 26,691	0.31%	→	76 25,987	0.29%
単純平均喫煙率					0.43%			0.50%			0.45%			0.39%

7 新宿区の温室効果ガス排出量

(1) 温室効果ガス排出量算定 (CO₂)

排出量単位: 1,000t-CO₂

	1990年	2013(平成25)年		2014(平成26)年		2015(平成27)年	
	排出量	排出量	1990年比	排出量	1990年比	排出量	1990年比
産業部門	274	99	-63.9%	66	-75.9%	78	-71.5%
民生部門	1,640	2,579	+57.3%	2,436	+48.5%	2,260	+37.8%
家庭	399	633	+58.6%	599	+50.1%	561	+40.6%
業務	1,241	1,947	+56.9%	1,837	+48.0%	1,699	+36.9%
運輸部門	519	453	-12.7%	444	-14.5%	428	-17.5%
廃棄物部門	30	70	+133.3%	67	+123.3%	71	+136.6%
合計	2,464	3,201	+29.9%	3,013	+22.3%	2,837	+15.1%

※地球温暖化防止特別区共同事業の中で、温室効果ガス排出量算定手法の標準化を特別区協議会が実施し、各区排出量を算出。

(2) 温室効果ガス排出量の推移

単位: 1,000t-CO₂

		1990	1995	2010	2011	2012	2013	2014	2015
二酸化炭素	CO ₂	2,464	2,635	2,823	2,935	3,232	3,201	3,013	2,837
メタン	CH ₄	3	3	2	2	2	2	2	2
一酸化二窒素	N ₂ O	19	19	9	8	8	7	7	8
ハイドロフルオロカーボン類	HFCs		13	113	127	147	195	220	239
パーフルオロカーボン類	PFCs		0	0	0	0	0	0	0
六ふっ化硫黄	SF ₆		5	1	2	2	1	1	1
合計		2,486	2,674	2,949	3,073	3,390	3,407	3,244	3,087

(3) 部門別 CO₂ 排出量の推移 (簡易)

単位: 1,000t-CO₂

		1990	1995	2010	2011	2012	2013	2014	2015
産業部門	農業・水産業	0	0	0	0	0	0	0	0
	建設業	105	51	56	43	51	46	22	37
	製造業	169	143	53	65	58	53	44	41
産業部門計		274	194	109	108	109	99	66	78
民生部門	家庭	399	427	515	568	632	633	599	561
	業務	1,241	1,407	1,704	1,747	1,966	1,947	1,837	1,699
民生部門計		1,640	1,834	2,219	2,314	2,599	2,579	2,436	2,260
運輸部門	自動車	378	435	290	282	266	258	260	247
	鉄道	142	143	143	168	193	194	184	181
運輸部門計		519	578	433	450	459	453	444	428
廃棄物部門		30	29	63	63	65	70	67	71
総合計		2,464	2,635	2,823	2,935	3,232	3,201	3,013	2,837

8 環境行政のあゆみ

変遷の特徴	国の動き	都の動き	新宿区の動き
<p>昭和40年代半ば頃</p> <p>公害に対する規制行政のはじまり 典型7公害（大気、水質、騒音、振動）、悪臭、地盤沈下、土壌） 産業公害の沈静化</p> <p>公害行政から環境行政への転換（規制行政から快適環境の創造）</p> <p>典型7公害から転換し、環境を広くとらえて管理する</p> <p>都市・生活型公害の顕在化（自動車公害・近隣公害）</p> <p>地球環境問題の表面化 ○酸性雨被害、オゾンホール拡大</p>	<p>昭和42年 公害対策基本法 昭和43年 大気汚染防止法 騒音規制法 公害国会 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 環境庁設置 水質汚濁防止法 悪臭防止法 昭和47年 国連人間環境会議（人間環境宣言・6月5日が世界環境デー） 昭和51年 振動規制法</p>	<p>昭和44年 公害防止条例制定 昭和45年 公害局設置 光化学スモッグ被害初めて発生 昭和46年 生ごみ戦争宣言</p> <p>昭和47年 江東区住民が杉並区のごみを集力阻止 昭和49年 酸性雨被害発生 昭和50年 江東区、江戸川区を中心に六価クロム鉱さいによる土壌汚染問題</p> <p>昭和55年 環境影響評価条例制定 昭和56年 公害局から環境保全局へ変更 昭和57年 トリカエレンの地下水汚染判明 昭和62年 環境管理計画策定</p>	<p>昭和44年 建築部公害課設置 昭和45年 牛込柳町鉛公害</p> <p>昭和47年 環境部設置（公害課・環境課）</p>
<p>昭和50年代半ば頃</p> <p>循環型・環境保全型社会の構築 ○ライフスタイルの見直し</p> <p>○地球的規模で考え、足もとから行動</p> <p>○環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築</p> <p>○区民・事業者・行政のパートナーシップの確立・協働</p> <p>地球温暖化問題の深刻化 IPCC（気候変動に関する政府間パネル）報告により警鐘</p>	<p>昭和58年 浄化槽法 昭和63年 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律</p> <p>平成 2年 地球温暖化防止行動計画 平成 3年 資源の有効な利用の促進に関する法律 平成 4年 自動車VOCs法 国連環境開発会議（地球サミット）開催・気候変動枠組条約締結 平成 5年 公害対策基本法廃止 環境基本法（環境の日） 平成 6年 第1次環境基本計画（循環、共生、参加、国際的取組） 平成 7年 容器包装リサイクル法 平成 9年 新エネ法、省エネ法 京都議定書採択</p>	<p>平成 3年 ごみ減量化行動計画 清掃工場建設計画策定 平成 4年 廃棄物条例制定</p> <p>平成 6年 環境基本条例制定</p> <p>平成 7年 環境白書発行、以後定期発行 平成 8年 事業系ごみ全面有料化 平成 9年 環境基本計画策定</p>	<p>平成 4年 環境公害課・リサイクル推進課設置</p> <p>平成 5年 新宿リサイクル活動センター設置</p> <p>平成 6年 環境管理計画策定 環境都市宣言</p> <p>平成 7年 環境保全課設置（改名） リサイクル条例制定 平成 8年 環境基本条例制定 新宿区空き缶・吸い殻等の散乱防止に関する条例制定</p>

8 環境行政のあゆみ

	<p>平成10年 地球温暖化対策推進法 家電リサイクル法 ダイオキシン類対策法 グリーン購入法 第2次環境基本計画 循環型社会形成基本推進法</p> <p>平成11年</p> <p>平成12年</p> <p>平成14年 ヒートアイランド対策大綱 土壌汚染対策法 自動車リサイクル法</p> <p>平成17年 京都議定書発効</p> <p>平成18年 第3次環境基本計画</p> <p>平成19年 G8ハイリゲンダム・サミット開催</p> <p>平成20年 京都議定書第一約束期間開始 低炭素社会づくり行動計画 生物多様性基本法 地球温暖化対策推進法、省エネ法改正</p> <p>平成21年 改正省エネ法</p> <p>平成22年 国際生物多様性年 生物多様性条約COP10 (名古屋) エネルギー基本計画 低炭素都市づくりガイドライン</p> <p>平成23年 エネルギー基本計画見直し</p> <div data-bbox="1332 1556 1492 1937" style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 10px; text-align: center;"> <p>東日本大震災を契機にエネルギー政策のあり方検討</p> <p>↓</p> </div>	<p>平成10年 地球温暖化</p> <p>平成13年 環境確保条例施行 (公害防止条例の抜本改正) 自然保護条例施行 ヒートアイランド対策大綱 廃棄物処理計画策定 アスベスト問題表面化</p> <p>平成14年</p> <p>平成18年 10年後の東京（カーボンマイナス10年プロジェクト） 東京都気候変動対策方針策定</p> <p>平成19年 環境確保条例改正（温暖化対策強化） 東京都環境基本計画策定</p> <p>平成21年 東京都自然保護条例改正</p> <p>平成22年 温室効果ガス排出量総量削減義務と排出量取引制度義務</p> <p>平成23年 東日本大震災を踏まえた今後の環境政策のあり方について（中間とりまとめ）</p>	<p>平成10年 環境行動指針策定</p> <p>平成11年 環境土木部環境保全課設置</p> <p>平成12年 資源清掃対策室リサイクル清掃課設置 清掃事業の区移管 ISO14001 認証取得 新宿区一般廃棄物処理基本計画策定 リサイクル及び一般廃棄物の処理に関する条例制定 庁内地球温暖化対策実行計画策定</p> <p>平成13年</p> <p>平成15年 第2次庁内地球温暖化対策実行計画策定</p> <p>平成16年 環境基本計画策定 環境学習情報センター設置 新宿区環境白書発行開始 新宿区空き缶等の散乱及び路上喫煙による被害の防止に関する条例に改正 省エネルギー環境指針策定</p> <p>平成17年</p> <p>平成18年</p> <p>平成19年 第3次庁内地球温暖化対策実行計画策定</p> <p>平成20年 環境基本計画改正 新宿区一般廃棄物処理基本計画策定 環境清掃部環境対策課・生活環境課設置 ごみの新分別開始</p> <p>平成21年 新宿区みどりの基本計画改正 景観まちづくり計画策定</p> <p>平成22年 西早稲田リサイクル活動センター設置</p> <p>平成23年 地球温暖化対策指針策定 第4次庁内地球温暖化対策実行計画策定</p>
--	--	--	--

8 環境行政のあゆみ

<p>現在</p>		<p>平成24年 ヒートアイランド対策マニュアル 「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」開始</p> <p>平成26年 エネルギー基本計画</p> <p>平成27年 パリ協定採択 (COP21)</p> <p>平成28年 地球温暖化対策計画</p>	<p>平成24年 第四次環境基本計画策定 東京都省エネ・エネルギーマネジメント推進方針策定</p> <p>平成27年 持続可能な資源利用に向けた取組み方針の策定 平成28年 東京都環境基本計画 平成29年 「東京の自然公園ビジョン」の策定</p>	<p>平成25年 新宿区第二次環境基本計画策定 新宿区一般廃棄物処理基本計画改定 新宿リサイクル活動センター竣工</p> <p>平成26年 新宿東清掃センター竣工 ごみ減量リサイクル課設置</p> <p>平成27年 新宿中継所 (名称変更) 「新宿中継・資源センター」</p> <p>平成28年 第5次市内地球温暖化対策実行計画策定</p> <p>平成29年 新宿区環境マネジメント開始</p> <p>平成30年 新宿区第三次環境基本計画策定 新宿区一般廃棄物処理基本計画策定 第6次市内地球温暖化対策実行計画策定 新宿区みどりの基本計画改定</p>
-----------	--	---	---	---

《区の環境対策にご意見・ご要望をお寄せください》

区では、第二次環境基本計画の進捗状況の確認・点検の手段として環境白書を作成しています。

ご覧いただき、ご意見やご要望、ご質問等がございましたらお手数ですが、環境対策課までお寄せください。

今後とも、区の環境対策にご協力お願いします。

郵送先：〒160-8484 新宿区歌舞伎町 1-4-1 環境対策課宛て

T E L : 03-5273-3763

F A X : 03-5273-4070

E-Mail : kankyo@city.shinjuku.lg.jp

区の環境対策へのご意見・ご要望（平成 30 年度新宿区環境白書）

お名前（任意）	
ご住所（任意）	
FAX 番号（任意）	
ご意見の内容	